

第五十章 江戸文化の爛熟

文化の爛熟と停滞

文化の發達もある程度に達すると爛熟と共に停滞・萎微に陥る傾を有し、この状態を打破して更に新氣運を造り出すには必ずや新しい刺激を要する。寛政以後の江戸末期は文化文政を中心とする爛熟期で、その種類の豊富、普及の擴行に於て全盛を極めたが、内容實質に於ては既に停滞萎微の傾を免れなかつた。併し幕末に於ける西洋諸國の壓迫や、尊皇佐幕、開國攘夷の争は、一般人心に動搖を感ぜしむると共に、この刺激による緊張は文化にも影響して、西洋學の移入、國體思想・政治思想の發達等は、稍、見るべきものがあつたが、その效果の大に現はれたるは寧維新後であつた。

儒學

儒學はこの期の初頭に異學の禁があり、幕府は朱子學を正學と定めると同時に、柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二洲・古賀精里等相次いで儒官となり、林述齋林家を中興して、昌平坂學問所も官學の權威を恢復するに至つた。栗山は典故にも通じ、定信の顧問として最功あり、二洲は正學指掌を著し、異學を排して朱子學振興に努め、精里は寧博治であつた。述齋豪邁の資を以て學政を總べること四十九年、官學の規模を樹立し、よく人才を養ひ、幾多の大編輯の總裁となり、屢、幕政の諮詢に與り、秩祿三千五百石に至つた。原千五百石天保十一年歿七十四歳 三博士の凋落後述齋を輔翼したのは佐藤一齋・松崎謙堂等であ

官學

官學以外の朱子學

つたが、一齋は天保の改革の際儒官に擧げられ、その門人安積良齋及び謙堂の門人鹽谷宕陰・安井息軒亦儒官に登用せられて昌平齋の最後を飾つた。

官學以外の朱子學者としては、大坂に於て二洲・精里の友であつた頼春水彌太郎 惟完は本國廣島の儒臣となり、藩校創立に參畫し、學統辨を著して異學の禁の先容を成し、京に於ける栗山の友西山拙齋は栗山に異學の禁を慫慂し、栗山に代つて赤松滄洲の異學の禁に對する反對に應答し、大坂の中井竹山積善・履軒兄弟は懷德書院に據つて關西に重きをなした。

陽明學 佐藤一齋

一齋坦拾藏 愛日樓は官學にあつたため、陽には朱子學を以て終始したが、實は王學を信奉し、朱王の乖離せざるを説き、惺窩の朱陸を併せ取つたを尊んだ。その言志四録は我國語録の白眉であり、その門戸亦盛を極めて、弟子三千餘人、佐久間象山・吉村秋陽・山田方谷・大橋訥庵・安積良齋等多士濟々で、或は朱に従ひ、或は王を主とした。安政六年歿 八十八歳 象山の門に吉田松陰・河井繼之助等を出し、松陰の松下村塾から高杉晋作以下英才雲の如く生じ、幕末に於ける人才の藪淵となつた。一齋と同時に大坂に大鹽中齋が出で、洗心洞割記を著して、陽明學を以て鳴つたが、天保八年兵を起して敗死した。四十歳 この他梁川星巖・横井小楠・春日潜庵・真木和泉等、幕末の志士には王學に傾いた人が頗る多かつた。

折衷學

折衷學は江戸に山本北山・龜田鵬齋等名聲あり、太田錦城次いで出で、遂にこれを大成した。錦城

は金峨の門に出でた吉田篁墩等と共に清朝考證學の影響を受けるに至つた。かくて折衷考證は漸く精妙に進んだが、自己の思想の展開は沈滞萎微するを免れなかつた。

國學
平田篤胤

國學に於ける當代の代表者は平田篤胤大角、伊吹廼舎であつた。彼は宣長歿後の門人で、文化元年以來江戸に國學を講じて名聲籍甚、弟子千餘に及び、その著書を禁裏・仙洞にも上つて白銀を賜はり、吉田・白川兩家からは神官の師職を囑せられ、晩年舊主佐竹家の聘に應じた天保十四年、歿六十八歳。彼は春滿・真淵・宣長と併せて國學の四大人と稱せられるが、真淵の文學に秀で、宣長の文獻學的研究に長じたに反し、最宗教的色彩を帯び、極力儒教・佛教及びその影響を受けた俗神道を排撃して我古道の諸道に勝れ、我皇國の萬國に冠絶することを強調した。このため尊皇攘夷論を高唱した點に於て、彼は最著しく、真淵・宣長等の田安家・紀州家等に仕へたに反し、彼が却つて京都に縁故の深かつたのも偶然ではない。彼は學博く、儒を斥くるには儒を究め、佛を破するには佛に通じて、これに當つたため、儒教に對する西籍概論、佛教に對する出定笑語等も論鋒頗る銳利であつた。而して我古道を説くには先づ記紀・姓氏錄等によつて古史成文を編し、更に古史徵・同開題記及び古史傳によつて、その典據と解説を示し、古道大意等によつて、皇産靈神の御靈によつて生まれついた武く正しく素直な心即大和心をそのまゝ、僞らず扞げずに守つて行くが人の道であり、かゝる古道の我國に備はるは、我國の萬國に勝れて居るため、

我國は本來神によつて萬國に先立つて創成せられた國で、君も民も悉く神々の末であり、何事も不足なく、殊に米に富み、土地も暖で肥え、武勇に長じ、外侮を受けないのは、その證であり、國の小さいは必しも大きいに劣らず、開け方の遅いは尊い所以であり、險阻で耕種に勞多く、島々の集まりであるのも天津神の御心から出たこととして居る。彼の著書は百餘部に及び、その博綜と組織的能力とは驚くべきであるが、その根柢を先人の説によるものも多く、典據の誤謬も少くない。要するに學術的研究よりは、復古國學の思想を昂揚し、宣布した宗教家的活動がその大功績であつた。その門下矢野玄道・大國隆正・飯田武郷等幾多の尊皇の志士を出現し、且神道界に一大革新を與へ、久しく佛徒の手に歸して居た神祇を固有の形に歸す氣運を造り得たのも、この傾向の結果に外ならなかつた。

宣長の古事記を主としたるに對し、篤胤は記紀を平等に見たが、江戸の獨學者橋守部は書紀を以て古事記に勝るとし、稜威之道別いっのちがきを著して書紀を解し、特に宣長の説に反對し、篤胤の弟子鈴木重胤は日本書紀傳を著し、三十卷に及んだが、未だ神代卷をも終らずして暗殺せられた。萬葉集については加藤千蔭の略解この期の初頭に出て最弘く行はれたが、更に末期には土佐の鹿持雅澄かもちまさずみ萬葉集古義百四十卷を著して詳細を極め維新後宮、内省刊行、古今集に就いては香川景樹の古今集正義最考證精緻で創意に富んだ。

史家としての宣長の遺髪を繼いだものは伴信友で、宣長の歿後の門人たること、著書の夥しいこと

古典の研
究

史學
伴信友

堀保己一

及び他家を繼いだこと等は篤胤と一致して居るが、その本領は全く國史の考證にあつて、節約して書
 を購ひ、籠居して研究述作に刻苦し、弟子をも養はなかつた。その國史の研究は各時代に及び、考證
 極めて精緻である。著書百二十部に及び、就中我國と支那・朝鮮・琉球との關係を説いた中外經緯傳、
 弘文天皇を論じた長等の山風、南北朝のことを記した殘櫻記・南山巡狩録、假名文字の沿革を考證し
 た假名本末及び逸文風土記・史籍年表・隨筆比古婆衣等著名で、外に校訂を終つたもの五十部に達して
 居る。篤胤とは親交あり、篤胤から「予は先鋒也、臣也、弟也、君は大將也、君也、兄也」とまで言つ
 たが、晩年絶交した弘化三年歿。七十三歳。 信友と同時に考證・校刊に功の著しかつたは堀保己一温故と狩谷掖齋望
 實事求是書屋との二人であつた。保己一は幕府の保護を受けて和學講談所を開き、我國類書の嚆矢たる群書類
 從千二百七十部を編して、豫約刊行した外、更に續群書類從千八百部を編し、又令義解・日本後紀・扶桑略記・百
 練抄等を校刊し、水戸家の依頼により大日本史・源平盛衰記を校正し、且六國史の後を繼ぎ後一條天皇
 に及ぶ史料四百五十卷、現在の東京帝國大學の、大日本史料の編纂はこの續成である。 武家故實の史料を集めた武家名目抄七百卷、外交の沿革を記した
 榮蠅抄、朝鮮との關係を述べた鷄林拾葉、長慶天皇を論じた花咲松等著述も頗る夥しかつた文政五年歿。七十七歳。
 掖齋は古書・古錢の蒐集に努め、これによつて本朝度量權衡考・上宮法王帝說注・箋註倭名類聚抄・校本
 日本靈異記・同攷證・同校譌・扶桑略記校譌・古京遺文等の考證・校刊を遂げた天保六年歿。六十一歳。

狩谷掖齋

官府の修
史府

水戸家

蘭學
大槻玄澤

幕府に於ける史籍の編輯も頗る盛で、寛永諸家系圖傳を増補修正した寛政重修諸家譜千五百三十五卷、若
 寛政十一年。文化九年。德川氏歴代の實紀。家治まで、五百十六卷、林述齋總裁、成島司直編輯文化六。德川氏の發祥から家康一代の
 事蹟を記し、史料を掲げた朝野舊聞哀稿。千九十三卷總裁林述齋。・足利十五代の事蹟を記した後鑑。三百六十五
 等及び當代の外國關係を網羅した通交一覽。三百七十五卷、林述齋。嘉永四年。天保十二年。水戸の大日本史も紀傳
 一たび成つて以來殆ど進捗を見なかつたが、この期の初に治保文あり、末に齊昭烈が出て、これに意を用
 る、立原翠軒・藤田幽谷・川口長孺・會澤安・藤田東湖等史館の總裁となり、紀傳を再訂して文化七年期
 廷に獻じ、嘉永二年遂に刊行を了し、更に志表の
 編輯を續けた。

men leeren. 人習	Jk wensch u goe 我望你吉
Hy brengt gant 他終	den dag myn heer. 日君我貴希
fche nagten met 夜以	Jk ben u dienaar 我者你臣
leefen door. 音讀徹	Ouden zal men 老可人
Jk heb al myn 我悉吾	eeren jongen zal 敬少可

梯階學蘭 圖三十四第

西洋學は外艦渡來の刺戟によつて最著しい發達
 を見たが、その中心は依然蘭學であつた。大槻玄
 澤磐水江戸に出て杉田玄白に蘭方醫術を學び、次
 いで前野良澤に就いて蘭學を修めたが、更に朽木
 龍橋の補助を得て長崎に遊學して研究を進め、天
 明六年本藩仙臺伊達氏の醫員となり、江戸に芝蘭堂を開

いて蘭學を講じ、同八年蘭學階梯を刊行して、蘭學の性質・效用と蘭文の解釋法を述べた。これは蘭學書開板の嚆矢で、これより蘭學に志すもの急に増し、蘭學隆盛の端となつた。されば門戸隆盛を極め、宇田川玄隨初良澤・橋本宗吉・安岡玄眞榛齋、後宇田川玄隨の嗣となる・稻村三伯後海上隨等と稱すの偉才を出し、その子玄幹里亦家學を繼承した。かくて文化八年以來幕府の翻譯に與り、番頭格として三百石を給せられ、又自ら譯述・著作する所、重訂解體新書十三卷・圖一帖・蕙錄煙草の傳來史等を初め、刻本十五、稿本二百餘に及んだ文政十年歿七十一歳。玄眞の門養子榕庵の外、坪井信道・箕作阮甫・佐藤信淵・飯沼欲齋を出だし、信道の弟子に杉田成卿玄白の孫・緒方洪庵・川本幸民等があつた。洪庵は天保九年大坂に醫業を開いたが、この門に學んだ橋本左内・福澤諭吉・大村益次郎・佐野常民・大鳥圭介・寺島宗則・長與專齋等は、幕末から明治に互り、新智識として活躍した。

辭書
稻村三伯は翻譯の困難は對譯辭書なきによることを痛感し、フランソア・ハルマの蘭佛辭書の蘭語に邦譯を附けるに刻苦し、安岡玄眞の助力を得て、寛政八年遂にこれを完成した。これを波留麻はるま和解又は江戸ハルマと呼び東西韻會とも云ふ、語數八萬餘、蘭語は木活字を用ゐ、邦譯は玄眞の筆寫で、三十部を刊した。これによつて蘭語を獨習し、後彼の門に入つた藤林普山は、この中三萬餘言を抜き、更に醫藥の名二千七百を附して譯鍵と名づけ、文化七年一百部を印行した。本書は實に蘭學の重寶となり文政

譯鍵圖四十四第

七年及び安政四年再刻せられて居る。オランダ船の渡航絶えたため、寛政十二年以來出島に居ること十九年の久しきに及んだ甲比丹ヅウフは、この間に同じくハルマの蘭佛辭書を通詞と共に翻譯し、文化十三年命によつてこれを幕府に献上したが、江戸ハルマと區別して世にこれを道富ドウフハルマといふ。後桂川甫周これが校訂開板を志し、安政五年遂にその業を終へ、和蘭字彙十二卷として刊行された。

別に寛政十年森島中良の類聚紅毛語譯が出、類によつて語を集め、蘭語を片假名書にした小本で、後蠻語箋に改題せられ、更に嘉永元年箕作阮甫改正増補し、原字を加へて刊行した。

文法は當時文科或はガラマチカと言ひ、長崎の中野柳圃初志筑忠雄といふ通詞を辭し専ら翻譯に従事してこれを自得し、文化の初これを大槻玄幹及び通詞等に傳へてから、初めて知られ、文政末坪井信道初めて江戸にウエラントの小文典を講じたが、天保十三年に至つて箕作阮甫はモチノルの和蘭文典を校刊

綜合日本史概説 卷下
して、便利を與へた。

蘭學の發達と外艦の渡來は、大名の蘭學者を抱へるものを増さしめたが、幕府も文化八年より天文臺中に蕃書和解御用と呼ぶ譯局を設け、馬場佐十郎・大槻玄澤・同玄幹・宇田川玄眞・杉田立卿玄白の子・同成卿立卿の子・青地林宗・小關三英・箕作阮甫・同秋坪阮甫養嗣等相次いで譯官に登用せられた。ペリイ渡來後は翻譯の繁劇急増したため、安政二年洋學所を設けて古賀謹堂精里を頭取とし、翌年蕃書取調所と改稱して、箕作阮甫・杉田成卿等教授職となり、後洋書取調所文久二年・開成所同三年と改稱せられ、幕末に於ける西洋學の淵藪となり、盛に翻譯書を出した。

イギリス語・フランス語
イギリス語・フランス語
イギリス語・フランス語

かくの如くその初は西洋學は蘭學に限られたが、ロシア・イギリスの艦船の渡來はロシア語・イギリス語の必要を感せしめ、文化六年幕府は長崎の通詞に兩國語の兼修を命じ、北アメリカ合衆國に漂流した中濱萬次郎も幕府に召されて、漸く發達の緒に就いた。フランス語は村上英俊が誤つてフランス文の化學書を求め、佛蘭辭書によつて、これを讀破したに初まり、安政末から蕃書取調所にはイギリス語・フランス語をも加へらるゝに至つた。

蘭學は主として醫者によつて發達したため、西洋學中最早く開けたは醫學であつた。この期に入つて大槻玄澤の重訂解體新書、宇田川玄隨の西說内科選要十八冊、同玄眞の増補重訂内科選要・醫學提綱、

Philipp Franz von Siebold

理化學

Karl Peter Thumberg 植物學

兵學 高島秋帆

江川坦庵

緒方洪庵の病學通論等を初め譯著最盛であつた。然るに文政六年出島に來たドイツ人シイボルトは、日本研究の資を得るため、同年幕府に請ひ、鳴瀧に學舎を設けて、醫學・本草學を講じ、且診療に従事した。高良齋・戸塚靜海・伊藤玄朴・高野長英・小關三英・伊藤圭介等その主なる門弟であつた。戸塚靜海・伊藤玄朴は幕府の奧醫師となつたが、彼等は幕府に請ひ、安政五年江戸の蘭方醫八十名と協力し種痘館を設けた。後幕府の手に移つて種痘所又は西洋醫學所と改稱せられた。

理化學では、青地林宗氣海觀瀾を著して、物理學當時費西家又を傳へ、川本幸民これを敷演して、氣海觀瀾廣義を出し、宇田川榕庵舍密開宗を著して化學當時舍密を傳へた。植物學は榕庵西說善多尼訶經及び植物學啓原を著したが、次いで飯沼欲齋我國の植物を採集し、西說を加へて、草木圖説を出し、伊藤圭介ツウンベルグの日本植物圖譜を得て、我植物のラテン名を知り、リンナの泰西本草名疏を譯して、西洋植物學の進歩の基礎を造つた。

國防の必要は兵學・砲術に心を向けしめるに至つたが、長崎の町年寄高島秋帆四郎太夫はオランダ甲比丹について砲術を學び、蘭學者をして兵書を譯さしめ、銃砲を買ひ、洋式の船を造つて水陸に於ける實驗演習をも行つた。天保十二年幕府は彼を召して砲技を實演せしめ、伊豆葦山代官江川坦庵太郎左衛門英龍は彼の傳を受け、洋式の反射爐を設けて大砲を鑄た。秋帆は讒によつて一時入牢したが、坦庵の盡力によ

佐久間象山
大名と砲術

つて許されて後幕府の砲術師範となり、阿部正弘から火技中興洋兵開基と稱せられた慶應二年歿。六十九歳。坦庵の門に佐久間象山が出、學漢蘭を兼ね、識一世を凌ぎ、江戸に兵學・砲術を講じて、その門から吉田松陰・河井繼之助・勝麟太郎安房海舟等を出した。大名としては島津齊彬・水戸齊昭・真田幸貫等最國防に心を用ゐ、大砲の鑄造に努めたが、殊に齊彬は最西洋文物の採用に熱心で、瓦斯・電氣・寫眞・造船等をも試み、琉球に於て我開國以前既に貿易を開いた。

伊能忠敬

この他伊能忠敬は數學天文學から測量の法に通じ、寛政十二年以來幕府の命を受けて全国の海岸を測量し、文政元年に至つてこれを完成しこの年歿七十四歳。完成獻上は四年。佐藤信淵は五代の祖信邦以來の家學に、蘭説

佐藤信淵

の理化學を加へて、實地の經濟によつて國を富まし、政治・兵制の改革によつて世界を統一すべきを論じ、帆足萬里は漢學に蘭學を加へ、天文・曆學・政治・經濟に独自の見解を樹てた。

帆足萬里

かくの如き西洋學の發達に伴ひ、これに對する厄難も屢々生じた。文政十一年シイボルトが歸國に際し、所有品中國禁のもの、少からぬことが暴露し、伊能忠敬所製の地圖及び間宮林藏の紀行を贈つ

洋學の厄難

た天文方高橋景保作左衛門は死刑になり、小關三英は連座を恐れて自殺した。鳥居忠耀目付後江戸町奉行は最蘭學を嫌ひ、高野長英・渡邊華山・高島秋帆等の處罰は、皆彼の摘發した所であつた。

文學

文學は前代に比し、更にその種類・普及を増したが、漸く惡傾向をも多からしめた。唯漢文學は從

漢詩文

來に見ない盛運に會し、詩文集の刊行、書畫會の開催等最盛であつた。寛政の三博士及び頼山陽・松崎謙堂・佐藤一齋・古賀侗庵・篠崎小竹・齋藤拙堂・森田拙齋等文名高く、殊に山陽春水の子は敘事・議論共縦横自在、適健瑰麗を極め、その著日本外史・日本政記等最愛讀せられた。詩は山本北山・市河寛齋・大窪詩佛・菊池五山・菅茶山・頼山陽・廣瀨淡窓・同旭莊・梁川星巖等の名家輩出し、格調清新、日本趣味も豊になり、殊に山陽の詠史は古今獨歩の概があつた。廣瀨旭莊の豊後の咸宜園、梁川星巖の江戸の玉池吟社の如きは門戸千を以て數ふるの盛を致した。

歌文
江戸
香川景樹

歌文は江戸に村田春海の門に清水濱臣・小林歌城が出て優雅な歌風を傳へ、殊に濱臣は雅文に長じたが、その影響の最大いは京の香川景樹であつた。彼は小澤蘆庵の影響を受け、歌を自然の情を現はすものとしたが、更に歌は調ふるもので理わるものでないと斷じて、諧調を生命とし、古今集を宗とし、眞淵・宣長等の如く學問にも拘はれず、千蔭・春海等の如く遊戯にも傾かず、和歌の價値を自覺して歌道に精進し、その作清新優美で、その歌集桂園一枝は古今集を凌駕せんとして居る。さればその門流全國に及び、餘風明治時代に及んだ天保十四年歿七十六歳。この他脱俗した生活をさながら萬葉風に詠じた越後の僧良寛、雄勁典雅な歌風で、殊に長歌に於て他の追隨を許さぬ紀伊の加納諸平、洒落であつて犯し難き氣品を有した越前の井手曙覽あけみ、斬新輕妙な歌境を拓いた筑前の大隈言道等も、江戸末期を彩

地方の歌人

つた主なる歌人である。

天明の復興後俳諧は再び俗調に墮し、大坂の安井大江丸と信州の小林一茶の輕妙な滑稽の外は、蒼虬・梅室の徒が俗流に虚名を博したに過ぎなかつた。大江丸の豪富に反し、一茶は一生稀に見る窮迫悲惨な生活を送つた人で、その俳諧は前者の悠々たる應揚さを示すに反し、これは自己の生活・感情を眞率に吐露したものに外ならぬ。唯同じく生活に即しながら、芭蕉の俗を離れて一路風雅に精進したに反し、一茶は俗事俗情に徹する處に高雅な詩趣の存するを見芭蕉を禪とすれば一、茶は淨土教である。且俗語・卑語の驅使に於ては前後その比を見なかつた文政十年歿。六十五歳。

狂歌の流行は最著しかつたが、その結果として狂歌師が職業化し、互に門戸を争ひ、前代に比し卑俗に傾くを免れなかつた。この間に於て最傑出したのは宿屋飯盛園六樹と鹿都部眞顔狂歌の二人であつた。飯盛は和學者石川雅望で、古典の研究にも功あり、狂文に於ては蜀山人を凌ぎ、狂歌にも古語をも用ゐ、自ら任ずる所高く、弟子三千人と稱せられたが、眞顔は野卑な語をも避けず、その四方側初方歌垣といふは飯盛の六樹園に頡抗して下らなかつた。

寛政の改革に於ける風俗上の取締は、文藝に及ぼした影響著しく、川柳の如きも既出の柳樽さへ改版を餘議なくされ、この後漸く輕妙な滑稽味を失つて俗化した狂句に墮したが、小説に於ては洒落本

俳諧
一茶

狂歌

寛政の改
革の影響

讀本

は禁せられて、滑稽本・人情本と轉化し、黄表紙は合巻と變じ、新に讀本が大勢力を得る端をなした。

讀本とは草雙紙類の繪を主としたものに對する語で、二三の口繪を附した半紙本の小説である。その内容も従來の小説の寫實滑稽を主としたに反し、構想を主とした傳奇物で、武士道に基く勸善懲惡を目的とした理想小説である。前者は支那小説の影響及び歌舞伎・淨瑠璃の模倣の結果であり、後者は武士階級が文藝上にも勢力を及ぼした爛熟期の發現に外ならぬ。されば讀本の長所は規模構想の雄大であり、道義を重んじ、卑猥に陥らぬ點にあるが、寫實を離れ、人情を無視し、人物をある觀念の傀儡とした所に文藝としての致命傷を有する。讀本の全盛期は享和から文化・文政の間で、その代表的作者は山東京傳と瀧澤馬琴であつた。黄表紙・洒落本によつて盛名を馳せた京傳は、寛政十年の忠臣水滸傳以來、櫻姫全傳曙草紙・昔語稻妻表紙むかしはなし・善知鳥安方忠義傳共文化二年作等十種の讀本を書いた。これを馬琴に比すれば趣味の豊で、體裁挿繪の意匠勝れ、局部的には描寫の見るべきあり、材を歌舞伎・淨瑠璃及び民間傳説に取つたものが多い等はその特色であるが、組織的の頭腦乏しく、取材の範圍の狭いため、構想到統一を缺き、趣向の重複多く、且勸善懲惡も附焼及にすぎずして、力に乏しき缺陷を免れなかつた。馬琴解作堂著は初京傳に師事したが、享和三年から盛に讀本を出して京傳と競争し、遂にこれを壓倒して、小説界の第一人者となつた。初は敵討・巷談・傳説等を主としたが、後には英雄の外傳

京傳の讀
本

馬琴の讀
本

と、學者振つた講釋や、故事出典を煩さく述べたこと等は文學としての價値を甚しく低下せしめた。

唯彼が「稗史傳奇のはかなきも、見るべきは勸懲に在り、勸懲正しからざれば、誨淫導慾の外あらず」
八犬傳九輯第三十三作者總自評とて、勸懲主義を取つて、他の戲作者の讀者に阿るをのみ事としたに反し、自ら持するこ

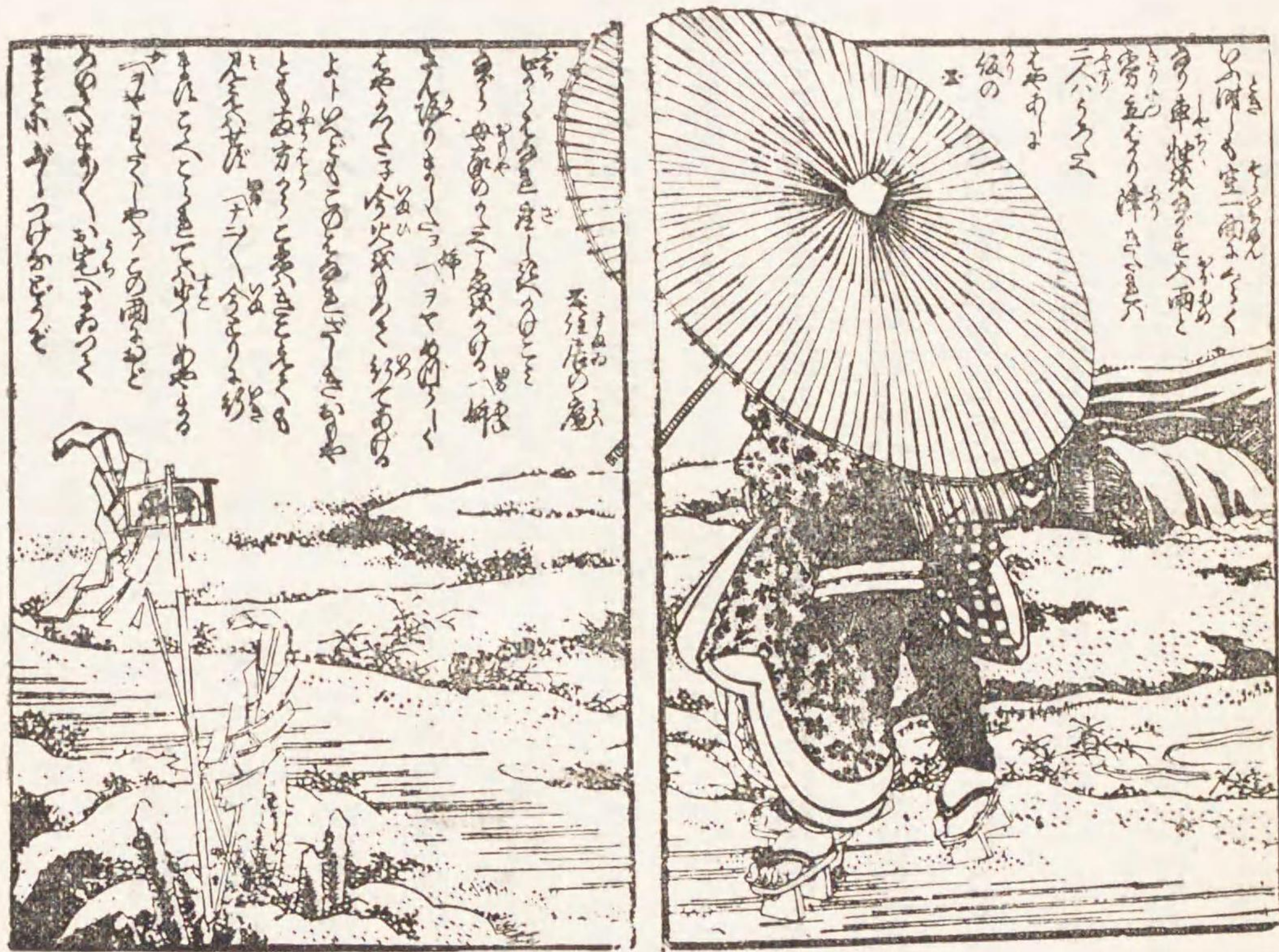
との高かつたことゝ、晩年明を失しても猶著作を續け、吃々として倦むを知らず、その作二百餘部・千餘冊に及んだ贅實な態度とは認めざるを得ない。文章は雅俗折衷で、好んで七五調を用ゐた。嘉永元年歿。八十二歳。

京傳・馬琴によつて讀本の隆盛を致すと共に、江戸上方共にこれに模するものゝ續出を見たが、最異色とすべきは國學者石河雅望狂歌師宿屋飯盛の典雅流麗な筆致であつた。

滑稽本

洒落本の禁も寛政の末には弛んだが、頓てこれが滑稽諷刺を主とする滑稽本と、脚色を重んじ人情を主として好色生活を描いた人情本とに分離し、本も讀本と洒落本の中間の大きさの中本みよし紙となつた。滑稽本の代表者は十返舎一九重田貞一と式亭三馬菊池泰輔の二人で、前者の道中膝栗毛十八編と後者の浮世風

呂・浮世床が最傑出して居る。會話を主として、純寫實的であることは、共に洒落本と共通して居るが、洒落本の遊里を主としたのを膝栗毛は道中に移して地方に及ぼし、浮世風呂・浮世床は市民の社交場たる風呂屋と床屋を舞臺として、共に江戸兒の氣質を活寫した。唯一九は江戸兒の弱點を稍諷張的に暴露せしめて、そこに滑稽を描いたが、三馬は穿つた寫生を主として居る。輕妙な滑稽は一九



（上篇初）記日雨春本情人 甲圖六十四第

が勝れ、寫生の精細と鋭い皮肉は三馬の長所で、四十八癖・古今百馬鹿の如き、皮肉本位のものもある。この二人に次いで、瀧亭鯉丈が出たが、その花暦八笑人等は單なる駄洒落と茶番に過ぎない。

洒落本から人情本の生じたは、西鶴本から八文字屋本の出たと同一轍であり、早く金魚の虎之卷の如き情話を記したのもあつたが、文政に鼻山人細川浪次、興力の契情意味張月等があり、天保に入つて爲永春水越前屋長次、狂訓亭の春色梅暦が大當を得てから、彼をして東都人情本一流の元祖と自稱せしむるに至つた。併し當時の靡爛した社會に迎合したのみで、文辭も結構も言ふに足らず、讀本と極端に相反する所に、時代相の一面を示



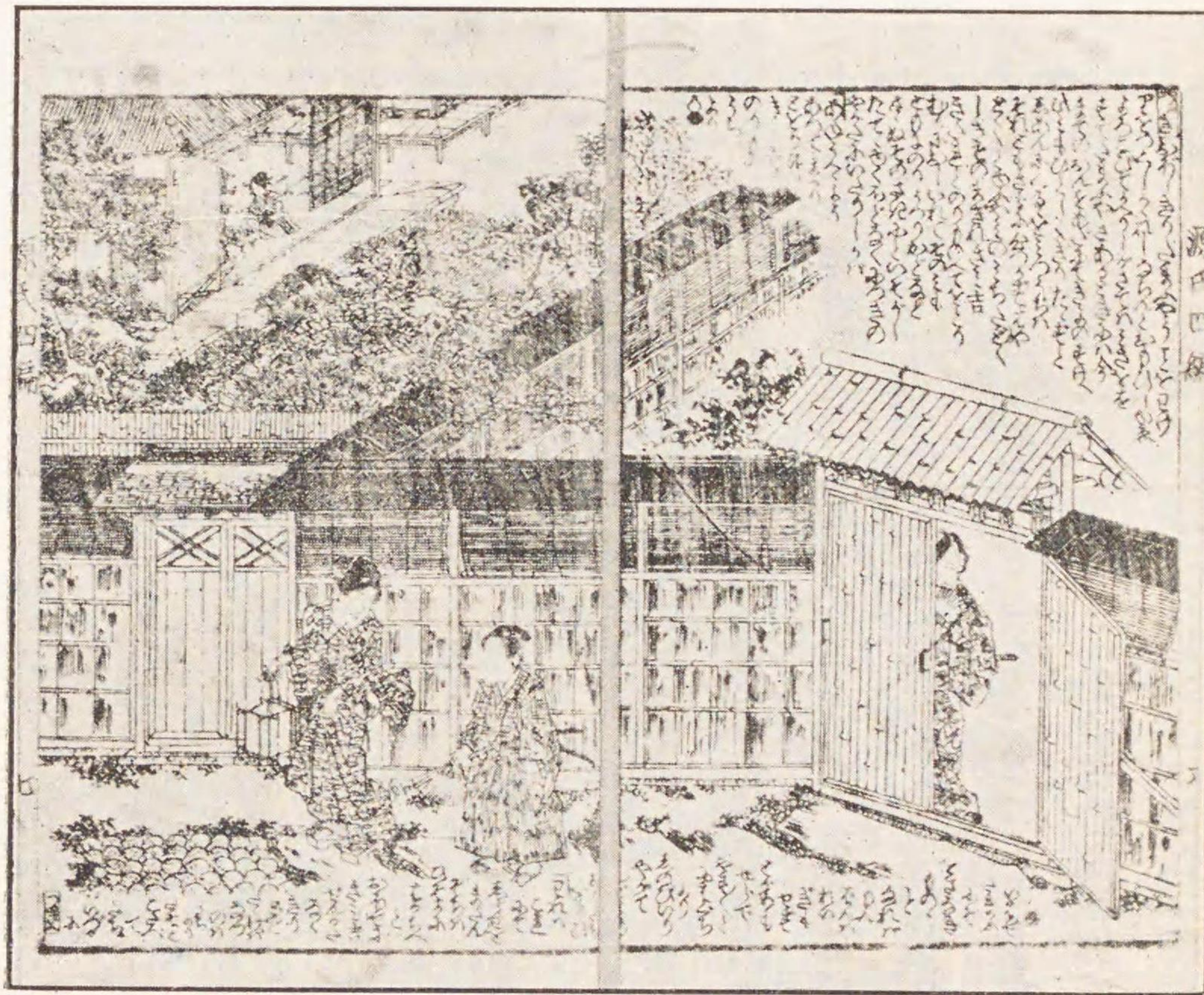
屏上同 乙圖六十四第

すに過ぎぬ。天保の改革に際し、徳風を害するものとして、手鎖の刑を受け、程なく歿した。

黄表紙は寛政の改革以來時事に互ることを禁せられ、教訓・敵討等を主とするに至つたが、其結果説話の展開が主となり、滑稽諷刺を主とした従來の分量では不便になつたため、文化の初から五冊分を一巻とす

るに至り、これを合巻と呼んだ。脚色の複雑で教訓を主としたことは讀本と同一傾向で、謂はゞ繪を主として讀本を通俗化したものに外ならぬ。當時の戲作者で合巻を書かぬものはないが、就中最傑出したのは柳亭種彦高田彦四郎、知久旗本であつた。彼の代表作は源氏物語を翻案したにせむらさき、三十八編未完、田舎源氏及び歌舞伎の話を取つた正本製せうほんじたて及び西鶴諸國咄に倣つた邯鄲諸國物語等で、表紙・挿繪の意匠の妙と文辭の流麗とはその長所であつたが、讀本や歌舞伎に追隨模倣するを事としたは遺憾であつた。田舎源氏の主人公足利光氏の多情を寶の詮義のためとする等は、時代の傾向を示す意味に於て注意すべきである。他

文藝の傾向



（編四第）氏源舎田紫諺 甲圖七十四第

の小説は幕末に入つて終を告げたが、合巻のみは明治時代まで續き、後新聞の繪入小説と化した。

されば當代の文藝は多趣多様な點に於ては未曾有の隆盛を見たが、概して翻案・補綴・釘鉿をこととして、獨創と氣魄を缺いた類唐期たるを免れなかつた。文藝に及ぼした學問の影響も著しかつたが、文學者の學者振ることも一般的流行であつた。宿屋飯盛が狂歌を俳諧歌の流とし、源注餘滴・雅言集覽の大著を出したは國學者石川雅望として怪しむに足らぬが、京傳の近世奇跡考・骨董集、種彦の還魂紙料・用捨箱等が近世の風俗の考證を示し、馬琴の燕石雜誌・

歌舞伎
七世團十郎

八世團十郎

江戸の名優

上方の名優



紙表上同 乙圖七十四第

玄同方言がその博識を誇る等、この傾向の著しい例である。

歌舞伎に於てこの頃東西を通じて最重をなしたは七世市川團十郎で、家藝たる荒事・武道の外、市川家の格を破つて、男女老若善惡の別なく往くとして可ならざるなく、能の場面・服裝・動作まで歌舞伎に取入れた。唯性質据傲驕奢に耽つた

めに天保改革の際、江戸十里四方追放を命せられたが、嘉永二年になつて許された安政六年歿、長男八世團十郎は時代世話を兼ね、且孝悌のため町奉行から旌表せられた程で、その人氣も天保嘉永期に於て第一位にあつたが、父に先立つて自殺した安政五年、三十二歳。この外江戸では和實と武道を兼ねた三世坂東彦三郎、實惡・生世話に長じた五世松本幸四郎、和事に長じた三世坂東三津五郎、和實を主とし仕掛に長じた三世菊五郎があり、女形としては最生世話物の娘形に長じた五世岩井半四郎が傑出した。

大坂では立役實惡に成功した七世片岡仁左衛門、立役を専とした二世嵐吉三郎及び藝の多方面な三

世中村歌右衛門等この期の初に著はれ、所作を得意とした四世歌右衛門と質實な藝で好評を得た五世市川團藏とが末期を飾つた。女形として江戸の五世半四郎に對立したものは二世中村富十郎で、地藝と所作とを兼ねたが、彼亦天保十四年驕奢のため大坂を追放せられた。

脚本作家

當時の脚本は淨瑠璃の脚色のみならず、京傳・馬琴・種彦等の讀本・合卷や又講談・人情話等の脚色が盛に行はれて、脚本作者は獨創力を失はしむるに至つた。この間にあつて大坂から下つた並木五瓶は脚色に統一があり、時代に世話を兼ねた長所があり、櫻田治助は時代物は何所迄も勇壯花やかにし、世話物には當時の市井の様子を寫し、四世鶴屋南北は生世話に市井の有様を活寫して中に滑稽味を交へ、怪談には仕掛・早變を利用して凄壯を極めて大當を得たが、唯餘りに怪奇に奔り、且慘酷と卑猥を敢てしたのは短所であつた。この期の末には二世河竹新七、即默阿彌が出て、世話物を主として、脚色の結構配合に長じ、よく役者の特色を發揮した。

繪畫
谷文晁

繪畫に於て技倆勢力共嶄然當代に卓出して、初期の探幽にも比すべきは谷文晁であつた。彼は狩野・土佐・文人畫等有ゆる諸流を究め、更に洋畫の遠近法をも加味し、往くとして佳ならざるなき大技倆を備へ、繪を以て田安家に仕へ、且松平定信の眷顧を得、門流盛大を極めた。唯各派に長じたのみで、これを統一して独自の境地を開くに至らなかつたのは遺憾である。青綠山水樓閣圖徳川達孝伯藏・前後赤

酒井抱一

壁圖秋元興朝伯藏・公餘探勝・浦之餘波松平定敬子藏等を初め遺作極めて豊富である天保十一年歿七十八歳。文晁と同時に江戸に出た酒井抱一姫路藩主酒井忠以の弟は繪畫・俳諧に長じ、畫は光琳を宗として、好んで鮮麗な花卉を描き、光琳の放膽はないが、氣品の高逸は他の追隨を許さなかつた。

京の寫生派

京都では應舉以來寫生の風漸く盛で、吳春松村月溪は蕪村に應舉を合して溫雅洒脫、よく南北を合一して四條の一派を開いた。岸駒亦沈南蘋に倣つて寫生を主とし、而も霸氣横溢、奔放の筆を弄して一派を成した。更に注意すべきは土佐派の復興で、田中訥言尾張の人古土佐の畫風を慕ひ、有職故實を究めて、その先陣となり、その門に宇喜多一蕙が出て、岡田爲恭亦訥言の風を慕つて、訥言・一蕙を凌ぎ、菊池容齋は土佐派から出て歴史畫を主とした。而して一蕙・爲恭・容齋何れも勤王の志士として聞えた。

土佐派の復興

文人畫
渡邊華山

併し當時最弘く行はれたのは文人畫で、學者・詩人等殆これを試みざるなき有様であつた。江戸では渡邊華山文晁の門より出で、花卉・山水・人物共に勝れ、沒骨寫生を主とし、洋畫の長所を取つて肖像畫をもよくしたが、その筆墨の末に奔らず氣品の高邁なるは、他に比を見なかつた。月下鳴機圖岩崎男爵藏。盧生邯鄲夢裏圖原六郎氏藏を初め優作屈指に違ない程で、その著一掃百態亦洒脫輕妙な趣致愛すべきものがある。九州亦文人畫家に富んだが、その巨擘は田能村竹田で詩畫茶事に長じ、その畫は神韻を宗とし、用筆細勁鍼の如く、趣致最高遠であつた。華陽歸馬桃林放牛圖藤堂伯藏・山水圖屏風加納氏藏等最名品と稱せら

田能村竹田

浮世畫
葛飾北齋

れる。

文人畫と極端に相反した性質を有して、一層広く社會に行はれたのは錦繪であつた。葛飾北齋は浮世繪の外、和漢の諸派に互り、洋畫の長所をもとり入れ、その漢畫の筆法による勁健な筆力は、森羅萬象を畫想化して餘すなき意匠の妙と相俟つて、何れの方面にも大手腕を發揮し、殊に萬物の活動を描寫して餘蘊なからしめた。富嶽三十六景・東海道五十三次・富嶽百景・北齋漫畫等は最その特色を發揮して居る。唯霸氣露出して卑俗の傾を免れない憾があるが、その門流大に榮えて一派を成した^{嘉永二年}。北齋派に對立し、後にはこれを壓して全く斯界を獨占したのは歌川派である。歌川豊春の弟子豊國は役者繪に大當りをとり、美人畫及び小説の挿繪をも盛に描いて門流大に榮えたが、その中國貞・國芳の二人最傑出し、國貞^{後二代}は役者繪及び挿繪に於て最盛名があり、國芳は武者繪を初めて一機軸を出した。豊國の同門でその競争者であつた豊廣は、美人畫を主としたが、その門に安藤廣重が出て、風景畫に新生面を開き、北齋の誇張なく、漢畫・文人畫の支那化なく、素直に天然を寫し、構圖・賦彩に長じて、よく自然と人物とを調和せしめた。東海道五十三次・江戸百景・諸國名所百景等その優作が多い。錦繪の隆盛はこゝにその極に達し、彫摺の技術も益々發達して金銀等をも用ゐるに至り、その數の多いのみならず、内容も風俗の外山水・花卉・武者繪等も起つて浮世繪の意義を變せしむるに至つたが、徒

安藤廣重

歌川派

錦畫の傾
向

文化の類
唐期

學校と文
化の普及

に艶麗を競つて卑俗になり、畫家の濫作と彫摺の版元任せのため、美的價値の墮落を免れなかつた。要するに當代の文化は、學問・文藝・美術等、何れも多方面に發展して、内容の豊富は著しく進んだが、或は模倣追隨をこととし、或は邪路に傾き、獨創の旺盛と規模の正大は遂に見るを得ない爛熟・頽唐期であつた。唯學校の設立は朝廷・幕府ともこの期に入つて初めて見る所で、殊に幕府は漢學・洋學・醫學に及び、大名の如きは殆藩校を見ざるものなき有様であつた。されば普及に於ては階級的にも、地方的にも一層の進展を見たこと言ふまでもない。

第五十一章 幕府政治の破綻と開國

幕府滅亡の原因

幕府滅亡の原因を外艦の渡來と尊皇論に歸するは固より皮相の見に過ぎずして、社會上に於ける階級制度の破綻と思想上に於ける國民的自覺の發達のため、江戸幕府の政治を破綻せしめた結果に外ならぬ。尊皇論は國民的自覺の發現の一部であり、外國勢力の壓迫の如きは、幕政の破綻を暴露せしめた一機縁であつたに過ぎない。

社會上の原因
江戸時代の階級制

江戸時代の社會組織は武士・百姓・町人を主要階級とし、更に公家・僧侶・神主・穢多・非人の第二次的階級を加へた階級制であり、その中心として總ての權力を集め、社會の儀表たるものは武士階級であつた。これ等の階級は原則として先天的であり、僧侶は固より真宗のみが、世襲であつたが、この階級の固定が社會の平和と安定に重大な效があつたのみならず、幕府の勢力の社會的基礎亦この武士中心の階級制にあつた。第四十五章參照。本來階級制はその上に位するものが、武力・財力及び教養の全部又は大部分に於てその下にあるものを凌ぎ、社會の儀表として尊敬せられる間は安定であるが、これに反してその實力が下に移り、上のものに對する敬意が失はるれば、その維持難を來たすべきである。江戸時代に於ても、その初期の武士階級は武力の充實したのみならず、その富も教養も他の階級を壓し、國民の儀表として、國家の重

階級制度の維持難

に任ずるに十分であつた。併し武士は政治の全權を占め、その一部は政治の局に當つたが、武事を本務とする以上、平和が彼等に幸しないことは免るべからざる數であつた。平和の持續の最大の效果たる國民文化の興隆と國民經濟の發達は第四十四・四十六・四、
十八・五十章參照、武士の教養及び富に於ける優越を失はしめたが、この間に武力に於ける矜持さへ漸く危からんとするに至つた。

武士の窮乏

幕府

一定の土地からの収入による武士階級は、生活の向上と共に財政難を來たすは當然であるが、更に國民經濟の發達して資本の勢力の増大した結果、全く財理の權を失ひ、幕府・大名・旗本・御家人・陪臣の別なく、殆皆窮乏に苦しむに至つた。その初最財政の豊であつた幕府も、四代家綱の頃から漸くその困難を生じ、元祿以後は金銀の吹替を初め、幾多の彌縫策によつて、辛うじて、その破綻を免れたに過ぎなかつた。第四十一・四十三・四、
十七・四十九章參照天保の初十年間の平均數を見るに、歳入百四十五萬二千餘兩に對し、歳出百九十八萬五千餘兩に上り、その超過額は五十三萬三千餘兩に及び、僅に金銀吹替による出目によつて、所謂御繰合くりあはせをなし得たのであつた。大名は自然の財政の悪化の外、幕府がその財力を削ぐを目的の一つとした參覲交代や、普請の手傳のための失費夥しく、その窮乏一層甚しかつた。普請の手傳は後にはその初期の如く頻繁ではなくなつたが第四十二、
章參照參覲交代及びそれに伴ふ一年の在府は、年々のこととして負擔甚重く、殆毎年數十萬の軍を動かすと同様であつた。されば「當今二百六十

大名

旗本・御家人

餘ノ諸侯貧ヲ憂ヘザルナシ」東瀛夫論で、これを補ふためには、或は領内の産業を開發し、或は其特産品を專賣とし、或は百姓を誅求し、或は紙幣を濫發し、或は家臣の祿米を減じ、或は大坂・京・江戸等の金持から借金して一時を糊塗するを常とした。領内の金持に獻金を命じて、苗字帶刀の格を與へる如きは、最盛に行はれた。旗本・御家人に至つては、交替寄合は參觀の費用を要し、その他も大江戸に居て最生活の向上を來たし易いため、早くから窮迫するもの多く、幕府も寛永以來屢、拜借金を許したが、猶知行地の百姓を誅求し、藏宿に借金の嵩むが常で、甚しきは武器・衣服を入質して出仕に事缺く有様であつた。されば幕府は享保には金銀公事の取上を止め、寛政には藏宿に棄捐を令して、彼等の窮狀を救つたが第四十七・四、第十九章參照、かゝる不法な手段は一時の安を偷ましめたのみで、却つてその後融通に苦まじめたに過ぎず、遂には家督の賣買も公行し、無頼の徒と化した所謂御家人崩くづも頗る多かつた。されば大名・旗本等の家臣たる陪臣の疲弊は最甚しく、小祿のものの内職によつて糊口するは一般的であり、家督の賣買の如き言ふまでもないが、その祿さへ屢、借上かりあげとて減せられ、甚しきは半知宛行あてがひと稱して半減せられたから、その苦痛は想像の外であつた。固より大名・旗本・陪臣とも裕福な家もないではないが、それは大祿の士の中の特例に過ぎなかつた。

窮乏の結果

窮乏の結果は生計の維持が主となり、兵糧・武器の蓄を缺き、且大名の如きも財利に長ずる士を重

陪臣

んじて、士風の墮落を生じ、旗本以下は人馬・武器の備さへなく、渡者の日傭奉公人で用を便じ、文武の教養も忘れられるに至る。されば形式上平民の上に位するも、社會の儀表中堅たる實力を失ひ、存在の意義を失ふこととなつた。

武士中の不遇者

且武士階級の中でも家格・世祿の制厳しく、小祿の士は生計に苦しむ上に、蹶足を延ばし重職に任ずることが出來ず、又次男以下は分家の困難のため、他家に養子たる外は父兄の家に「御厄介」として寄寓するを常とした。さればかゝる境遇に甘んじ得ざるものは、浪士として天下に彷徨し、或は不良無頼の徒と化し、又は百姓以下の階級に投ずるに至つた。幕末に於ける志士の多數が下級の士か、次三男か、又は武士の名のみ存して、その務をなすの機會を有しない郷士・牢人から出たことは偶然でない。

百姓

土地からの生産に依存する百姓は、資本の勢力の發展と共に經濟上の落伍者たらんとした上、更に武士の資源の供給者として、その窮乏の影響を受け、一層その困苦を増大した。享保以後幕府の政治が興利を主とすることとなつた後は、代官の誅求益、甚しく、幕府の「御爲」と己が私利のため治民の任を忘れて、貪婪暴戾を事とするが常となつた。窮乏した大名・旗本領に於ける誅求は一層甚しく、或は年貢を七公二民の高率とし、或は翌年の租を前借し、或は種々の名目によつて新たな負擔を加へた。

されば、この頃から百姓の生活難による墮胎・間引が盛になつて、人口減衰を來たしたと共に第四十五、章參照 誅求に堪へず、徒黨して大名や代官に反抗する百姓一揆も各地に頻發した第四十七、四、十九章參照。百姓一揆は今日の意味の階級闘争ではないが、團結の力による武士の悪政に對する反抗であり、後に張本人が犠牲になることは多いが、大抵その目的は達して居るを見ても、武士が、その資源の負擔者たる百姓に對してさへ、威力を失つて來たことを示すものに外ならぬ。

町人

國民經濟の發達、資本の勢力の増大は武士・百姓に禍したと共に、町人階級の發展の基礎を成した亂世に於て武力が最勢を得る如く、太平の世に最威を振ふものは富であり、資本の集積とその威力の増大とは、財利の權を町人の手に歸せしめたため、所謂天下の町人は漸く武士階級をしてその富に叩頭せしむるに至つた第四十五、四、十六章參照。大名の掛屋、旗本・御家人の藏宿はその最重要な金融機關で、借金が積つた際には、哀願してその繼續を請ひ、旗本・御家人の中には一切藏宿に財政を管理されるものも少くなかつた。幕府が大名のために融通金を企て、旗本等のために棄捐をさへ令したのも、武士階級の町人に對する負債の如何に甚しかつたかを示すものである。

教養の變化

文化の普及は武士と町人及び百姓の一部との間に、その教養の差を減ずる傾を生せしめた。固より初期に於ても儒學の平民の間にも及び、俳諧・小説・淨瑠璃・歌舞伎等は弘く武士階級にも行はれたが

第四十四、章參照 後者に名を得たものは殆皆牢人であり、又その出身の武士たると平民たるとにより、猶學風・作風・藝風に區別の存するを常とした。然るに後期に入つては學者に武士以外が多く、旗本・御家人・陪臣に戲作者等が輩出したのみならず、その身分の別が、作物の上に殆影響を見なかつた。されば文化の上では早く、階級制度は消滅し、武士は特に教養に於て、平民の敬意を博すべき長所に乏しい有様であつた。

社會變革の切迫

かくの如く社會の中堅たる實力を失つた武士が、政治上全權を握り、百姓・町人に對し恣に抑壓を加へることの不自然は、社會組織に大變革を生せざるを得ない形勢を馴致したが、下級武士の窮境と相俟つて、政治革新の社會的根柢を成した。而して西洋思想の影響も識者の上に階級打破の策論を生せしめ、遂に明治維新と共に四民平等の實現を見たのである。

思想上の原因

思想上に於ける國民的自覺は學問興隆の結果で、儒學の發達に伴ひ華夷論・放伐論を生じ、更に國史の研究が加はつて王霸論を惹起し、共に國體の闡明を效果した。華夷論は内外の分を正し、我國の萬國に冠絶する所以を明にし、放伐論は我君民關係の特殊性を高唱して、君臣の大義を確立し、尊皇心を基礎づけ、王霸論は尊王賤霸の思想を我公武に當て、武家政治の正道に反した變態たるを示した第四十四、章參照。而して國學の發達が又國體論の一大聲援を成したことも言ふまでもない第四十八、章參照。かくの如

初期の國體論と尊皇論

き尊皇愛國の思想が時の流と共に益、弘まつて行つたことは自然の數であり、この思想をつきつめれば、國體の本義に基き、王政の古に復すべきに至るは當然であるが、江戸時代の中期までは假令王政復古を理想とするものも、單に理論として、又は遠き將來の理想としてこれを説くに止まり、當代の政論としてその實行を策するものは殆どこれを見なかつた。これ皇室は久しく政權を離れさせられ、幕府の威力は確立して、その可能性が見られないためでもあり、且は幕府の文治政治が皇室の尊崇を實現して、公武の融和を見たためでもあつた。尊皇論・國體論の二大源流たる崎門學派や、水戸學派に於ても未だ公武合體論を脱せず、理想としての王政復古を藏するに過ぎなかつた。熊澤蕃山・山鹿素行・新井白石等が尊皇愛國を強調しながら、武家政治を肯定したのは、この傾向の最鮮明なものであつた。

然るに享保以後幕府の政治が征利を事とし、上下の人心を失ひ、且その後漸く實力をも消耗するに至つては、心を王室に傾けるものを増し、王政復古の實現を策するに至つた。寶曆に於ける竹内式部は王政復古運動の具體化の魁であつたが、その方法は猶從來の理想論の傾向を脱しなかつた。第四十七、章參照但これによつて公卿を刺激し、その意氣を鼓舞したことは多大であつた。この結果は寛政の尊號問題に於ける京都側の態度の強硬にも見られるが、この尊號問題を取扱つた稗史たる中山物語に尊王賤霸の

尊皇論の
發展

尊皇論の
結果

思想の著しいのは一般民間にもかゝる傾向の漸く盛行を見たことを語るものに外ならぬ。第四十九、章參照而してこの頃から外國の勢力の壓迫が著しくなると共に、これに對抗するために種々の策論を生じ、遂に文政天保に至つては政權を王室に復し、政治を一新するを以て、諸外國に對立するために最必要前提とするに至つた。會澤安・佐藤信淵これより尊皇思想は攘夷・開國の論と互に交錯することとなつた。固より公武合體思想は依然として存し、國學者中最著しい尊皇論者たる平田篤胤も、尊皇史家の代表である頼山陽も、共に明に武家政治を否定するには至らなかつた。

かくの如く同じく尊皇の源を發した流も、其武家政治を否定するか否かによつて、一は王政復古論となり、一は公武合體論とに分れた。前者の隆盛は固より幕府の思想的滅亡に外ならぬが、後者もその内容の如何によつては前者と相去る一步に過ぎぬ。公武合體論もその初は幕府の皇室に對する優遇を意味するに過ぎなかつたが、幕末に至つて幕府の無力が暴露せられ、朝廷の勢威の復興を來たすと共に、政治上に於ける裁可權の恢復となり、幕政に對する干涉となつたから、政權の分裂の基を成し、幕政破綻の一段階を成した。されば幕末に於ては公武合體論は漸進主義の理想となり、王政復古論は討幕論と化して、急進主義の標語となつて相對抗し、大政奉還にまで及ぶのである。

外國勢力の壓迫に對する緊張は、別に對外的に國家的自覺を誘起し、攘夷論・開國論・國防論・海外

對外國
關係
の緊張と

志士の策
攘夷論

發展論等の策論を生じた。

攘夷論は一見頑迷固陋の如きも、實は尊皇論・國體論と形影相伴ふものに外ならぬ。攘夷論の起源は我國家・國體の尊貴にして萬國に比なきを自覺すると共に、これを防護して、此光榮を汚さざらんとする觀念に發したもので、ロシア・イギリスの暴行によつてその端を開いた。併しその後海外の事情が明になり、西洋の植民政策をも知るに至つては、益々國力の充實せざる間に貿易を開始するの危険を感じ、寧攘夷によつて國民を死地に置き、眠れる人心を覺醒せしめ、武備を充實するを緊要とする意義を有するに至つた。更に幕府が鎖國を口にしながら、外國の強壓に屈して開國に傾くや、これを以て國威を辱むるものとなし、かゝる無力なる幕府に國政を委するを非とし、攘夷によつて幕府を倒し、王政に復した後、萬國に公明正大なる交を結ぶべしとの政治論に轉化した。されば幕末に於ては、攘夷はその名であつて、その實は尊皇討幕を意味し、尊皇と攘夷の一致を見るに至つたのである。

開國論

開國論は國防をも顧みざる無謀な攘夷を行ふを危険とし、寧進んで開國し、貿易の利により國を富まし、國防を充實すべきを説いたものであり、海外の事情の明なるに及んでは、何人も鎖國以前に於ける我國民の雄飛を回顧し、彼盛運を恢復せんとするの念は共に識者の感じた所であつた。唯幕府の開國が外國の強壓の結果に出で、攘夷論が特殊の政治的意義を帶ぶるに至つては、開國論は却て保守佐幕

國防論と
海外發展
論

の傾向を有することとなつた。國防に至つては、攘夷・開國の別なく、洋式の武器戦法を採用し、その充實を計るべきが、識者の通論であつた。海外發展論は開國論に國防論を加へて更に發展せしめたもので、工藤平助が蝦夷の開拓を説き、林子平が蝦夷・朝鮮・琉球の併合を論じたのを初め第四十七・四、十九章參照、寛政の頃本多利明は郡縣制に改め、首府をカムチャツカに移して滿洲を經略すべきを説き西域、文政に至つて佐藤信淵は王政に復すると共に、愛と義により、沿海州を併せてロシアの南下を防ぎ、南洋を開拓して、イギリス・支那に對抗すべきを論じ宇内混、帆足萬里が臺灣・呂宋・安南の經營を主張した如き東瀛夫論同秘策、その一例である。かくの如くその論旨は各相異り、中には柄鑿相納れないものもあるが、何れにせよ國民が幕府の専制政治に満足せず、自ら國家のことを念とするに至つたもので、國家的自覺の發現であり、護國の精神の發露たることに變りはない。而して幕府が、鎖國を稱へながら、外國の強壓に屈して、開國したことは、開國論者も慊らず、自ら幕政そのものまで信用を失ひ、尊皇思想と合して、攘夷の名の下に討幕を實行せんとするまで、進展を見たのである。

尊皇と攘
夷の合致

時勢の變
化

西力の東
進

かくの如く社會上幕府の存續が呪はれ、思想上その存在が否定せられるに至つたのも、時勢の變化の結果であるが、思想上の原因の一半を誘發し、且幕府の無力を暴露せしめて、その衰亡を早めた海外勢力の壓迫も、亦世界大勢の變化の致す所に過ぎなかつた。寛永鎖國の後二百年の間に世界の氣勢は

ロシア

北アメリカ合衆國
Monroe Doctorin

イギリス

大に變じ、西人の勢力は澎湃として東洋の天地に押寄せて來、その影響する所遂に我國に及ぶに至つた。北方に於けるロシアは十六世紀の末永祿からシベリア經營に着手し、十七世紀の半寛永には既に黒龍河口に達し、それよりシベリアの開拓に努むると共に寶永中東進してカムチャッカを占領し、進んで千島の侵略を初めた。この頃から彼の帆影は漸く我近海に出没したが、遂に寛政五年ラックスマンの渡來となり、次いで文化元年レザノフの來航を見るに至つた。かくロシアがアジアの北方に東進したに反し、南路を取つて來たのはイギリスである。イギリスは十八世紀の後半寶曆の間に印度に於けるフランスの勢力を驅逐して、その半を領有したが、その後益々勢力扶植に努め、十九世紀の半に及んで遂に英領印度を大成するに至つた。この間更に支那との間に阿片戦争を開いて、香港を奪ひ、支那をして開國を餘議なからしめた天保十三年。されば寛政頃からイギリス船は我近海にその姿を現じ、文化・文政の頃には屢暴行を敢てした。文政の打拂令が彼の暴行に因せると共に、天保の緩和令は阿片戦争の結果が與つて力あつたのである。イギリス・ロシアの兩國が南北二路を取つて東進したに反し東方から東アジアに勢力を發展し來つたのは北アメリカ合衆國である。合衆國は十八世紀の末天明三年ベルサイユ條約にイギリスのアメリカ植民地の獨立したもので、その後ヨーロッパの革命戦争、ナポレオン戦争等に忙殺せらるゝ間にその國力を駸々として發展せしめ、十九世紀の初文政六年にはモンロー主義

Biddle
東西洋の
接近

幕府の鎖
國策

を宣言して、新大陸に覇を稱し、十九世紀の半嘉永元年にはその領域を太平洋岸に擴めるに至つた。されば東洋に對しても商權の擴張に努め、天保八年にはモリソン號の渡來となり、次いで嘉永元年にはピッドルが二隻の軍艦を率ゐて浦賀に來つて通商を求めた。かくの如くロシアのシベリア領有、イギリスの印度經營及び北アメリカ合衆國の太平洋岸發展は西力東漸に一新時期を劃して、東西兩洋の接近を著しく促進したが、更にこの際蒸汽船の發明が起り、天保中大西洋及び太平洋の直航を見るに至り、益世界の距離を短縮するに至つたから、この三大勢力の焦點に位する我日本も長く鎖國の夢を貪るを許さざる形勢となつた。

凡そ舊例故格の墨守は、往々一時の制度を百年の長計と誤認して、事情の變化して初の意義の消滅したのみならず、その存續が却つて有害無益となつても、猶その形骸を維持せんとする傾がある。幕末に於ける幕府の態度には各方面にこの傾向が見られるが、鎖國維持に苦心したのもその著しい一例である。寛永の鎖國は當時の我國に取つては已むを得ざるのみならず寧有利な政策であつたが、後故例墨守の風に捕はれて、不易の祖法と誤認し、外國貿易を有害無益と考へ、鎖國主義を何所までも固守せんとしたことは、幕府をして自繩自縛に陥らしめた。かくて寛政以來外人の和親通商を請うたものは總て之を拒絶したのみならず、文政八年には攘夷令をさへ發し、これを非難したものは抑壓して

阿部正弘の融和策

水戸齊昭と島津齊彬

オランダ國王の忠告

假借しなかつた。水野忠邦はこれを廢して緩和令に改め、我より事端を開くを避け、天保の改革を斷行して、國力を充實して後外交問題に當らんとしたが、功を竣へずして退き、弘化二年年少な阿部正弘伊勢守二十七歳 備後福山十萬石の難局に當たることゝなつた。このため彼は當時最名聲の高かつた水戸齊昭烈公・島津齊彬あき公 照國と親しみ、之を外援としたが、これやがて幕府の専制主義破綻の端となつた。天保頃より諸大名にも殆皆藩政改革の運動を生じ、進歩・保守の兩黨の抗争を見るを常としたが、齊昭・齊彬は共に革新派の頭目で、藩政の改革、藩國の富強に努めた。唯兩者の態度は必ずしも一致せず、齊彬は海外の事情に通じ、鎖國の到底永く維持すべからざるを知り、盛に西洋の文物を採用して國の富強を計り、齊昭は攘夷論の中心人物として、國防の充實を第一とした。

弘化元年オランダ國王ウイレルム二世は軍艦をして親書を幕府に傳へしめ、懇篤に世界形勢の推移を説き、「近頃蒸汽船の發明ありて以來遠國も近國同然に候」とて、支那の覆轍を踏まないためには、一日も早く開國するが唯一の道なるを説き、將軍がこの忠告を納れて親筆の返書を給はらば、更に腹心の臣を遣して詳細に申し上げようと言つて來た。これに對し、幕府は翌二年老中連署の返書を送り、好意を謝すると共に、一時の故を以て祖宗歷世の法を變ずべからざる旨を答へ、通信なき國と通信し

琉球の開國

北アメリカ合衆國の強要

Millard Fillmore
Commodore Mathew Calbraith Perry

難いこと、今後の往復を斷つた。然るに一方では弘化三年島津齊彬の請により琉球に於てフランスとの貿易を默許して、鎖國政策に破綻を敢てして居る。

かくの如く祖法に眷戀して大勢に順應することも出來ず、さればとて、國防を充實して攘夷を斷行する力もないため、口には鎖國を唱へながら、強力な壓迫に逢へば、漸次開國の止むなきこととなり、國論の沸騰を來たし、幕府の威權を失墜することとなつた。而してその初めて武力を以て我國に開國を迫つたものは北アメリカ合衆國であつた。北アメリカ合衆國は當時北大西洋の捕鯨業が北太平洋に移つたため、捕鯨船の避難地として、又支那の開國に伴ひ、直通航路設定のための貯炭所を設ける場所として我國の開國を必要とし、且は我國との貿易の利をも占めんとして、日本の開國を求むること切であつたが、その漂民の日本で虐待せられた報に接し、直に和親通商條約の締結を求むるに決した。大統領フヒルムモオアは水師提督ペリイを遣して、漂着したアメリカ人の生命財産を保護すべき和親條約を締結し、薪水食糧の供給と破船の修理のために入津し得る一二の港を定め、貯炭所を設けることを許し、且貿易のためにも一二の港を開放せんことを求めしめ、時宜によつては武威を示して強要しても構はぬと令した。かくてペリイは嘉永五年十月西紀一八五二年十一月 明治天皇御誕生の月本國を出發したが、我國が容易く要求に應じないであらうと察し、從來の溫和な手段に反し強壓的態度を取ることとし、やむ

ペリーの
渡來

なくば、武力で我國の一部を占領して、根據地とするの許可を得、途中琉球及び小笠原島を視察した後、翌六年六月三日戦闘準備を整へた四隻の艦船を率ゐて、相模の浦賀灣に入つた。幕府は既に前年のオランダの風説書によつてこのことを豫知したが何等の對策も講じて居らず、浦賀奉行戸田氏榮伊豆守は再度吏を派してその來意を問ひ、長崎へ廻航を要求したが、彼はこれを拒け、直に江戸へ行つて將軍に謁し、國書を呈せんことを求め、これに應じなければ干戈に訴へるのみで、開戦の曉は我必勝はいふまでもないからその時和を請ふにはこれを立て、來れとて白旗二本を渡し、態度暴慢を極めた。正弘は事態の容易ならざるを見て、江戸灣警衛の四藩彦根・會津・川越・忍の外新に十藩を加へて防備を嚴にすると共に、國書を受理するの可否につき諸役人の意見を求め、且齊昭にも諮詢した上、遂に兵端を開くを避けるため、暫く隱忍して受理し、退去せしめて後徐に策を講ずるに決した。この間ペリーは船を進めて江戸灣を測量し、江戸の士民は今にも戦が初まる様に信じて大騒となり、「泰平の眠をさます蒸汽船上喜撰 たつた四杯で夜も寝られぬ」有様であつた。

ペリーの
應接

かくて九日久里濱の假屋で浦賀奉行井戸弘道石見守・同戸田氏榮はペリーと會見し、彼からは國書及び彼の將軍に宛てた書を出し、我は此度は使節の勞苦を察し、特に書翰を受取つたが、應接の地でないから應答は出來ぬ故、直に歸帆する様にこの諭書を渡した。彼は明春回答を求むるため再び來航す

ることを告げ、三十分で會見を終つたが、奉行は一語をも發しなかつた。初の暴慢な態度に似ず、彼が出府をも強かず、速答をも求めず、國書の受理に満足して退去を諾したのは、二百年の鎖國の一時に打破し難きを察したこと、石炭糧食が不十分であり、政府から幕府への贈物も未だ着かず、且清國に長髮賊の亂が起つて、居留民保護を必要とした等のためであつたが、我諭書に快らず、更にその艦隊を羽田沖に進めて威を示した上、十五日遂に退帆した。

幕府の對
應策

この時將軍家慶病中で六月二十二日に薨じたが、世子家定は病弱のため遺言して、齊昭に幕政に參與せしむることとした。正弘は一方外交のことを朝廷に奏すると共に、諸大名・諸役人に合衆國の國書を示して、意見を徴した。それ等の意見も多くは鎖國を是とし、開國説を取るものも國防充實する間の一時の策とするに過ぎないが、兵端を開くについては、「征夷大將軍の職任、萬世不易の眼目は征夷の二字にあり」と唱へたものもあつたにしても佐賀鍋島氏大體は之を避けんとし、齊昭の如きも外和内戦論を唱へ攘夷論を對内策とするに過ぎなかつた。正弘はもはや開國の止むなきを察したが、なるべくその時機を遷延して、その間にこれに應ずる準備をなさんとし、オランダを通じて將軍薨去を理由としてペリーに再航の延期を希望し、諸大名にはペリーが再び來ても諾否の確答を與へずに歸らす筈であるが、彼から兵端を開かぬとも限らぬから必戦の覺悟で防備に當るべきを傳へた。

プチアチ
ンの渡來

Poutiatin

Nesselrode

プチアチ
ンとの交
渉

ペリイの退去した月餘後、ロシアの軍艦四隻復長崎に來たこの警報が傳へられた。幕府は前門僅に虎を卻けて後門又狼を迎ふる有様である。我北邊と領土相接し、その關係も古く、利害も密接なロシアは、ペリイの遠征を聞いて、その舉動を監視し、若し戦争となれば日本を助けて恩を賣らうとして、プチアチンを日本に遣した。彼はペリイと前後して本國を發し、南アメリカを廻つて七月十七日長崎に着いた。長崎奉行大澤兼哲豊後守は鍋島・黒田二藩に警備を嚴にせしむると共に、吏を派して來旨を問はしめたが、彼はペリイと反對に吏員を歡待し、日本の國法を重んじて長崎に來たこと、兩國に關する重要な案件を帶び、外相ネッセルオドの老中に宛てた書翰を齎したことを告げた。幕府は長崎奉行をして之を受けしめたが、その要旨は隣交の誼を全くせんため、千島・樺太に於ける國境を決定し、且一二の港を開いて通商貿易を行はんといふにあつた。幕府は之に對し、留守居筒井政憲肥前守・勘定奉行川路聖謨左衛門の二人を長崎に遣して返翰を與へしめ、邊土の境界は我に於ても望む所だが、これは實地の調査を要するから直には決し難く、貿易のことは今に於ては必しも祖法を固守するものではないが、新主就職の初國事多端な上、かゝる大事は朝廷に奏し、諸侯に諭して後決せねばならぬから、三五年もかゝらうが、その決定を待つやうにと傳へた。この頃プチアチンはクリミア戦争將に破裂せんとして居る形勢を知つて長崎に安んぜず、一時上海へ行つたが、十二月再び長崎に來て、續い

ペリイの
再來

日米和親
條約の締
結

て到着した筒井・川路等から老中の返翰を受けた上、會見五回に互つた。この時彼は國境劃定の急を説き、千島の國後及び樺太の南端の外は悉くロシア領と主張したが、我は擇捉の我領なること、樺太は五十度を以て境界とすべきを唱へて譲らず、更に調査することとし、貿易については三五年を待たず開國すべきを諷し、開國の際は先づ彼に許すことを認めた。彼は本國の風雲を氣遣ひ、翌安政元年正月八日長崎を去つたが、幕府の態度の合衆國に對するよりも好感を示したと共に、川路聖謨等の應接の成功をも認めざるを得ぬ。

ペリイは浦賀を去つた後琉球に通商を約せしめて石炭庫を設け、部將をして合衆國の名で小笠原島を占領せしめたが、プチアチンの日本に行つたことを聞いて期を早め、琉球で幕府の來航延期の希望を聞いたにも拘らず、安政元年正月十六日軍艦九隻を率ゐて江戸灣に來り、浦賀を過ぎ小柴沖に碇泊した。幕府は應接地を浦賀又は鎌倉にせんとしたが、彼は江戸を主張して、艦隊を神奈川沖に進めたから、遂に横濱に決し、且前の布告を裏切り、長崎で石炭・薪水・食料及び船中の闕乏品を賣渡すことを許すに決し、二月十日應接使林輝大學頭・井戸覺弘町奉行對馬守はペリイに會見してその意を告げた。ペリイも直に通商貿易開始の困難を察して、強ひて主張せず、唯長崎を嫌つて下田・箱館に望み、幕府又これに應じ、三月三日日米和親條約の成立を見た。所謂神奈川條約で、翌二年正月下田で批准交換を見

た。この時彼が電信機・汽車の雛形・メキシコ戦争の繪等を將軍に獻じたは、その文明の進歩と國威の隆盛を示す意に外ならなかつたが、これに對し、我が江戸角力をして故意と遠くから米俵を運ばしめて贈つたのは、その體力の強を誇示したものに過ぎぬ。

日露和親條約の締結 James Stirling 日英約定

日米和親條約の成立を聞いたブチアチンは安政元年十月箱館・大坂を経て下田に來り、筒井・川路等と交渉を開き、十二月に至つて箱館・下田・長崎の三港を開き、千島は擇捉までを我領と認め、樺太は共有として日露和親條約の締結を見た。この間下田に大海嘯があつてブチアチンの乗艦が破損したが、彼は幕府の保護の下に戸田郡君澤で船を造つて歸國した。これに先立ち、イギリスの提督スタアリングは長崎へ來てロシアとの交戦のため、我港灣への出入の許可を求めたが、幕府はこれを拒絶し、唯船中の闕乏品を求め、船を修理するために箱館・長崎二港に入るを認め、八月日英約定が成立した。オランダの甲必丹クルチユス亦長崎奉行に合衆國及びロシアと同様な待遇を求め、二年十二月日蘭和親條約の調印を見た。

幕府の改革 Jan Hendrik Donker Curtius 日蘭和親條約

かくの如く幕府はペリーの強壓に逢ひ、兵端を開くの不幸を避けんとして、その聲明した所を裏切つて、條約を結ぶに至つたことは、不思議下作佐久間象山盟恥として攘夷論者のみならず、開國論者をも憤らしめたが、當時の幕府の武備財政の状態から見れば已むを得ない所であつた。併しこの刺戟は

開國の準備

一面幕府をして銳意諸般の改革を斷行せしめ、正弘は川路聖謨勘定奉行・筒井政憲・井戸覺弘以上大目附・大久保忠寛志摩守一翁・遠山景晉左衛門尉・岩瀬忠震肥後守・永井尙志玄蕃頭・竹内保徳下野守等の人才を拔擢し、大砲を鑄造し、軍艦を建造・購入し、江戸に講武所を開き、長崎に海軍練習所を設けて、陸海軍の振興を計り、品川の臺場及び紀・淡・播・攝諸州、長崎・蝦夷等に砲臺を築いて國防の充實に努め、番書取調所を設けて新知識の輸入を計つた第五十章參照。又水戸齊昭は神奈川條約の締結に快らずして幕政參與を辭したが、猶軍制改革御用として、軍艦の建造に當らしめ、島津齊彬の養女を家定の夫人として、益江水薩の連絡を計り、又溜間の代表者として堀田正睦備中守を老中とし、上座の地位を讓つて幕府の基礎を固めんとした安政二年十月。

ハリスの渡來

和親條約によつて我鎖國の第一線を突破した諸外國が、やがてこれを階梯として通商の開始を求めたのは自然の數である。既に闕乏品の名の下に小規模な輸出も行はれて居り、幕府はやがて通商を開く意を定めてその準備に當たり、オランダも屢通商の利を説き、安政四年八月には追加條約の名の下に長崎・箱館に於ける貿易を約し、翌九月ロシアもこれに倣つた。此間合衆國は安政三年七月西曆一八五六ハリスを下田に送つて領事館を設け、更に江戸に出て將軍に謁した上、大統領の書簡を呈せしめんとした。幕府は共にこれを拒まんとして能はず、遂にハリスは翌四年十月出府し、未曾有の盛儀を以て

登城の上將軍に謁見した。彼は堀田正睦を訪ひ、世界の氣勢を説き、貿易開始の急務を切言した。既に開國に傾いて居た幕府はこれに應じ、正睦は下田奉行井上清直信濃守・目附岩瀬忠震を全權委員として談判せしめ、翌五年正月十二日まで會見十三回で修好通商條約十四箇條、貿易章程七則の議定を見た。江戸・大坂の兩市と神奈川・兵庫・長崎・新潟・箱館の五港を開き、公使・領事の駐劄・治外法權を認め、貿易を開始する等、その主なる條項であつた。この中治外法權は明治時代に條約改正の大問題を生ずる端となつたものであるが、税則に於て普通二割又は三割五分としたのは、ハリスの公正を示すものである。この條約は我國から特使をワシントンにやつて批准交換をすることに約したが、既にその調印が大問題となつた。幕府は前例によりこの通商條約のことを諸侯に諮つたが、二三藩の外はこれに同意した。併しそれと共に衆口殆一致して條約の調印を朝廷に奏して勅許を得た後にすべきを唱へたのは、政權の移動を示すものに外ならぬ。

朝廷は久しく大政を武家に御委任の形であつたが、諸外國の勢力四邊に迫り、幕府はこれに對抗する實力なく、國歩漸く困難になるに及び、自然朝廷を奉戴し、諸大名の力を併せて國難に當らんとする思想は識者の間に高まり、これと共に水戸齊昭を初め諸大名の政見を京都に入説するものを生じ、幕府亦この時勢を察して 外交のことを奏上する例を開いたため、京都の卿相も自然裁可の權を朝廷に

復さんとの意氣を生ずるに至つた。既に弘化三年には海防に關する勅諭があり、安政元年には幕府の希望によつて毀鐘鑄砲の官符さへ發せられたがこれは反對盛で實行を見なかつた、和親條約は却つて叡威に預つたから、通商條約も幕府は勅許の困難を豫想せず、二月堀田正睦は川路聖謨・岩瀬忠震を隨へて上洛し、勅許を仰いだ。然るに武備充實・通商延期の自説の幕府に納れられないを不快とした齊昭は盛に京都に手入を試みて幕府の外交を難じ、他の諸侯及び志士の入説も漸く多くなつたため、公卿もこの際は人心の折合が大切だから、國論の定まつて後勅裁あるべしとの意見多く、遂に今度條約の趣では國威も立ち難いと諸臣の群議にも申して居るから、更に三家以下諸大名の衆議を言上するやうにこの勅答であつた。當時の公卿も識者は開國通商を認めて居たに拘らず、朝議が幕府の通商を非とするに至つたは、幕府の外交を信任せず、攘夷の名によつて倒幕を行はんとする政治的策論が既に志士の間に行はれて來た結果に外ならぬ。このため正睦の運動もその目的を達せず、四月に入つて退京の止むなきに至つた 四月五日退京。

條約勅許問題と一緒に益時局を紛糾せしめたものは將軍繼嗣問題であつた。將軍家定は病弱で嗣子を得る見込もなく、性質も難局に堪へないから、英明な一橋慶喜よしのぶを西丸に入れ、將軍を輔佐せしめて、人心の統一を計るべしとの意見が一方に存すると共に、最血統の近い紀伊慶福よしのぶを立てんと

ハリスの
調印速行
要求

調印勅許
前後論

紀伊慶福を世嗣とするを定めて京都に奏し、又ハリスに交渉して條約の調印を三箇月間延期せしめ、その間に更に諸大名の意見を徴して勅許を請はんとした。然るに六月初になり、諸大名殆皆提出したに拘らず、尾水二藩は修正を命せられて應せず、越前は繼嗣問題に利用せんとして遷延して居た際、イギリス・フランス兩國が清國と戦つてこれを敗り、天津條約を結んだ西曆一八五八年六月二十六日この安政五年五月十六日報が我國に達した六月十日。このためハリスは直に神奈川に來り、イギリス・フランスの艦隊が戰勝の餘威を借りて我國に臨んだならば、我國は如何なる不利を見るを計られぬから、この際直に調印すれば、必ず兩國をして合衆國同様の條件に満足せしむる様誓つて周旋しようとして、調印の即時斷行の力を力説して幕府の決心を促した。固より自ら他國に先んせられるを避けんとするためでもあつた。この頃調印と勅許との前後に就ては意見兩分し、一橋黨の大名中にも松平慶永・山内豊信等は朝紳が幕權を削がんとして國家の危機をも顧みないに快らず、調印後勅許を請ふも止むを得ないとしたが、そのためには慶喜を嗣として幕政の改革をするを條件とした。これに反し水戸齊昭・尾張慶勝等は勅命に承順するためには幕府の覆滅も意とせず、強硬に勅許必須を論じた。幕府の有司は松平忠固を初め多くは長袖者流の迂論に迎合して機を失すれば、却つて天下の大事を誤る惧があり、イギリス・フランスの軍艦數十隻渡來した後に通商を許しては、國威を損じ、叡慮に背くもので、今ハリスの要求を

條約調印の斷行

入れる方これに勝る萬々なりとして、調印速行を希望したが、井伊大老は最後まで國難の激發を危んで、必ず勅許を待つて後にすべきを固執し、井上清直・岩瀬忠震にハリスに對し極力調印の延期を交渉せしめた。併し井上・岩瀬等が事情切迫して如何ともし難き場合の處置を請うたから、直弼も遂に萬止むを得ない際は調印すべきことを許した。その苦衷は諒察すべきである。かくて六月十八日井上・岩瀬等は神奈川へ赴き、ハリスと談判したが、ハリス固く執つて譲らなかつたため、翌朝調印を了した。翌七月には外國奉行を置き、オランダ・ロシア・イギリスとも略同様な通商條約を結び、九月にはフランスにも及ぼし、愈、開國進取の新日本は茲に第一步を踏み出すこととなつた。

親藩の處罰

外來の壓迫は井伊大老の最後の勇斷によつて、緩和せられることが出来たが、その結果彼の豫想した如く、國內の紛亂は益激しくなつた。幕府は二十一日に京都へ宿次奉書を以てこれを奏し、翌日大名に布告したが、齊昭等は激怒し、二十三日一橋慶喜は登城して大老・老中を詰り、二十四日には齊昭自ら尾張慶勝及び我子慶篤と不時登城して大老の違勅を責め、慶永を大老にすべきを論じ、慶勝から慶喜を世嗣とすべきを説いたが、却て大老に論破せられて齊昭は語塞り、その名聲を失墜せしめたに過ぎなかつた。茲に於て井伊大老意を決して、愈紀伊慶福よしむらを迎ふることを發表し、次いで慶勝・慶永に隱居急度慎、齊昭に急度慎を命じ、慶喜・慶篤の登城を禁じ、この前後に老中堀田正睦・松平忠

固・久世廣周等を免した。これは幕府の内を固くする必要上止むを得なかつたことではあるが、これより親藩との確執を甚しくして自ら羽翼を削ぐの結果を來たした。

京都に於ける志士の活動

當時京都では志士・牢人の入込むもの益々多く、盛に宮・公卿に入説し、尊攘論を鼓吹して反幕府熱を煽り、又雄藩の爪牙となつて、その政見を朝威を藉りて幕府に強制するの具となつた。水戸の鶴飼吉左衛門・幸吉父子、薩州の西郷吉之助盛隆、越前の橋本左内、長州の吉田寅次郎松陰・浪士梁川新十郎星巖、梅田源次郎雲濱・頼三樹三郎鴨崖山陽の子等その主なるもので、彼等と宮・公卿の間を周旋したのは青蓮院宮の侍伊丹藏人、有栖川宮の飯田左馬忠彦、鷹司家の諸太夫小林民部大輔・同侍講三國大學、近衛家の老女村岡、三條家の諸太夫森寺因幡守・若狭守父子、久我家の春日和泉守庵潜等であつた。このため公卿は常に彼等に動かされ、廟堂の議も彼等の意見で決する有様であつた。而して近衛忠熙左大臣・鷹司政通前關白・輔熙右大臣父子・三條實萬前内大臣・久我建通大納言等が一橋黨に與し、井伊大老に反對するに至つたのもこのためである。されば條約調印の報が京都に達するや、孝明天皇はかくては皇祖列聖に對し申譯なしとて讓位の叡慮を傳へられた程で、關白以下の諫止によつて思ひ止まられたが、この事情を訊するため、三家又は大老の上京を幕府に傳へられた。併し幕府はこれに先立つて尾水二藩を罰したため、三家にはその人なく、大老は江戸を去り難いとてこれを辭し、やがて上洛する老中間部詮勝下總守・京都所司

京都の形勢悪化

水藩への
別勅降下

代酒井忠義若狭守より申上げることゝしたため、その效を見なかつた。

三家大老召の失敗の結果、江戸から来た薩藩士日下部伊三次と鶴飼吉左衛門等の計畫による勅諭降下の運動の進展を見た。九條關白は反對であつたに拘らず、八月七日幕府へ、有司の心得如何と御不審に思召され、柳營の宗室にも慎のもののあるは、人心にも關すると宸襟を惱まざるとて、國內一和して外夷の侮を防ぐ様にこの勅諭を發せられ、水戸慶篤へも同文の別勅を授けて、これを列藩に廻達するを命ぜられた。これ將軍宣下を延引して、その間に井伊大老の排斥と慶喜の擁立を行はんとしたものに外ならぬ。別勅は鶴飼幸吉が江戸へ持參し、尾紀二家及び田安・一橋兩卿へは傳達したが、其他の大名への廻達は幕府の抑止もあり、藩内にも異論があつて行はれなかつた。かく京都では尊攘派の勢力盛なため、幕府に好意を有した九條關白は反對派の壓迫を受け、九月朔日遂に辭表を出すに至つた。大老の腹心長野主膳は形勢悪化の禍根の志士牢人にあるを見、間部詮勝の上京を促し、梅田源次郎等の捕縛を進言した。九月に入り、酒井忠義・間部詮勝は相次いで入京し、長野主膳と計つて先づ梅田源次郎・鶴飼父子及び小林民部大輔等を捕縛して朝臣の反省を促すと共に、九條關白の復職を運動した。十月關白の復職により將軍の宣下を奏請し、その實現を待つて詮勝は參内して條約調印の已むを得なかつた事情を奏して勅許を請うた。併し朝廷では條約中兵庫・大坂の開港開市に對し、殊に

志士の捕
縛

條約勅許
の奏請

志士捕縛
の擴大

強硬な反對があつて、容易に勅許なく、その間に水戸・越前・薩摩・長州等の藩士や牢人の井伊大老・間部閣老を暗殺し、兵を京に出し、朝廷を擁して大變革を行はんと陰謀も幕府に聞えたから、更に捕縛の手を擴げて、宮・公卿の家臣の飯田左馬・伊丹藏人・三國大學・村岡・春日和泉守等、藩士の安島帶刀水戸・橋本左内・吉田松陰及び浪士の池内大學・賴三樹三郎等に及んだ。梁川星巖はこれに先んじて死し、西郷吉之助は僧忍向を伴つて西國に逃れた。これと共に將軍の趣旨も先づ内を固めて武備を整へて後、鎖國の舊に復すにあることをも奏したため、十一月末に及んで辛じて「事情御氷解、攘夷御猶豫」この勅諭を得たのである。かくて幕府はイギリス・ロシア・フランス・オランダとは江戸に於て、北アメリカ合衆國へは、特に使節を送つて批准交換を了した。

條約の批
准交換

安政の大
獄

翌六年幕府は前年奸賊齊昭の手先として悪謀に與したものの、處分を斷行し、朝廷では鷹司父子・近衛・三條四公の辭官落飾の上慎、青蓮院宮・一條忠香・二條齊敬・久我建通等の慎となり、大名では齊昭の水戸表永塾居、慶喜の隱居慎、慶篤の差控、山内豊信の隱居慎、伊達宗城の隱居、志士牢人では安島帶刀の切腹、鶴飼幸吉の獄門、同吉左衛門・橋本左内・吉田松陰、飯泉喜内旗本曾我氏の臣・賴三樹三郎の死罪、小林民部大輔の遠島を初め數十人に達した。これを安政の大獄といふ。これは幕府の威權を復し、社會の治安を維持する上には、止むを得なかつたことであつたが、これが却つて不平の徒の群起を誘發

返勅問題

して、その運命を縮める因となつた。

唯こゝに一つ残つたのは水戸へ下つた別勅の始末で、これをそのままにしては幕府の威權に關する譯だから、これを穩に奉還させるために朝命を請ひ、これを水戸に傳へた。勅諭は當時水戸の祖廟にあつたが、水戸藩の尊攘派は前に勅諭廻達のことから、鎮派と激派に分裂して争を續けて居り、時の當局者たる鎮派は奉還するに決したが、激派即天狗黨の壯士は長岡に屯集してこれを抑止せんとし、齊昭の慰諭も聞かず、萬延元年二月藩兵を差向けらるゝに及び、初めて退散したが、未だ返勅の行はれない中に櫻田の變を生じた。

櫻田の變

これより前、水戸の激派たる高橋多一郎・金子孫二郎等は薩藩士と共謀し、水戸の手で井伊大老を暗殺し、薩摩の兵を以て京都を守護し、勅命を借りて幕府の變革を行はんとして居たが、薩藩との打合が熟しない前に、水戸に於ける形勢が切迫したため、脱走して出府し、薩藩の有村雄助・治左衛門兄弟と計り、愈斬奸擧兵を決行することとなつた。高橋多一郎は直に上京し、金子孫二郎は有村雄助と大老の暗殺を見届けて上京することとなり、水戸の關鐵之助・佐野竹之助等十七人は薩摩の有村治左衛門と共に、三月三日の朝、井伊大老の登城を櫻田門外に要撃することとした。當日は大雪で一聞先も見えない上、井伊家の士は柄袋をはずす暇さへなかつたため、大老は遂に駕籠の中で刺殺され、

井伊大老の死

有村治左衛門に首を擧げられた。十八士も二人の外は或は其場に倒れ、或は自殺し、或は幕府に斬られ、上方に向つた金子・有村の兩人も捕へられて殺され、高橋も天王寺で自殺した。當時世間でも「大雪の隠居齊頭仕事に鴨頭料理」とて齊昭の使喚に出づる如く考へ、井伊家の士は憤激その極に達し、直に水戸邸襲撃の形勢が見えたため、幕府は極力井伊家をなだめ、存命の形を取つて家の存續を計つた晦日大老免、閏三月。晦日發喪、四十六歳。かくて一身を賭して、主家及び國家のため必要と信じた政策を斷行して來た非凡の政治家は、天狗黨壯士の怨刃のために不運な死を見たが、これが響の如く全國に傳はり、一大衝動を天下の人心に與へ、尊攘家を鼓舞踴躍せしめたと共に、幕府の威力を急轉直下の勢で失墜せしむるに至つた。

幕府の衰微

かくの如く、幕府は既に社會上・思想上存立の基礎を失ひ、その實力も甚しく消耗して居た所へ、外國の壓迫を受けて、その無力を暴露して益々天下の人心を失ふに至つた。即幕府が初め鎖國の維持に努めながら、外國が武力を以て迫ると共に、これと戦ふ力を有しないため、漸次讓歩して遂に開國の止むなきに至つたため國內の輿論を開國に導くことが出來ず、全く國內の攘夷論と外國との板狹となり、朝廷に奏し、大名に相談する例を開いたことは兩者が幕政に干渉するに至らしめて政權分裂の端となり、その朝廷や大名を動かす藩士や牢人の擡頭となつた。かくて幕府はこの數年の間に鎖國政

策を破綻せしむると共にその専制主義をも捨てねばならなくなつた。併し櫻田の變までは表面幕政に干渉したのは、尾張・水戸・越前等の親藩で、外藩及び志士・牢人は隱約に活動したに止まり、幕府は猶彼等を抑へて自己の意志を實行するだけの情力を備へて居たのであるが、井伊大老の死後は更に形勢に一大變化を來たした。

第五十二章 江戸幕府の滅亡

櫻田變後の形勢

萬延元年の櫻田の變は、天下の形勢に一大變化を與へ、これより幕府の威力は全く衰へて、尊攘論は天下を風靡し、これを看板として、公武合體論と討幕論とが相對抗した。大名では薩長土の如き外藩が公然と公武の間に運動し、志士・牢人の活躍も、漸く團體的となつて來て威力を擴大し、幕府はもはやこれ等を制するの力なく、唯薩長の軋轢を利用して、辛うじて討幕派に對抗して行つたまでである。これに反して朝廷の勢力は著しく隆興し、天下の大事は朝廷の形勢で決する有様で、政治の舞臺も江戸を去つて、京都へ移つた觀を生じた。されば後、薩長の連合が出來ると共に幕府の滅亡となつたのは、自然の數である。

幕府の變和策

櫻田の變後幕府は、久世廣周再び老中となり、安藤信正初信睦、次いで信行と改め、又信正と改む、對馬守と共に中心人物となり、井伊大老の強壓策の反動として齊昭の永蟄居及び慶勝・慶喜・慶永等の愼を免じ、水戸藩の還勅を猶豫して調和を策し、朝廷に對しては、公武合體を主とするに至つた。井伊大老も反幕傾向の公卿を一掃した後、皇妹和宮親子内親王、仁を、孝天皇第八皇女を、將軍家茂に降嫁を請ひ、朝幕間の融和を計らんとして、九條關白との間に計畫が進んで居たが、久世・安藤兩閣老もその策をつぎ、九條關白及び岩倉具、千種有文。

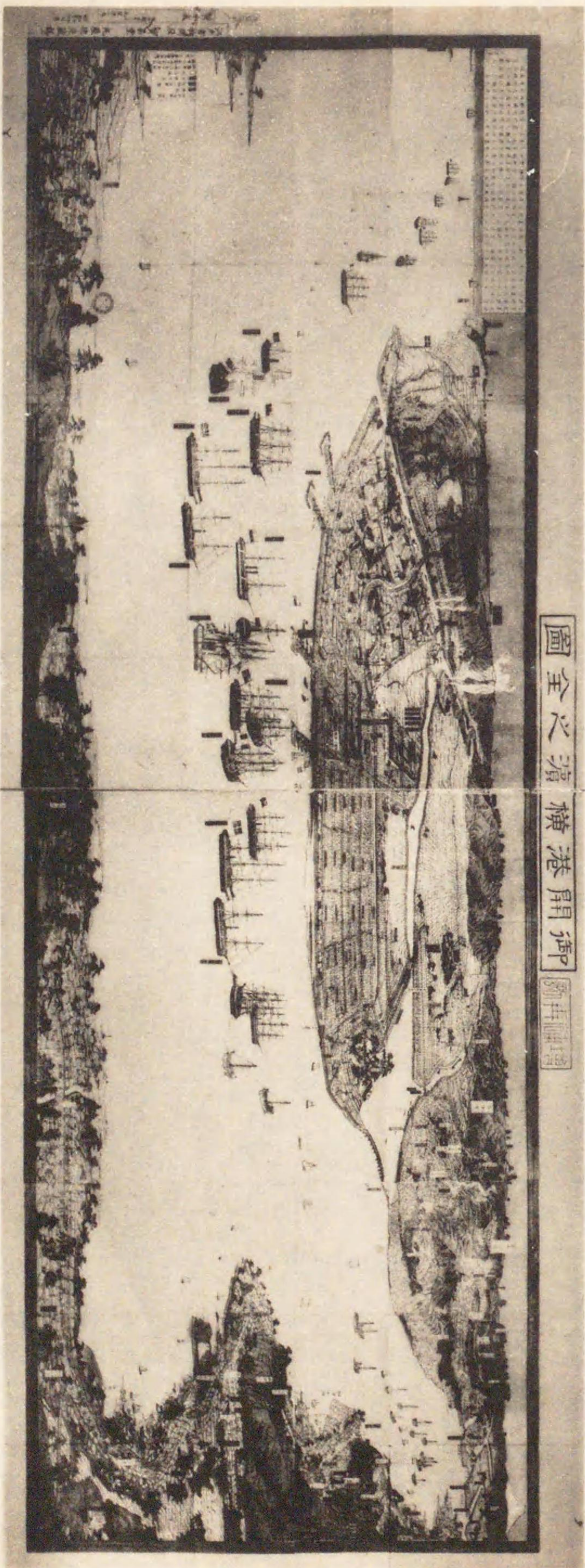
和宮の降嫁

久我建通・富小路直敬の諸卿具視の妹右衛門内侍・有文の妹少將内侍と併せ尊攘派は四奸二嬖といふと相策應して、その實現を計つた。この時和宮は既に有栖川宮親王と御約婚もあり、天皇は蠻夷の徘徊する關東へ御同胞を遣はさるることは、容易に御許がなかつたが、幕府は公武合體によつて人心を一和し、武備を充實して、今後十年の間には攘夷の實を擧ぐべきを奏し、漸く勅許を得た。かくて文久元年和宮は、四十餘藩の警衛で、東下になり、翌二年婚禮の式を見たが、幕府はこれによつて、公武合體の實を擧げ、反幕府派の緩和を計ると共に、朝廷との間の意志の疏通を得て、開國の勅許を得んとしたのに、却つて尊攘派から益々專横として惡みを買ひ、朝廷に對しては攘夷の責任を重くすることとなり、初の目的は全く裏切られた。

翻つて對外關係を見るに、幕府は通商條約の締結と共に、新に外國奉行五を置き、安政六年六月長崎・横濱・箱館の三港を開き、次いで下田を閉ぢた。條約では神奈川を開く筈であつたが、井伊大老は同地が東海道の宿驛で、往來の頻繁なため、面倒な問題の生じ易いを慮り、ハリス等の反對に關せず、一漁村であつた横濱を神奈川の一部と稱して、港市を經營して商人を移住せしめたため、遂に外國でもこれを認めた。當時は生糸・茶を初め輸出が一年百萬ポンドに上り、加ふるに彼我の金銀比價の相違から、金の流出甚しく、物價の騰貴を來たして、士民の生活を脅し、且外人は我を未開視して、倨傲横暴を極めたため、甚しく排外熱を煽り、壯士は一人でも多く外人を斬れば、國民の元氣を

貿易の開

始
外人の殺



圖全大濱港開御

(藏所者著) 圖繪大濱港開御 四十三第

る居てし寫を所るす湊幅の船の國五蘭米露佛英。るあて圖歐島のらか村安子で筆齋蘭玉本橋年六政安

鼓舞し、國家に忠なる所以と考へるに至つた。安政六年ロシアの使節ムラビエフの來朝に際し、横濱でその士官と水夫が殺され、厨夫が傷けられ、幕府はために全權に謝罪し、神奈川奉行を免じ、被害者の葬儀を行ひ、墓を造つたをその初とし、同年横濱でフランス領事館の從僕たる支那人が洋服のため西洋人と誤まれて殺され、賠償洋銀千弗萬延元年には江戸でイギリス公使の通譯であつた邦人傳吉、横濱でオランダ人二名殺され、次いで江戸でフランス公使の從者たるイタリア人と北アメリカ合衆國公使館の書記官ヒュウスケンが傷けられて、ヒュウスケンは落命した。イギリス公使オウルコックは幕府の外人保護の責任を完うせぬを怒り、フランス公使等と共に横濱に引上げて幕府を威嚇したが、幕府は却つて取締に便として放任したため、後自ら幕府に交渉して歸府した。この時ハリスは却つて幕府の立場に同情して一人江戸に留まつたため、幕府は大にこれを徳とした。ヒュウスケンの母へ洋銀一萬弗を贈り、イタリア人は賠償二千。この間幕府は警衛を嚴にすると共に、或は外人の夜間外出を止め、或は公使館を郭内に集めんとしたが、彼等はその行動を制限するためと邪推して應じなかつた。かくて文久元年五月オウルコックが長崎から陸路江戸に歸つた翌夜、神州の地を穢した外夷として、水戸の浪士有賀半彌等十三人は東漸寺のイギリス公使館を襲撃した。オウルコックは幕府の附した二百人近い衛兵の奮戦によつて難を免れたが、書記官と長崎領事は傷を受けたため、幕府を責めると共に、横濱の軍艦から水兵を招いて

守つた幕府負傷者に一萬弗を贈る。然るに翌二年イギリス公使館の衛兵の一人松本藩士伊藤軍兵衛は外人のために同胞と戦ふを嫌ひ、藩の警衛を免せしめんとして、イギリスの水兵二人を斬つて切腹するに至つた。衛兵の暴行のため、幕府は大に驚き、老中連署の謝罪狀を贈り、關係者を處罰した上、償金一萬弗を拂つた。

兩都兩港の開市開港延期

然るに江戸文久元年十一月十二日・大坂・兵庫以上文久二年十一月十二日・新潟安政六年十二月九日の兩都兩港も續いて開く筈であるが、これを實行しては益々事を多くするため、安藤閣老はこれを暫く延期せんとし、先各國公使に交渉した上、オウルコックの勸により、使節を出して直接本國で談判せしめた。即竹内保徳下野守、勘定奉行、外國奉行・松平康直石見守、外國奉行、神奈川奉行等は全權公使として、フランス・イギリス・オランダ・プロシア・ロシア等を歴訪し、關稅の遞減を條件に、大坂・兵庫の開期より向五年間の延期を承認せしめた慶應三年十月七日。このため從來二割乃至三割五分であつた關稅が、五六分となり、政府の收入及び國內の産業保護に及ぼした弊害は頗る大で、明治年間に於ける條約改正問題の一因を成した。

ロシアの對馬占領策

ロシアは當時極東經營に努め、安政六年のムラビエフの來朝及び文久元年の竹内保徳等のロシア往訪の際も、彼は樺太の全部領有を主張したが、我は五十度説を持って譲らず、遂に共有のままとなつた。更に文久元年ロシアの東洋艦隊の一隻は、對馬に來り、船の修理を名として上陸して占領策

し、暴行を恣にしたため、宗氏は幕府に決戦を許さるるか、國替を命せらるることを求めたが、幕府はその輕舉を戒め、或はロシア領事に談判し、又來航中のイギリス艦隊にも交渉を依頼し、前後七箇月の後彼の退去によつて大事に至らずにすんだ。

坂下門の變

水戸では齊昭の薨後萬延元年仲秋、六十一歳、鎮激兩派の争益々甚しかつたが、激派のイギリス公使館襲撃は、幕府の干涉を惹起し、激派の壯士は殆身を措くに所なき有様であつた。このため長州の桂小五郎本戸と孝九との間に、水藩士が幕府の重臣を斬つて、長藩をして幕府の改造を實行せしむる成破盟約を結んだが、その後長州の藩論が、公武合體に傾いたため行はれなかつた。茲に於て水戸の激派は更に宇都宮の大橋訥庵の一派を説き、安藤閣老を斬つて、善後の處置を薩長二藩に依頼することとなり、訥庵は事前に捕へられたが、壯士六人は文久二年正月十五日坂下門外に安藤信正の登城を要撃して、これを傷け、刺客は皆其場に斬殺された。信正が迎合主義を取りながら、志士の惡む所となつたのは、幕府の當局者として益開國的になつたのと、その和宮の降嫁が強請に出づるものとせられ、且廢帝の浮説さへも行はれた等のためであつた四月、罷免。

長州の開國遠略策

幕府が公武合體主義を取つたのみならず、當時漸く天下の政治に手を出しかけた薩長二藩も、其初は共に公武合體策であつた。長藩では長井雅樂が文久元年公武の不和、開鎖の争は、外國の干涉の機

を造るものとして、開國遠略の國是を定め、公武一和して國威を海外に發揚すべしとの説を立て、藩論を定めた。雅樂はこれより命を帶んで、京に出で、朝廷の贊成を得、江戸に下つて老中久世廣周等に入説してその素地を作り、遂に藩主毛利慶親が出府して、公然幕府に上書して公武の周旋に任ずることとなつた。然るにこの時に坂下門の變が起り、志士・牢人益、勢を得て、公武合體を姑息とし、近く上京せんとする島津久光を擁して、討幕の兵を擧げんとし、長州藩でも藩論亦動搖したため、遂にその公武周旋は失敗に終つた。

薩州の公武周旋

薩摩藩では島津齊彬早く國事に志し、屢々近衛家によつて朝廷に進獻し、「武士も心あはして秋津すの國は動かすとも治めん」との宸筆の御製をも賜はつた程であつたが、その死後安政五年七月は弟久光三郎の子忠義が嗣ぎ、久光が後見として實權を握つてゐた。久光は兄の遺志を繼いで公武の間に周旋せんとし、先づ保守派を斥けて藩制を改革したが、一藩勤王主義で、藩士の暴發は常にこれを抑制した。文久元年長州の活動を見て、愈々明年春自ら兵を率ゐて上京し、朝廷を擁して幕府の改造を行ふに決した。在京の志士はこれを聞いてこの機に乗じ、久光を擁し朝命を請うて討幕の兵を擧げ、一舉に天下の事を決せんとし、庄内の清河八郎は九州を廻つて、志士を團結して討幕を斷行せんとした。かくて久光は文久二年四月千餘の兵を率ゐて上京したが、浪士と事を共にするを憚らず、近衛忠房により朝

寺田屋事件

延に青蓮院宮・鷹司子・近衛忠熙・慶喜・慶勝・慶永等の罪を免じ、忠熙を關白に、慶喜を後見に、慶喜を大老に任じて、皇威を振張し、幕政を改革すべき意見を奏した。朝廷はこれを嘉納せられて、久光に在京して浪士を鎮撫すべきを命せられた。討幕派の志士はこれに失望し、遂に四月二十三日の夜彼等は關白・所司代を討つて青蓮院宮をして久光に討幕の勅を下さしめんとしたが、この夕彼等が伏見の寺田屋に會して居た際、久光は奈良原喜八郎等を遣して鎮撫せしめた。このため激徒の數人は斬られ、その他は或は國に送られ、或は他藩に引渡された。これより討幕派の浪士は長州藩に頼らんとし、やがて薩長軋轢の端となつた。

勅使の東下

久光は幕政改革の勅命を傳へるため、勅使の東下を奏請した結果、大原重徳左衛門督勅使として派遣せられ、久光はこれに隨行して周旋することとなつた。幕府は長州が幕府のため朝廷の反省を促さんとしたに反し、薩藩が朝廷を擁して幕府に迫らんとするを惡み、朝命の降下に先立ち、慶喜以下の罪を免じ、青蓮院宮以下の赦免をも奏したが、久世廣周は長藩の周旋失敗のため職を免じ、老中板倉勝靜幕府の中心となつた。この時勅使は東下して、慶喜を後見とし、松平慶永を大老とすべき旨の勅旨を傳へた六月十日。幕府は政權の慶喜等に歸するを喜ばず、容易に御請しなかつたが、久光は板倉・脇坂安宅淡路守兩老中を薩摩邸に招いて違勅の罪と武力とを以て迫つたため、遂に勅命を奉ずることとなり、七月慶

喜は後見となり、慶永は政治總裁職に補せられた。慶永を大老としなかつたは、家格上これを喜ばなかつたためである。

一方毛利慶親は勅使東下と引違に道を違へて上京したが、周布政之助・桂小五郎等と議し、前の開國遠略策を改め、破約攘夷説を定めて公卿の間に運動し、國事周旋の勅を拜し、世子定廣を東下せしめ、安政以來、國事により罪を得た志士・牢人等の赦免の勅詔を傳へることとなつた。このため討幕派の志士は長州に歸し、その勢力は京を壓する觀があつた。朝廷では薩長二藩の軋轢を憂ひ、調和のため、更に一雄藩を招かんとしたが、土佐の武市半平太は藩政の實權を占めて居た保守派の吉田東洋を暗殺して、藩論を一定し、京都に運動した結果、藩主山内豊範は内旨を受けて兵を率ゐて入京し、京都警衛と國事周旋の勅命を拜し、茲に薩長土三藩の鼎立を見た。

かくて朝廷も安政大獄の反動として尊攘派の勢力盛になり、公武合體派の關白九條尙忠及び久我・岩倉・千種・富小路の四卿等は辭官落飾となり、尙忠重慎、四、人洛中住居構近衛忠熙代つて關白となり、三條實美中納言・姉小路公知少壯の公卿が勢力を占めた。久光は閏八月歸京して、この形勢を見、過激な尊攘論を喜ばぬ近衛關白により、幕府が勅命を奉じて改革に着手せるに、その上急に攘夷を迫るを不都合として、公武合體の必要を説いたが、長土二藩の勢力を恃とする三條等の激論に妨げられて、關白の威

長州の破約攘夷論

土州の公武周旋

新朝廷の一

久光の歸國

攘夷の勅使

權も行はれないため、久光は遂に公武合體の必要と攘夷の不可を建白した上歸國した。

このため京都は全く尊攘派の勢に歸し、再び三條實美を正使、姉小路公知を副使として東下せしめ、幕府に攘夷を迫り、親兵設置の名により兵權を朝廷に納めんとし、山内豊範は勅使を守護して出府の上、周旋することゝなつた。幕府にこの報達するや、慶喜は不可能な攘夷の勅を受くるを以て、天聽を欺き、公明正大を缺くものとして辭表を出すに至つたが、山内豊信の苦諫によつてこれを受くことゝなつた。この際勅使に對する待遇は一變せられ、慶永は品川にこれを迎へ、三家・諸大名は客館に伺候し、入城に際しては將軍家茂が慶喜と共に玄關に送迎し、中段に座して勅詔を拜した從來は將軍上段に座し、勅使は勅命傳宣の間上段に上つた。攘夷實行については衆議を盡した上、明春將軍上京して申上ぐべく、親兵に關しては家茂不肖ながら征夷の任にあれば、必ず堅固に守護し奉る旨を答へた。

慶喜・慶永等が後見・總裁となつてから、幕政の改革は着々行はれ、公武一和・天下一致の理想を實現せんとした。即朝廷に對しては、武家傳奏の誓詞を廢し、關白・大臣等の任命前幕府の同意を求められた例を辭し、宇都宮藩主戸田忠恕の建議を納れ、その臣戸田忠至を山陵奉行として山陵の修復を行ひ、尊崇の實を擧げた。大名に對しては參觀交代を緩めて、武備の充實を計るべき説早く唱へられたが、遂に三年一度の出府、在府百日三家溜間詰は一ヶ月とし、妻子の歸國を許した。これは慶喜が大名の違犯

幕政の改革

朝廷の尊崇

大名の優遇

軍制改革
京都守護
職の設置

者の生じない間に、先んじて實行すべしとて老中等の反對を排して斷行したのである。又軍制を改めて歩騎砲の洋式を採用し、職制を改めて冗員を淘汰して、新に會津の松平容保肥後守、中將を以て京都守護職とした。從來京都に幕府を代表するものは所司代であるが、その任用は譜代の小藩に限られて居るため、當時の如く志士・牢人等の盛に入込み、薩長土の如き雄藩又兵を率ゐて入京するに至つては、到底これを制し得ない。このため溜間詰の雄藩として、門閥・兵力・人物共に傑出した會津家を起して守護職とし、所司代の上に位して、朝廷を守護し、反幕派を抑へしめんとした。かく反幕傾向の中心たる京都で、幕府を代表するは最苦しい地位であるが、會津の君臣は、京都を墳墓の地とする覺悟で、この重任を引受けた。唯この際安政以來の國事上の罪人を許すべき勅旨を奉じて、安政の大獄及び櫻田の變の關係者の罪を赦したのみならず、從來の幕府の當局者であつた堀田正睦居・間部詮勝、一萬石減封・安藤信正二萬石減封、隱居急度愼、久世廣周一萬石減封、隱居急度愼、を處罰し、井伊家の十萬石を削つたのは、慶勝權大、納言、齊昭權大、納言、齊彬權大、納言等の官位を進めたと共に、安政大獄の反動とは云へ、幕威を輕んせしめたもので、甚しい失體である。

將軍の上
洛

將軍の上洛は、寛永以後二百年來見ない所であり、財政に窮した幕府には大苦痛であつたが、これによつて公武合體の機を得んとして、文久三年三月將軍家茂は三千餘の兵と共に上洛して、二條城に

尊攘派の
活躍

入つた。併し當時の京都の形勢は尊攘派の全盛で、幕府の目的を達するは難しかつた。

朝廷では朝威振興の氣運に乗じて、政兵の二權をその手に收めんとして、先づ攝家以下重臣三十人を國事御用掛とせられたが、穩和派の多いため、更に少壯の激派を國事參政及び寄人とし、又盛に勅旨を大名に傳へて入京を命じ、更に學習院で草莽の士の建言を受け、志士と激派の公卿との關係を深くした。このため隱和派の近衛忠熙は關白を辭して、長州に親しい鷹司輔熙これに代はり、十萬石以上の大名から一萬石一人の割で親兵を徴し、三條實美がこれを統べた。

されば志士牢人の跋扈暴行は益、甚しく、九條家の家司島田左近の暗殺を初め、暗殺・放火頻々に行はれて公卿の心膽を寒からしめ、遂には等持院の足利三代の木像の首を三條河原に梟首して、討幕に擬するに至つた。然もこれ等の犯人が薩長土等の雄藩や、朝廷の公卿と關係があつたため、守護職も容易に手を下し難い有様であつた。そのため幕府も浪士を集めて新選組を組織し、近藤勇・土方歳三等をしてこれを統べしめて、尊攘派の志士・牢人に對抗せしめた程であつた。

この時慶喜・慶永等は將軍に先立つて上洛し、島津久光・山内豊信・伊達宗城等と共に中川宮前青蓮院宮・近衛忠熙等の穩和派の人々と形勢轉回を計つたが、激派の勢の強いため遂に行はれず、慶永は總裁職を辭し、久光・豊信・宗城と前後して歸國した。このため慶喜は激派に迫られて攘夷期限を定めざるを得

攘夷期限
の攘夷御
断

將軍慶喜の退京

ざるごとくなり、遂に五月十日としてこれを天下に布告した。長州一派の志士はこの間に討幕の事を舉ぐる機會を作らんとして、賀茂神社へ攘夷御祈願の行幸を企て、將軍に供奉せしめ、更に天皇の好ませられぬに拘らず、石清水八幡へ攘夷親征の行幸を企て、親征は勅許を得ないため再び祈願として實現した。このため幕府は警戒を嚴にし、家茂は病と稱して供奉を辭し、慶喜が代理を勤めて幸にこどなくすんだ。かくの如く將軍の上洛は何等得る所なく、公武合體の實の舉らぬばかりでなく、その滯京は益、不利を來たすため、辭を攘夷の實行と生麥事件の處分に借つて退京することになり、慶喜は五月、家茂は六月歸府した。

大和行幸の發令

長州は五月十日の攘夷期限が來たから、馬關海峽を通る外船を砲撃し、攘夷の魁をなして、叡感に預ると共に、筑前の眞木和泉臣保の議により攘夷親征の議を朝廷に上つた。眞木和泉は長藩士と共に諸卿の間に攘夷親征を入説して、攝家及び在京諸大名の反對論を拆くと共に、浪士は盛に暗殺・放火・投書等によつて反對者を威嚇した結果、八月十三日遂に朝議決し、攘夷御祈願として大和に行幸あり、神武陵・春日神社へ御參拜あつて、暫く蹕を止めて親征の軍議を遊ばされ、其上神宮へ行幸ある旨仰出された。この目的は勿論討幕であつて、京都では穩和派の係累があるから、大和へ行つて大調練を行ひ、軍威を示すと共に幕府の非を鳴らせば、天下靡然としてこれに歸せんといふので、神宮行幸は

薩長の軋

東征の意に外ならなかつた。このため薩長土・加賀・肥後・久留米の六藩に各十萬兩の獻金を命じ、長藩の桂小五郎・久坂義助・益田右衛門介、土藩の土方楠左衛門元久、筑前藩の平野次郎等は、眞木和泉と共に學習院出仕として、軍議に參せしめられた。

八月十八日の政變

京都に於ける長州の勢力はこの時を以て絶頂に達したが、それと共に薩藩の不平もその極に達した。久光の歸國以後勢力の衰へた所へ、姉小路公知が朔平門外に暗殺せられた嫌疑が薩藩士に掛つたため、宮門の守護を免せられ、藩士の御所出入をも禁せられるに至つたから、長州一派に對する悲憤はその勢力の打破に全力を傾注せしめた。この頃天皇は親征を好まされず、長州一派の公卿の暴論が叡慮に背くを逆鱗あり、久光を召して、暴論の公卿を抑へ、三條實美等を除くべき旨の宸翰を屢々中川宮に下され、久光にも宸翰を賜はつた。中川宮は薩摩・會津の連合を以て長州に當たることとし、今度の大和行幸等も叡慮からでなく、親征の如きは勅許にもなつて居ないことを承り、近衛忠房・二條齊・徳大寺純公の諸公と計り、朝廷改革の案を上つて勅許を得たから、八月十七日子刻、急に四公と共に參内し、聖斷を請うて、守護職會津容保・所司代稻葉定邦を召し、薩藩の宮門の守衛を復し、三藩の兵で宮門を固め、更に在京諸大名に參内を命じて、守備に當たらしめた。かくて宮は勅命を傳へて國事掛の輩長州の暴論に従ひ、叡慮を詐り、親征行幸を行はんとすること逆鱗遊ばされ、行幸は御中止

長州の容易ならざる企に加擔し、主上に迫つた不忠の輩三條中納言等に禁足を命じ、後命を待たしめ、これと共に國事參政・寄人を廢し、長州の堺町御門警衛を免じた。激派の公卿は長藩士と鷹司關白邸に集つて善後策を講じたが、その效なく、夕になつて妙法院に退き、長藩士は遂に三條以下の七卿を奉じて歸國することとなつた。これを八月十八日の政變といふ。

かくて朝廷は再び公武合體派勢力を占むる事となり、二條齊敬を關白に補し、松平慶永・島津久光・山内豊信・伊達宗城等を召され、次いで一橋慶喜及び將軍家茂の上京をも促された。幕府もこの機に乗じ、再び將軍上洛して、公武合體の實を擧ぐるを利とし、先づ慶喜を上洛せしめて、その準備に當たらしめた。慶喜は慶永・久光・豊信・宗城・容保等と二條城に會して國是を議し、この六人は朝廷から參豫を命ぜられ、公然朝政幕議に與ることとなつた。幕府はこの時になつても朝廷に對する言質上開國を口に出ることが出來ず、横濱鎖港談判のため使節を歐洲に出したのを土産として、將軍は元治元年正月再び海路を取つて入京した。この度は將軍屢、參内して優渥なる叡慮を拜し、「汝は朕が赤子、朕汝を愛すること如子、汝朕を親むこと如父せよ」との宸翰を賜はり、諸政委任の勅旨あり、幕府よりも御料を増獻し年米十、五萬俵、尊崇の實を示した。かくて表面は公武の間瑞雲靉靄の觀があつたが、外様の大名が朝政幕議に參與することは、幕府有司の最嫌つたことであり、且參豫の間にも久光の開國説に

公武合體派の全盛

將軍再度の上洛

公武合體派の分解

對して、慶喜の反對があつて意見の一致を缺いて、國是の一定を見られないため、相次いで皆これを辭し、慶喜は後見をやめて禁裏守衛總督・攝海防禦指揮となり、松平定敬桑名藩主、越中守、容保の弟、新に所司代として守護職と共に京都を固めしめた。このため公武合體派の諸大名も相次いで歸國し、將軍亦五月に入つて歸東した。

討幕派の舉兵

長州の三策

池田屋事件

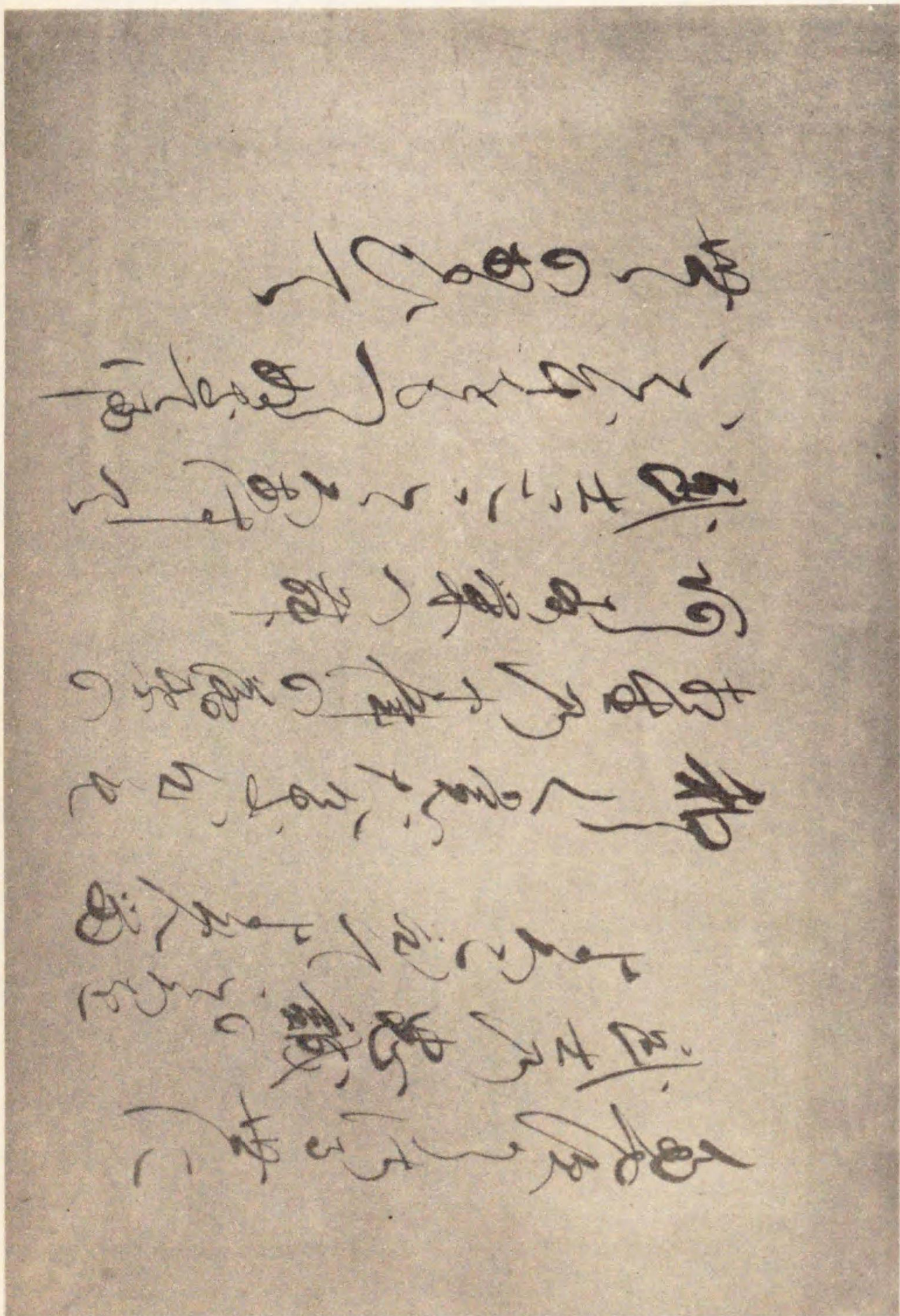
長州の京都出兵

一方討幕派の與黨は八月十八日の政變と前後して、大和の五條・但馬の生野に兵を擧げて討幕の魁たらんとしたが、共に程なくして平定せられた。併し長州は屢、朝廷へ歎願書を出して毛利父子・三條卿等の宥免を請ふと共に、諸方へも運動したが、その效がなく、長州處分は幕府御委任となつたため、激派の志士卒人と謀つて、遂に三策を決するに至つた。即在京の將軍・大名等の歸國の後、長州から兵を京都に出して武力を以て京都の形勢を一變せしめ(一)、これと共に水戸の天狗黨をして攘夷實行の兵を關東に擧げしめ(二)、京都の志士は内裏に放火して、混雜に乗じ、中川宮と會津容保とを參内の途に要撃しよう(三)といふにあつた。この第三策は守護職の看破する所となつて、六月五日彼等の祇園祭に際し、事を擧げんと三條小橋の池田屋に會したを、會桑の兵及び新選組七十人にて襲ひ、數人を斬り、十餘人を捕へた、め失敗に終つたが、長州の出兵は愈、事實となり、福原越後・益田右衛門介・國司信濃の三家老は先發として兵を率ゐて上京し、世子定廣は本軍の將として三條以下五卿を

擁し、大舉してこれに續き、吉川經幹監物が殿をなした。六月の末長兵は伏見・山崎・嵯峨に屯し、兵威を以て京を壓すると共に朝廷・幕府及び諸藩に哀願救解を求めた。朝廷では有栖川宮・中山忠能等激派の人々この機會に再び政變を起さんとし、危機目睫に迫つた。禁裏守衛總督たる慶喜は勅命により、誠意を以て屢、長兵に退京を諭し、福原・久坂等これに感じて退陣せんとしたが、眞木和泉等従はず、屯集亦聞かず、會桑薩等は長州討伐を主張して止まなため、七月十八日愈、追討に決して、即日退去を命じた。この日長兵は哀訴狀及び會津誅伐の表を上り、夜に入り、有栖川宮以下長派の公家は參内して長州の奏請の勅許を迫り、三箇所の長兵は同時に出動して御所に向つた。慶喜は朝廷に於ける長州一派の内應を抑へ、聖斷を仰いで討伐に當つた。會津藩の衛つた蛤御門へは國司信濃等押寄せ、最激戦を見たが、會津兵善く戦ひ、薩摩・桑名の兵亦これを助けたため長兵敗れ、堺町御門に迫つた久坂義助・眞木和泉等の兵も、越前・彦根及び會桑薩の兵のために敗れ、久坂義助は戦死し、眞木和泉は自殺した。この際銃丸皇居に入り、公卿達は衣冠の上に襷をかけて玉體を守つたが、長派の公卿はこの間にも、或は車駕の移御を企て、或は和議の勅誼を發せんとし、慶喜は死を決して内外の長派を抑へ、禁裏守衛の務を果たした。このため京は四萬三千戸を焼き、二里の間焦土と化した。毛利定廣は多度津でこの敗報に接して歸國した。

禁門の變

文久三年八月十八日の政變後、京都守衛藤松本容保が、手兵を以て御所の警衛に任じ、功勞顯著であつたのを嘉し、十月九日天皇の宸翰と共に下賜せられたものである。(古文書時代鑑所載)



第三十五、孝明天皇宸翰和歌御懷紙 (子爵松平保男氏藏)

水戸激派
の擧兵

これより先、水戸では奸黨の壓迫と長州の勸誘により、長州に相應するため、藤田小四郎東湖の子等兵を筑波山に擧げて、攘夷の實行を唱へたが、幕府の討伐を受け、且長州の失敗したため意を得なかつた。茲に於て武田耕雲齋伊賀守正生を主將とし、慶喜によつて意を遂げんとして、諸藩の兵と戦ひつゝ京都に出でんとしたが、慶喜の追討に向ふと聞き、遂に加賀藩に降つた。幕府は翌年三百五十餘人を敦賀に斬り、その他四百五十餘人を流罪追放し、主謀者は妻子まで罰した。水戸藩の勢力これより大に衰へた。

長州の窮
境

長州の外
船砲撃

かくて長州の三策は悉く失敗に終つたのみならず、朝敵の汚名を蒙ることとなり、朝廷は幕府にその征討を命ぜられたが、その未だ實行せられざるに先立つて、外國艦隊の長州襲來を見た。これより前、長州は文久三年五月攘夷の期限に際し、合衆國の商船及びフランス・オランダ兩國の軍艦を砲撃し、このため六月には合衆國及びフランスの軍艦のため、砲臺を破壊せられ、軍艦を沈められたが、更に砲臺を修理し、小倉領田の浦まで占領して砲臺を築いた。このため幕府は使をやつてこれを責めたが、長州では却つて使節を殺し、軍艦を抑留した。その後八月十八日の政變で形勢一變すると、幕府は長州を處分することとし、外國に對しては横濱鎖港談判の使節を謝罪使と稱して、謝意を表することとした。池田長發筑後守外國奉行等の使節はパリで、償金十四萬弗を支拂ひ幕府十萬弗、長州四萬弗、下關海峽の通航

外艦の下
關襲撃

を自由にするを約して、歸朝したが元治元年七月幕府はこれを權限外として廢棄したため、遂にイギリス・フランス・オランダ及び合衆國の四國は兵力を以て、長州に迫るに決した。然るに幕府は長州が當時朝幕の敵となつて居たから、強いてこれを止めんとしなかつた。四國艦隊十八隻は八月五日長州に開戦し、三日を出でずして總の砲臺を破壊し、陸戰隊を以てこれを占領した。長州は戦利なきため、高杉晋作等をして和を講せしめ、今後海峡の自由通航を許し、薪水食糧を供給し、武装せざるを約し、砲臺の新築又は修理をせざることをし、下關を焼かれなかつた代に、償金を出すこととした。多年攘夷のためには長防二州を焦土とするを辭せずと號して、尊攘黨の頭目であつた長州藩が、接戰僅に三日で全く外夷に屈伏したのは、一は禁門の變に敗れ、朝敵として幕府の兵を將に四境に受けんとして居たためでもあるが、實は攘夷そのものが、幕府に對する權謀に出づるものであるためであつた。さはれ長州の向ふ見すと幕府の無責任から、かゝる不祥事件を生じ、幕府はこのため長州に代つて巨額な戦費三百萬弗中百五十萬弗は明治政府引繼ぐを支拂つたのは、幕末史上の悲しむべき汚點といはねばならぬ。

長州征伐

幕府の長州征伐は尾張慶勝を總督、越前茂昭を副將とし、三十五藩に出兵を命じて、長防二州を討たしめた。慶勝は特に幕府より全權を委ねられ、十月京を發して廣島に向ひ、副將茂昭は小倉に向ひ、十一月十八日を以て總攻撃と定めた。併し慶勝は國家多事の際、干戈を動かすを不利とし、西郷

長州の降伏

吉之助の議を入れ、戦はずして長州に謝罪恭順せしめんとし、人をして毛利の支藩吉川經幹監物を説かしめ、西郷吉之助亦周旋に努めた。長州は禁門の變後、外艦の襲來を受けて藩内の動搖を免れず、藩政に當つて居た周布政之助は自刃し、藩府は保守派の占むる處となり、恭順論に傾いて居たから、經幹は益田・國司・福原の三家老及び參謀を斬つて、その頸を總督の實檢に供し、毛利父子を寛恕せられんことを歎願した。尾張總督は本營に經幹を招き、毛利父子自判の謝罪書を出し、山口城を破却し、三條以下五卿を引渡す旨を命じた。次で家老を幕府の目附と共に、山口・萩に遣してその狀を檢した上、諸藩に撤兵を命じて歸京復命した。このため三條以下五卿は筑前藩に引渡され、太宰府にあつて、五藩の兵を以て警固せられた。

幕閣の驕態

然るに幕府の有司は、京都に於て公武合體派が勢力を占め、討幕派の首領たる長州は、尾張總督が向ふを見て戦はずして屈服し、水戸の擧兵も事なく平いだ上、フランス公使は國內統一の要を説いて、財力兵力の援助を申出たため、方に幕威回復の時機到來と考へ、驕慢な態度を示すに至つた。されば尾張總督の撤兵を悦ばず、その長州處分案たる毛利父子の隱居・永蟄居及び十萬石削封を寛に失するものとし、これを以て薩摩の芋酒に酔つたものと罵り、毛利父子及び三條以下の五卿を江戸に召出して處分せんとし、京都の守衛も幕府の歩兵でやり、諸大名には従前の如く隔年江戸に參觀せしめ

長州再征

んとした。これ全く時勢を解せず、その力を辨へざるもので、噴火口上に亂舞し、自ら滅亡を早めたものである。かくて公卿・大名中にも異論多きに拘らず、長州再征に決し、慶應元年五月には家茂は愈金扇馬標を擁して親征の途に上り、京都に出で、長州の恭順の實なきを奏して、征長の勅を拜したが、愈、出兵せんとする際に、外交問題が突發して、暫く延期せざるを得ないことゝなつた。

條約勅許
と兵庫先
期開港問
題

Parks

朝廷の老
中處罰と
將軍の辭
表

先に幕府は攘夷論の沸騰に苦しみ、關稅引下を代償として、江戸・大坂・兵庫・新潟の開市開港を、慶應三年十二月七日西紀一八六八年一月一日まで延期することを約せしめたのであるに、この期限に先立つ二十八箇月なるこの年九月十六日イギリス公使バアクスは、フランス・オランダ及び合衆國公使と共に軍艦九隻を率ゐて兵庫に入り、突如として兵庫の先期開港と條約の勅許とを幕府に迫り、七日の間に幕府が應せねば、入京して朝廷に直談せんと號して態度暴慢を極めた。この時將軍に従つて大坂にあつた阿部豊後守 正外・松前伊豆守 崇廣兩閣老は、先期開港を許して、彼等の上陸を避けんとしたが、慶喜は勅許を得ずして開港を約すれば、安政の騷を繰返すべしとてこれに反對し、バアクスに期日の延期を求めて勅許を請はんとした。然るに京都では、老中が既に開港を許したとの風説も傳はり、且これを幕府の條約勅許を乞ふための詭計ならんと疑ひ、兩閣老の官位を奪ひ、謹慎さすべき旨を幕府に命じた。かくの如く幕府の重臣の進退を朝廷から直命せられたのは未曾有のことで、それでは將軍は天下の政を

條約勅許

幕府の聯
魁

長州の形
勢一變

薩長の連
合

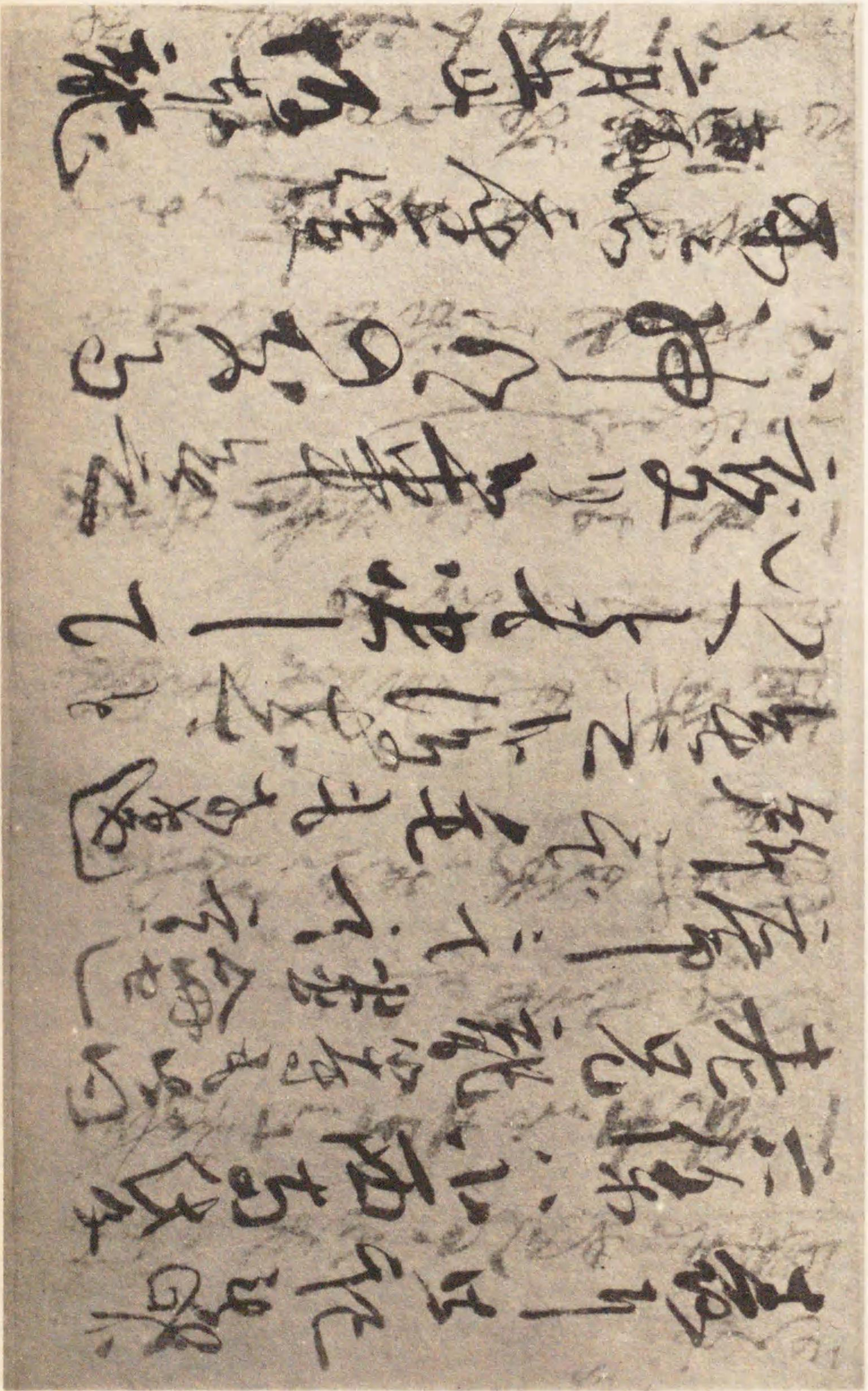
することが出来ないから、遂に十月朔日家茂は上表して將軍職を慶喜に譲らんことを請ふと共に、條約の勅許を奏請し、直に東歸せんとするに至つた。慶喜は驚いてこれを伏見に喰ひ止めて入京せしめ、十月四日容保・定敬及び老中格小笠原長行壹岐守と參内して、條約の勅許と兵庫の開港とを願つた。これに對し薩藩の大久保市藏等は勅許の不可を入説したゝめ、朝議夕方から曉に至るも決せず、更に五日諸藩の議を徵せられ、薩・因・備の三藩の反對の外は多く勅許を可としたゝめ、この夜辛うじて條約の勅許を得、將軍の辭表を却下せられたが、兵庫開港のみは許されなかつた。

かくて條約勅許の事をバアクス等に通じ、兵庫開港の事もなるべく早くする様盡力する旨を告げて、無事に退帆せしむるを得たが、この事件は突如として起つて非常な紛糾を生じ、然も外人の行動甚其意を得なかつたゝめ、幕府では、これを薩・長の幕府を苦しめんため、バアクスを使喚したものと考へ、反對派では阿部閣老等の詭計と稱し、幕・薩間の不和を甚しからしめた一因となつた。

これより先、長州では尾張總督が引上げると共に、高杉晋作等の所謂正論黨が蹶起して、俗論黨を斥け、表は恭順を装ふと共に、内々武備を充實し、幕軍が再び來らば國中全力を盡くして決戦するの覺悟を極めた。而してこの勢力を更に助長したものは、薩藩との連合の成立であつた。薩・長の二藩は文久以來互に自藩の興隆を策して、勢ひ並び立たず、且その政見も薩は公武合體・開國論、長は討幕・

攘夷論で、互に相容れなかつた。薩藩が公武合體を持するに拘らず、長州が早く討幕を策したは、遠く關ヶ原役後に於ける家康の薩長に對する處置の差に淵源を有し第四十章參照、長藩の君臣は何時かは徳川氏にこの怨を報ひんと念じて來たもので、その攘夷論の如きも討幕の假裝形式に過ぎない。然るに薩藩では文久二年生麥で、久光の従士がイギリス人一人を斬り、二人を傷けた結果、翌年イギリス艦隊の來襲を受けたが、却てこれを破つてより激派の勢力盛になり、且參豫問題以後久光も幕府との間面白くなく、藩府も西郷吉之助・大久保市藏等の手に歸し、著しく反幕傾向を強めた。元治の征長役に西郷が周旋して寛大な處置を取らしたのも、早く局を結んで國內一致の要を見たためである。然るに幕府に驕慢の色あり、輿論に抗して長州再征を強行せんとするに及んで、薩は之を惡んで愈、長を助けんとするに至つた。かくて兩者の政見は開國討幕に一致して來たが、唯八月十八日の政變や、禁門の變に對する從來の感情と勢力の衝突が連和を妨げて居た。土佐の坂本龍馬・中岡慎太郎等は、この形勢を見て、薩長連合を策し、薩の小松帶刀・西郷・大久保等と長の木戸準一郎桂小五郎改名・高杉晋作等の間を説いて、同意を得、薩は長の國難を救ふため、イギリスより軍艦・兵器の購入を周旋すると共に、長は薩の京都出兵のために、糧食を給することを約し、遂に慶應二年正月には、木戸は京に出で坂本龍馬の仲介で、小松・西郷と王政復古のため兩藩協力すべきことを盟約するに至つたのである。

慶應二年五月二十日薩長二藩の討幕舉兵の盟約後、木戸孝允のその條件を記して、仲介者たる龍馬に致したるに、龍馬のその裏に朱書して、これを承認したものである。(古文書時代鑑所載)



第三十六、坂本龍馬盟約書裏書 (侯爵木戸幸一氏藏)

幕府は初め尾張總督にさへ戦はずして屈した長州は、將軍が旗を大坂に進めるだけで、忽に降服するものと考へて居たが、その豫想に反し長州の勢却て盛なのを見て、長州から毛利父子謹慎・恭順の誓書を出さしめ、慶應二年正月朝廷に奏して、毛利父子の隠居・永蟄居と十萬石削封を以て朝敵の名を除かんことの勅許を受けた。然るに小笠原長行を廣島に遣して、この命を傳へたが、薩藩との連合に勢を得た長州は、固よりこれに服しないため六月終に戦端を開くに至つた。かくて先鋒總督紀伊茂承は廣島に進み、小笠原閣老は小倉に赴いて、四方から長防二州に迫つたが、この時薩州を初め出兵に應じない大名も少くなく、出兵したものの戦意に乏しいため、幕府の歩騎砲三兵及び紀伊・彦根等の向つた藝州口が稍互角の勢を保つた外、何れも幕軍不振で、石州口の如きは、津和野龜井氏は款を長州に通じ、濱田松平氏は陥り、小倉口も敗色があつた。かくて幕府は進退に窮した際、將軍家茂は七月二十日大坂城中に薨去した二十歳。家茂は田安慶頼の子龜之助家達を嗣とすべきことを遺命したが、老中板倉勝靜等は幕府の危急の際、幼主四歳を立つべきでないとして、一橋慶喜を擁立した。慶喜は愈宗家を継ぎ、諸方の反對に拘らず、このまゝ解兵しては幕威地に墜つるを以て、自ら出征に決し、朝廷に參内して節刀まで賜つたが、その出發に際して小倉口全く敗れて、小笠原閣老は長崎に逃れ、小倉城は陥落したとの報を聞いて、もはや事の爲すべからざるを知つて、急に議を變じて解兵に決した。

このため内外から表裏反覆の非難を蒙つたが、終に將軍の薨去により征長の師を止め、長州も侵地を退くべき勅命を得、勝義邦安房守軍艦奉行を遣し、長州の廣澤兵助・井上聞多と嚴島に應接して解兵の事を取計はしめた。

フランスと幕府

Roches

イギリスと薩藩

兩國の態度と警戒

かくの如く一年餘に亙つた長州親征は全然幕府の失敗に終つたが、この間に注意すべきは、イギリス・フランス兩國の態度である。フランスは早く幕府に好意を表し、公使ロッシュは皇帝ナポレオン三世の意を受けて、幕府の國內統一のためには兵力・財力の援助を辭せざることを述べ、薩・長のイギリスと結んで野心を抱くを告げ、早くこれを滅ぼして諸侯を削平し、幕威を確立すべきを説いた。このため幕府の内部には、フランスの力を借りて幕威を張らんとするものも少くなかつた。イギリスは初め生麥の變のため薩藩と戦ひ、下關砲撃にもその主動者であつたが、フランスの幕府と親しむを見て、却つて薩・長に近づき、薩長共にイギリスに留學生を派遣し、公使バックスは自ら鹿児島を訪ひ、一將をして長州をも訪問せしめて、島津・毛利兩氏と交歓した程で、長州の兵器・軍艦は何れも多く薩藩の手を経て、イギリスから購入したものであつた。かくフランスが幕府を助けんとして、イギリスが薩長に親しんだのは、固よりこれによつて、我國に於ける利權を獲得せんとするもので、若し一步を誤れば我國土は彼等の戰場と化したかも知れない。この形勢は後まで續いたが、達識の士は早くも、

慶喜の任
將軍と孝
明天皇の
崩御

慶喜の幕
政改革

兵庫開港
と長州處
分

この危険を察知したため、却つて幕末史をして、平穩な終末を結ばしむる情勢を促進した。

かくて慶喜は十二月五日家康十世の孫を以て、最後の征夷大將軍に任せられたが、續いて二十五日には孝明天皇三十六歳の御壯齡を以て俄に崩御遊ばされ、翌慶應三年正月九日明治天皇宮の御踐祚を見たと寶算。この二十年來國家未曾有の大變に、常に大御心を惱まし給ひ、穩健な政見を持たせられて漸次朝威の振興を計り給ふた上、幕府の立場にも深く同情を與へられた天皇が、かく幼主を遣して崩御遊ばされたため、幕府は全く頼む所を失ふこととなり、形勢は茲に急轉することとなつた。

慶喜の將軍就職後種々の改革が企てられたが、その中最注意すべきは、從來合議制であつた老中を、陸軍・海軍・會計・國內事務・外國事務の五局の總裁に専任したことで、これはロッシュの意見により、外國の行政組織を採用したもので、内閣制度の起源である。その他人材の拔擢に努め、從來大名役であつた若年寄に旗本の永井尙志を任ずる等、餘程英斷が行はれた。然るに當時最困難を感じたのは、兵庫開港の勅許を得ることと長州の始末であつた。兵庫は江戸・大坂・新潟と共に、慶應三年十二月七日までに開かねばならず、そのために準備に半歳を要するため、慶喜は三月その勅許を奏請したが容易に許されない。島津久光は山内豊信・松平慶永・伊達宗城等を語らひ、長州の罪名を除いて後、開港の勅許を奏請すべきことを主張したが、慶喜は開港の勅許を先にせざるべからざる所以を述べて應せず、遂に

慶永の議によつて兩件を同時に奏請するに一決した。然るに大久保市藏等は長州の罪名を除くを以て、幕府の反省を天下に示すものとして、その先決を主張して已まず、久光等亦これに同じたが、慶喜は顧ずして、五月二十三日松平定敬・板倉勝靜等を従へて參内し、兵庫開港と長州を寛典に處することの勅許を同時に奏請した。この時は意見區々に分れて容易に決せず、朝議二晝夜に及んだが、辛うじて勅許を得、直に各國公使に通じた。大坂・兵庫の開港は約の如く行はれ、江戸・新潟は明治元年十二月十九日に開かれた。長州處分は寛大にするにしても、無條件では幕府の屈服を示すこととなるため、謝罪の嘆願書だけを出さずとしたが、島津久光等の反對あり、藝州藩もその傳達を辭したから、これをも中止し、末家家老を大坂に召して申渡さんとし、まだ實行せざる間に大政奉還となつた。

先に尊攘派のために斥けられて、洛北岩倉村に閑居してゐた岩倉具視は、豪邁で識見・機略に富んで居るだけ、早く時勢の推移を見て、盛に志士を引見し、同志の公卿を説き、朝廷を中心とする全國合同の力を以て、時局を救濟するの説を持した。彼は既に將軍家茂の薨去を聞くと共に、千種有任に託して、之を天皇に密奏したが、次いで中御門經之・大原重徳等二十二人の公卿を誘説し、慶應二年八月晦日列參して、朝政一新・防長解兵・勅勘赦免・列藩召集の四事を奏上し、中川宮及び二條關白を彈劾せしめた。併しこの時はその效なく、徒黨上言の罪に觸れて、閉門又は謹慎を命ぜられたに過ぎな

岩倉具視の全國合同策

薩長の討幕計畫

討幕の密勅降下

かつた。然るに具視はこの後も薩藩士等を招いて畫策をつゞけ、天皇崩御の後、大赦によつて洛中に歸るを得、幼主の外戚中山忠能及び正親町三條實愛・中御門經之の三卿等と結んで運動する所あり、太宰府に謫居せる三條實美等とも氣脈を通じて、王政復古の計を廻らした。一方薩・長の討幕計畫も漸く進み、長州との間に出兵の約の成つた上、藝州藩主淺野茂長も加盟し、土佐の乾退助垣等も之に應ずることとなつて、薩・長・藝の兵は十月を以て東上の途についた。京都では小松・西郷・大久保等が岩倉具視と計り、中山・中御門の二卿によつて、討幕の密勅を奏請した。かくて十三日毛利父子の官位を復する沙汰書を傳へられ、十四日には正親町邸で大久保・廣澤に薩長二藩主に宛てた討幕の勅書と松平容保・同定敬誅伐の御沙汰書及び錦旗を授けられた。討幕の勅書には慶喜の忠良を害し、勅命を矯めた罪を挙げ「汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天偉勳、而措生靈于山嶽之安」とあり、薩藩を十三日、長州を十四日附としたのは、前者を重んじたためで、藝藩の除外せられたのは、その態度の不確であつたためである。然るにこの日慶喜の政權奉還の奏上となつたため、この密勅は暫見合となり、暗に葬らるゝこととなつた。

これより前、土佐の坂本龍馬は王政に復し、公議輿論によつて政治を行ふべき説を持し、後藤象二郎を説いて藩論を定めて、幕府に政權奉還を建白せんとした。後藤は大に喜び薩藩の同意を求め、豊

坂本龍馬の公議政體論

土佐藩の
建白

信を説いてその賛成を得、遂に十月三日豊信の名で幕府へ建白した。その趣旨は、公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬民に接し、王政復古の業を建てざるべからずといふにあり、具體案としては、萬機の政は京都の議政所より出づべく、議政所は上下を分ち、議事官は上公卿から下陪臣・庶民に至るまで、公明・純良の士を選擧すべしといふが根本であつた。かゝる公議政體論は固より西洋の議會政治の智識を俟つて形を成したものであるが、一面に於ては從來の專制政治の反動として醗酵して來た公議論の結實でもある。これに續いて藝藩主淺野茂長亦王政復古の建議を出した。水戸學の思想を承けた慶喜は、早くから幕政の維持すべからざるを知つて、王政に復して國內の統一を計らねば諸外國と對立して行くことは出來ぬと考へて居たから、宗家の相續も將軍就職も其好まない所であつたが、唯堂上に有爲の士乏しく、朝廷は政治運用の機關を缺いて居り、さればとて俄に陪臣に政治をさすことも出來ぬから、王政に復するも却つて時局を紛糾せしめて、延いては外國に干涉の機會を與へんことを懼れて、その實行を躊躇して居た。然るに土佐藩の建議により、上下二院を設けて、公卿諸侯を上院に、藩士を下院に入れて萬機を公論に決すべき案を聞いて、かくすれば政權の運用も可能ならんと喜び、先づ腹心の板倉勝靜・永井尙志と熟議を遂げ、十二日に幕府の有司に政權を奉還して、維新の業を翼賛すべきを説き、神祖康の政權を握られたも、我

慶喜の政
權奉還
準備

慶喜の大
政奉還
建白

がこれを返上するも、天下を安んじ、朝廷に奉ずる所以に於ては同一であるを諭し、更に十三日には諸藩の重臣を招いてこれを告げて、翌十四日遂に朝廷に政權奉還を奏上するに至つた。即ち當今外國之交際日に盛なるにより、愈政權一途に出不申候而者綱紀も難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可並立候、臣慶喜國家に所盡是に不過と奉存候といふにある。翌十五日勅許になり、江戸幕府は茲に亡びた。家康の將軍宣下から二百六十五年、頼朝の鎌倉開府から六百七十六年で武家政治は亡びて、茲に王政に復古したのである。かくの如く王政復古の大事が平和の間に行はれたのは、列聖の盛徳と公卿・大名・志士・牢人等の盡力とによること勿論であるが、亦慶喜が國家のため國民のため社稷を犠牲にした公明正大な勇斷の功も、決して没することが出來ない。

王政復古

附錄第一 國史の時代觀

國史の時代觀

一、歴史と時代

歴史の現象が時の流の上に現はるゝものであることは言ふまでもないが、この連続せる時の流に區劃を施したものを我々は時代と呼ぶ。歴史の現象も川の流と同じく相連続せるもので、固より戯曲や小説の場合の如く、判然とした幕切や段落がある譯ではない。されば或は時代を分けることを以て單なる便宜上の事として、殆これに注意しない歴史家も少くない。人工的の河川には上流から河口まで水勢・水量・幅員共殆何等の變化のない河もあり得ようが、自然の河流には木葉の下をくゞる岩清水から大船を浮べる巨川となるまでには、潺々たる溪流もあり、泡を嚙む急流激湍もあり、洋々として平野を流るゝ時もあり、或は曲折し、或は他の河川と分合し、幾多の變化を見るのが普通である。歴史の現象も連続して居ると共に、常に變化流轉の絶ゆることなく、そこに幾多の盛衰興亡を現じ、有爲轉變の形相を示して居る。さればその變化を觀察してこれに區劃を付することは決して無意味なことではないのみならず、實はその史的現象を眞に理解する所以である。これは寧生物學等の分類の價値

と相比すべきとも言ひ得よう。言はゞ史家の時代観は即史観そのものの現で、これを輕視する如きは、個々の現象そのものにのみ拘はれて、これを綜合し、その現象の下を流れて居る時代を洞察することの出来ぬ近眼者流たるを免れない。個々の史的現象の考證は、固より歴史研究の基礎を成す貴い仕事に相違ないが、それを以て史家の業終れりとすれば、史學は單なる好古癖と選ぶなき智識の遊戯に過ぎない。史的現象を明にすることは次いで來るべきその現象の有つ意義の闡明の豫件たる點に眞の價値が見出だされるのである。史的現象の意義とは即その現象を通してその時代の相を見ることに外ならぬ。時代の相は有ゆる史的現象に必ず伴ふものであるが、その間に大小濃淡の差が存する。これが即その現象の有する史的價値である。されば史學はより史的價値に富む現象を、より多く明確にすることによつて、時代相の内容を豊富にし、精采あらしむることが、その目的であるとも言ひ得よう。

近來文化史研究の風潮に伴ひ、次の如き疑問を聞くことが屢ある。文學史なり、美術史なり、宗教史なり、法制史なり、政治史なりは、何れもそれ〴〵文學・美術・宗教・法制・政治等の専門家でなければ十分のことは解らぬ筈であり、それ等を總て専門的に一人で研究することは事實不可能でもある。然らば歴史家はそれ〴〵の専門家の研究を集めるだけが仕事になりはせぬか、その兩者の關係如何といふ

ことである。政治史も、法制史も、宗教史も、學術史も、藝術史も、歴史の立場から見れば、歴史の一分科に相違ないが、別に政治なり、法制なり、學術なり、藝術なりの立脚地から見れば、それ等の史的
研究は又特殊の意義があることは固よりである。併し歴史に於てもこれ等がその一分科であるからとて、單にそれ等の専門家の研究の結果を寄せ集めることのみを以て歴史家の仕事とすれば、寄木細工の職人たるに甘んずることとなる。各方面の専門家の研究は固より尊重すべく、借用することも必要であるが、それは單なる寄せ集めのためではない。モザイクの材料としてではない。それ等の専門家は各その對象の沿革、即史的展開を跡付けることによつて、現在に於けるそれ等の對象の性質を明にし、進んで將來の發展に資するを以て目的とするに對し、歴史家は總ての現象を時代の相の發現として取扱つて行かうとする。即學問も、藝術も、宗教も、政治も、經濟も總てその時代の彩であつて、それ等の全部を包括した時代の相が目標である。さればそれ等の價値も時代相を最鮮にくつきりと現したものの程重大となつて來るのである。この點から見ても如何に時代観の重要であるか判ると思ふ。

二 國史の時代の區分

歴史に於ける時代の觀念が重要であれば、時代の區分が重んぜられなければならぬこととなる。川の流に於ても水勢の變化が必ずしも水量のそれと一致しないやうに、史的現象に於ても、有ゆる現象

が同時に變化するものではない。曲折にも鈍銳があり、緩急遲速があるは言ふまでもない。されば政治史と藝術史と宗教史と、その時代の區分を必ずしも同一ならしむるを要しないと同じく、各その對象の著しい轉向の時期を以てすべきことは言ふまでもない。然し一般社會を對象とする場合には、社會の各方面の現象を大觀して變易の機を見なければならぬから、そこに幾多の異つた見解を生じ、議論を生むこととなる。時代の變革の基本をなすものは、内にしては人の思想であり、外にしては社會の組織であらう。この兩者の變動を伴はぬ時は、外見上著しい變化をした様でも、眞に根本的の變革ではない。但これ等の變化は單にこれのみ獨立して一時に起るものではなく、他の現象に伴つて生じ、又は他の現象によつてこれを著しく展開せしめることが普通である。而してこれを國史について見るに此他の現象とは多くの場合主として政治的現象である。即政治上の大變動には思想及び社會組織の變化が必ず伴ふものであり、實は此二つの變化があつて初めて眞に政治上の大變動が可能となるのであるが、それと共に、此二つの變化も政治上の變動によつてこれを更に發展せしめ、或は完成せしむるものである。而して此二つの變化の徐々に生ずるに反し、政治上の現象の變動はその時期が明確であるを普通とする。(これ等の關係は後の實例に就いて考へて、十分に理解されむことを望む)。されば時代區分は單に政治的現象を過重する意味ではなく、以上の理由によつて、政治的事件を主とする

のが、最適當であると思ふ。事實今日普通に行はれて居る所も、亦理由は別として同じく政治的事件によつて居るのである。

然し變動が大きければ大きいだけ、その起りかけてから完成するまでの年月が長くなるのが普通である。比較的變動の鮮な政治的現象に於ても、その發端から大團圓までには相當の歳時を經過することは免れない。この間は即過渡期であつて、この處分が即時代區分の議論の分れる所である。過渡期は何所までも過渡期として、前後の何れの時代にも加へぬが眞實であるとも見られるが、さうすれば各時代毎に其間に過渡期を設けることとなり、その過渡期の始なり、終なりにも小さい過渡期があり得る譯で、時代の區分を紛雜ならしめ、折角區分した時代の意義を没却することになる懼がある。初河川を例として述べた如く、歴史は本來連続したものであるから、過渡期といへば全部が過渡期とも見られる譯で、前代には必ずや後代の因が存し、大なり小なり次の世の端が開かれて居るべきである。されば過渡期を過渡期とせず、その何所かでこれを劃する所に、時代區分の面白味があるのみならず、その眞實の意味も其所にあるのである。又時代の變る毎に過渡期を設ける如きは、實際に於ても行はれて居らぬ所である。されば問題は過渡期の中の何所で切るかといふことになる。これについて注意すべきは近時この區劃を漸次早めんとする傾向である。即從來は變動の完成期を以て次の時代を初め

るが普通であつたのが、今や變動の發端から次の時代としようとするのである。これはある時代を限つて説明する場合には、その時代の發生を説く上に、その變動の始から述べるが便利であり、その上に従來の區分より以前に既に次の時代の相のあるものが現はれて居ると主張することは、頗る新鮮な感を與へ、人の注意を惹き易いために、自然區分の溯行が流行することゝ思はれる。然しこれは考へ物で、時代の變動の發端から次の時代にするのは、その完成からすると共に、何れも一理あることに相違ないが、言はゞ過渡期を前後の何れかの時期へ全部入れんとするもので、偏つた考と言はねばならぬ。その變動によつて時代を限るにはその始でも、その終でもなく、變動の最高潮に達した時を以てするのが、最適切であり、合理的である。その結果は所謂過渡期は兩分せられて、前後の時代に入る場合が多からうが、それは寧當然である。今この趣旨によつて國史の時代區分に對する卑見を述べよう。

國史に於ける時代區分は、現在上古・中古・近古・近世及び最近世に大別するが、最普通であるが、今これを古代・上代・中世・近世・最近世と呼ぶ説に従ふ。或は氏族時代・公家時代・武家時代等の名を用ゐることも、政治史・社會史等では面白いと思はれるが、今は取らない。

先づ第一に古代と上代との區分は如何。社會組織から見れば、古代は氏の時代で、氏の上が社會上・

時代の名

古代と上代との區分

區劃としての大化改新

政治上權力を握つた時であり、上代は氏の制度が廢せられて、所謂公家階級が社會上、政治上に全權を占めた時である。文化の上では古代は我國固有の文化が基調をなし、大陸文化の影響の比較的少い時であり、上代は唐の文化の著しく波及した時である。政治上に於ては古代は全國の土地人民が、悉く朝廷の直接支配を受けず、氏上に屬するものが多かつた時であり、上代は唐の律令制度を採用し、中央集權が完成し、率土兆民悉く朝廷に歸した時である。(時代の特色は更に次の節で詳述する)この兩者の分界點を大化の改新に置くことは大體異論のない所であらう。併しこの改新の大方針は既に聖德太子の企てられた所で、中央集權も、大陸文化の輸入も、支那の政治上の制度の採用も、太子の試みられ、又は宣言せられて居る所で、唯未だ十分なる結果を見るに至らない間に薨せられたため、完成しなかつたのみである。大化の改新はこれを繼承して實現したのみで、太子の平和の間に成就しようさせられたのを、權謀と武力とを用ゐるをも辭せずして、疾風迅雷的に遂行したのであつた。さればこれを聖德太子の攝政の開始せられた推古元年に置くことも一應尤に思はれる。更に聖德太子の新政の起つて來たのは申すまでもなく、大陸文化の入つて來たためであるから、これを佛教傳來、又は神功皇后の外征まで溯らしむることも、全然不合理とは言へない。或は反對に大化改新の後もこれに反對な勢力は頗強かつたらしく、遂には皇室の内訌中最悲惨な壬申の大亂を生じ、その結果は改新派

の大敗北に歸し、ために天武天皇の御代には改新に對する反動的傾向も頗る盛であつたから、改新の眞の結實ともいふべき大寶律令の完成した大寶元年を以てこれに宛てるのも一應の理由は認められる。併しこれは何れも、その變動の原因、又は階段たる現象、及びそれより生ずる動搖を過大視するものたるを免れない。さればこれを大化の改新とするは、今日に於て殆異論なき所であるが、大化の改新としても、蘇我氏の滅び、改新の着手せられた大化元年とするか、改新の根本たる四箇條の大詔の煥發を見た大化二年にするかは稍、考慮を要する。二年元日の大詔が最重大なる意義の存することは明であるが、これは蘇我氏の滅亡と共に着手せられた改革の眼目であると共に、當然の歸結でもあつて、これを元日に公布したのは、一層詔をして莊重な感あらしむるために過ぎず、謂はゞ形式上の完成を示すものに外ならぬから、やはり大化元年として差支あるまい。

次に上代の終、即中世の始は如何。中世に於て社會上政治上公家に代つたものは武士であり、從來天皇の名によつて行はれた政治も、今や武士の統領たる將軍の名によつて行はれることとなり、文化に於てもこれまで唐の文化の影響を受けて居たのが、新に宋明の文化が入つて來ることとなつたのである。この分界點も鎌倉時代の初とするが最普通であるが、或は溯つて平家時代、又は保元の亂からとし、或は降つて承久の亂以後とする考がないでもない。單に武士が政治の實權を握つたといふ點の

上代と中世との區分

平家時代

保元の亂

承久の亂

みを見れば、平家時代は武家時代といふべく、事實清盛のしたことは頼朝の先容をなすことが多いに違ないが、大體から見れば清盛は太政大臣なる一朝官として權力を握つたのであり、その行動も從來の藤原氏と大なる相異は認め難く、その前代との差は、到底後を承けた鎌倉時代との間程甚しくはない。保元の亂はその原因に於ても、影響に於ても、後世の應仁の亂に酷似して居り、從來武力の政治的價値を自覺せず、天下の武將として猶藤原氏の爪牙たるに甘んじて居た武士が、この戰の結果政權の移動も最後は武力によつて決せられることを眼前に見せられて、初めて自己の力を自覺したのである。さればやがて平氏が武士として政權を占め、次いで頼朝の幕府政治を開く端が此所に發して居るといふことは事實である。故にこの亂が武家發展の歴史上甚重要な地位を占むべきことは申すまでもないが、かゝる自覺を生じたことは頓て武家時代の成立する要因たるにしても、これを以て直に武家時代に入つたと見ることは餘に氣が早いと言はねばならぬ。而してこの保元の亂が一面に於て院政の齎した結果であること、院政が天皇の名によらない點に於て幕府政治と共通して居ることは、白河上皇の院政を初められた應徳三年又は院政を企てられた後三條天皇の即位せられた治暦四年に溯ることも一理ないことではないが、これは平安中期即藤原時代と平安末期との分界線たらしむるが適當であらう。承久の亂まで切下げようとするのは、鎌倉幕府は成立しても、朝廷から見ればこれは單なる

武士の統御機關に過ぎず、院の勢力は依然として衰えず、頼朝の朝廷に對する恭順は、前代以上に院の勢力を盛ならしめた。この院の勢力の絶頂に上りつめたのが承久の討幕計畫であり、その失敗のため院の勢力は奈落の底に陥つたこと、恰澎れ切つた風船玉の破裂したやうな有様であつた。さればこの亂を経て初めて幕府は絶對的の權力を占むる様になつたのであり、文化に於ても以前は平安末期の動搖の繼續に過ぎず、この以後になつて眞に鎌倉文化として特色あるものを生じたのである。されば承久の亂を分界線とするも一理あることには相違ない上に、文學史としては稍、妥當に見られるが、一般史としては餘りに事の十二分に完成するを主としたものと言はねばならぬ。過ぎたるは及ばざるが如しである。

これ等に比して鎌倉開府を以てすることは確により妥當と思はれる。武士階級は平安中期より漸く勢力を得て來て居り、平家の如く一時政權を掌るものさへ出たが、從來はこの武士階級を統一する組織も出來ず、又これを基礎とする政治制度も成立せず、平家の政權の如きは武力を利用して主なる朝官をその一門の手に納めたと言ふに過ぎなかつた。然るに今や幕府の成立と共に武士は統一せられ、土地兵馬の實權はこの幕府に歸し、政治は將軍の名によつて行はれ、その御家人たる守護地頭は、全國津々浦々まで支配力を確實に及ぼした。新佛教の大宗たる淨土宗の開立も、武家佛教とも言ふべき

鎌倉開府
の始

臨濟宗の傳來も、將亦建築彫刻の新様式の初まつたのも、共に鎌倉開府の前後である。而して政治に於ても、文化に於ても、今後の發展は、この際定まつた方向を進んだものに外ならぬ。されば鎌倉開府説は餘に普通で平凡陳腐の感がないでもないが、これを確説とすべきである。

併し羅馬は一日にして成らず、鎌倉幕府も一時に出來たのではない。頼朝が征夷大將軍に任せられた建久三年説も形式の完備から見れば當然であるが、餘に形式に拘はれた考であらう。さればとて平家の都落した壽永二年説は平家が帝都を保ち得なくなつたのだから、平家時代の終とすることは一理あるが、その平家も猶帝王を擁して西國に勢力を保ち、義仲はこれに代つて都に勢威を耀かして居るから、天下の形勢は猶未知數たるを免れぬ。義仲が滅び、頼朝が初めて政治の府たる公文所・問註所を開いた元暦元年説は稍、注意すべきであるが、平家の勢力の猶依然たるのみならず、政治の府は出來ても、その威力の及ぶ所は國內の一部分に過ぎないから、幕府の成立としては餘に不完全である。されば平家の西海に滅び、朝廷には頼朝の奏請によつて議奏が出來、全國にはその御家人が守護地頭となつて、愈、政治の實權の幕府の手に歸した文治元年とするのが、最合理的であらう。從來地方は國司の支配に屬する國衙領に對する私有地の莊園が漸次増加して、地方政治不振の要因をなしたから、朝廷では屢、その整理を企てられたが成功を見ることが出來なかつた。頼朝はこれに手をつけず、國

鎌倉時代
の始

衙領・莊園の別なく、御家人を守護地頭として、土地人民を支配し、租税を徴収する實權を確實に幕府の手に納めたもので、恰も紀綱の弛廢した朝廷をそのままにして置いて、別に幕府を設けて政治の實權を握つたと同一筆法である。

次には近世の範圍である。近世を江戸時代とするのが、最普通であるが、これにも例の溯行が少くない。即或はこれに織田豊臣時代(安土桃山時代)を加へ、或は更に戰國をも繰込まんとするものである。天下の統一に就いて家康が信長・秀吉に負ふ所が大きいのみならず、天下經綸の大策に於ても、家康は秀吉に倣ふ所が少くなく、秀吉は信長に承けた所が甚しく多いことは、信長・秀吉の時代を近世に繰入れる理由にはならぬことはない。更にこれを戰國まで溯らしめたのは、この間に一切の舊勢力・舊制度が破壊せられ、近世の新日本が芽ぐまれて來たことを強調するためである。全國を振盪した百年の戰亂は確に無意味な精力の消耗ではなく、近世日本の生まれ出づる惱に外ならなかつた。併しそれは近世の發生の準備的行動であり、近世の前驅であつたと共に、前代の弱點の最高潮に達したものであつて、近世そのものとは見ることは出来ない。織田豊臣時代はこれに比し、近世的傾向が遙に濃厚になつて來て居るが、この間猶戰亂を以て終始して、近世の最大特色たる平和安靜と極端に反して居るのみならず、社會組織も、政治も、文化も秀吉の時代の末に稍、近世の曙光を認めしめるのみ

近世とし
ての江戸
時代

江戸時代
の始と關
ヶ原役

で、大體としては戰國時代の繼續と見るべきであらう。

戰國及び織豊時代を胎生期として生れ出でた近世が江戸時代に初まるとしても、その江戸時代の起點にも問題がある。これを早くするものは秀吉の薨去した慶長三年説で、これは秀吉の死によつて勢力の均衡が破れ、天下の形勢は政權の中心を漸く家康の方へ移動するに至つたことを重視したものである。併しこれは家康の勢力が他の諸侯より勝れて居るといふだけで、獨力で天下を制する力は未だ備はらず、他の諸侯中にも猶自ら覇圖を策して居るものもあつたから、徳川氏の政權確立をこの時に置くのは尙早である。これについては慶長五年の關ヶ原役である。秀吉の死後暗雲低迷の形勢は此所に打開せられ、從來猶徳川氏に屈しなかつた多數の大名も愈、その政令に服することとなり、自ら覇たらんどの戰國的野心を抱いて居たものも、もはやこれまでと諦めざるを得ないことになり、徳川氏の霸權の確立と同時に、平和な江戸時代も産聲を擧げたこの關ヶ原説を自分は奉ずるものである。更に降つては慶長八年の家康の任將軍と元和元年の豊臣氏の滅亡とがある。家康の任將軍説は頼朝のそれと同じく餘に形式主義に墮したものであり、豊臣氏の滅亡説も政權の變動から見れば一つの殘務整理に過ぎない。但大坂陣は豊臣氏の滅亡以上に、これまで遠慮勝であつた幕府が、これから朝廷・大名・寺社・牢人等に對しても著しく強壓的になつた所に、政治的意義があるが、これを以て初めて幕府權

力の確立とするのは、鎌倉幕府の承久亂と同様、餘に十二分の完成を待つものであらう。家康の死に、鎮國の端を發した元和二年から近世とする説もあるが、これも前者と同軌を出でない。

近世と最近世との分界は、最近世を認むる以上江戸時代の終を以てこれに宛てることは、殆異論を見ない所であるが、その江戸時代の末を何時に置くかは考慮を要する。少くともこれには六つ説が立ち得ると思ふ。嘉永六年のペリーの渡來、萬延元年の櫻田の變、慶應三年十月の大政奉還、同年十二月の王政復古の發令、明治四年の廢藩置縣及び明治十年の西南の變が即それである。嘉永六年のペリー渡來は幕府の衰亡の上に一時期を劃し、從來の鎮國主義も、專制主義もこれから破綻を生じて來るのであるが、これを以て近世の終局とするは猶尙早を免れない。開國の端を發したのみならず、朝廷や大名や志士浪人等が政治上に漸く勢力を得て來て、政權分裂の弊が現はれかけたとは言へ、唯變動の徴候が現はれかけたのみで、固より變動の最高潮に達したものは言へない。條約勅許が面倒な問題となり、志士浪人の活躍、大名の幕政容喙が初まつたとは言へ、直接幕府に口出をしたのは尾張・水戸・越前等の親藩に過ぎないのみか、大公儀の威力は兎に角總の反對運動を抑へつけて、自己の意志を實行し得たのである。然るに第二の萬延元年の櫻田の變で井伊大老が瘞されてからは、薩長土等の外様大名が公然朝幕の間に政治向の活動を初め、志士浪人の活動も急に旺盛になり、朝廷も容易に

最近世の
始として
の大政奉
還

幕府の意見を用ゐられなくなり、幕府は自己の意志によつて政權を行使する實力を失ふに至つた。さればこの後猶數年幕府の壽命の續いたのは、朝廷に於ける公武合體派と激派との確執と、薩長二藩の不和とのために外ならなかつた。されば幕府は事實上この時を以て滅亡したものと見てこれを江戸時代の終局とすることもペリーの渡來よりは稍、合理的であるが、この後の數年を特に江戸時代から除くことは不穩當たるを免れぬ。然らば眞に幕府の政權の消滅した慶應三年十月の大政奉還を限界とすることが、最普通であると共に、最妥當であると思はれる。併しこの時は徳川慶喜の奏上を嘉納せられ、政權は朝廷に復歸したには相違ないが、朝廷が如何なる形式を以て王政を實施するか、今後の政局に對して徳川氏が如何なる地位を占むるかは不明であつて、或は王政復古も形式に止まり、實權は依然徳川氏に存するやも知れなかつた。然るに此年十二月の王政復古の大號令の煥發は、薩藩を中心とし、尾越土藝の四藩を加へた勢力で朝廷を固め、將軍・關白以下舊來の諸役を廢して總裁・議定・參與の三職を定め、徳川氏の勢力を打破し、これを全く政治圏外に驅逐し去つたもので、明治新政の基礎はこの時に成つたとも見られる。或は王政復古は實現しても、新政府は舊諸侯たる諸藩の勢力を基礎として居り、封建の舊態を脱し得ず、各藩競つて富國強兵を策する有様で、新政の前途も計るべからざる感があつたが、明治四年の廢藩置縣によつて、中央集權は確立し、これと共に新政の根本たる大改革

が着々として實現せられたから、この時に最近世は産聲を擧げたものとも考へられる。或は廢藩置縣後と雖、封建の遺物たる士族の勢力は衰へず、新政に對する反動も盛であつたが、明治十年の西南の役によつて新政府の實力も試験済となり、新政の實が眞に擧つて、眞に最近世の幕が開いたのだとも見られる。併し王政復古の發令といひ、廢藩置縣といひ、又西南の役といひ、唯王政實施上の一段階又はそれに伴ふ動搖たるに過ぎず、その方向は大政奉還の際に定まつて居ると見られるから、やはり大政奉還說に従ふべきであらう。

かくの如く古代を大化の改新、上代を鎌倉開府、中世を關ヶ原役、近世を大政奉還で限ることは、最普通であり、最平凡陳腐である感を免れないが、徒に新奇を求めて却つて眞を失ふは自分の取らぬ所である。この區分は過渡期中變動の最高潮に達した時を以てしたもので、これが最合理的であると信ずる。變動の現れかけた時とすれば自然これより早くなり、其全く完結した時とすれば當然これより降る譯である。過渡期も大體相似た形を呈するものであるから、上代に先だつ推古朝は、中世の前驅たる源平時代、近世の胎生期たる織豊時代、及び最近世の開幕劇たる幕末時代と相應するものであり、變動の終止期を見ても上代に於ける大寶律令の撰修は中世の承久の亂であり、近世の大坂陣であり、最近世の廢藩置縣又は西南の變に比すべきである。然し變動の發生又は終止を以て區劃する

のは、過渡期を前後の何れかへ全部入れることとなり、過渡期の性質を没却するもので、自分の取らぬ所である。

これ等の古代・上代・中世・近世・最近世等も、固より更に細分せらるべく、上代・中世といふよりは、奈良朝・平安朝・鎌倉時代・吉野朝(南北朝)・室町時代・安土桃山時代等が却つて一般的でもある。それ等の區分に就いても私見を披瀝したいが、今は煩を避けて結論を擧げるに留めよう。

古代 建國より大化改新(大化元年、一三〇五年)まで、約七百年間

上代 奈良前期 大化改新より奈良奠都(和銅元年、一三六八年)まで、六十四年間

奈良本期 奈良奠都より光仁天皇御讓位(天應元年、一四四一年)まで、七十四年間

平安初期 桓武天皇御即位より菅公の配流(延喜元年、一五六一年)まで、百二十一年間

平安中期 菅公の配流より後冷泉天皇の崩御(治暦四年、一七二八年)まで、百六十八年間

平安末期 後三條天皇御踐祚より平家の滅亡(文治元年、一八四五年)まで、百十七年間

中世 鎌倉初期 平家の滅亡から承久の亂(承久三年、一八八一年)まで、三十七年間

鎌倉中期 承久の亂より元寇(弘安四年、一九四一年)まで、六十一年間

鎌倉末期 元寇より北條氏の滅亡(元弘三年、一九九三年)まで、五十三年間

建武中興及び南北朝期 後醍醐天皇の御歸京より南北朝の合一(元中九年、二〇五二年)まで、六十年間

室町本朝 南北兩朝の合一より應仁の亂(應仁元年、二二二七年)まで、七十六年間

室町末期(戰國) 應仁の亂より信長の上洛(永祿十一年、二二二八年)まで、百二年間

安土大坂(織田豊臣)期 信長の上洛より關ヶ原の役(慶長五年、二二六〇年)まで、三十三年間

近世 江戸初期 關ヶ原の役より家繼の薨去(享保元年、二三七六年)まで、百十七年間

江戸中期 吉宗の就職よりペリーの渡來(嘉永六年、二五一三年)まで、百三十八年間

江戸末期 ペリーの渡來より大政奉還(慶應三年、二五二七年)まで、十五年間

最近世 大政奉還より現在まで

第三 時代の特色

時代の区分はその時代が如何なる時代であるか、即その時代の特色を理解することによつて初めてその意義が生ずる。若し区分したのみでその間に何等對立した特色を見出さないならば、区分すべき必要もなく、区分の意義をなさない。然らば今古代・上代・中世・近世等の区分を試みたとすれば、その時代相を明にすることは同時になされなければならぬ。併しその時代相は固より極めて複雑であ

時代別と
時代色

古代と實
行力

り 一時代の中にもその初は前の時代の過渡期を含み、終は次の時代の過渡期に入ると共に、或は時間の上に、或は空間の上に種々の絶えざる變化が起つて居るからこれを綜合して且簡單に特色づけることは容易でない。それもその對象を政治とか、藝術とか、宗教とかに限定した場合は比較的容易であつて、古代は氏族政治の時代、上代は公家政治或は律令政治の時代、中世及び近世は武家政治或は幕府政治の時代といふ如きその一例であるが、これが一般社會現象を包括する總體的、普遍的特色を以て區別するとなると一層困難たるを免れない。自分は今大膽にも此最困難なる問題に打突つて行かうと思ふ。勿論これは一家言であつて、一つの思付にすぎないが、國史の研究の進歩は今後かゝる方面の論議が、必ず専門史家の間に盛んになるべきを信じ、そのための一つの捨石として敢て博雅の叱正を請ふ次第である。

自分の見る所では、我國の古代史を彩る基となる色は實行力であらうと思ふ。即理智に鈍らされず情趣に軟化されない強い實行力の最よく發揮された時代である。而してそれはとりも直さず我國民本來の特性に外ならなかつた。其所には未だ藝術の花も開かず、學問の果も結ばない。否まだ何等の思辨も組織も發達せず、言擧げせぬが我當時の國振であつたのである。されば社會の組織も最原始的であると共に最自然である血族關係がその紐帶であつた。史家の氏族制度といひ、社會學者の族制社會

と名づけるものがこれである。國家もこの最自然であり、最實際的であり、理性を超越したる社會形態たる家の擴大したものであり、氏はその中間のものであつた。されば政治上に於ては全國民の大家と考へられた天皇が文武政教の大權を握られ、氏上の主なるものが政治に當つたのである。天皇が天神地祇を祀られ、氏上が氏神を祀る如く、祭政は一つであり、祭祀の重んぜられたことは言ふまでもないが、その對象たるカミなる觀念は極めて幼稚であり、淺薄であり、曖昧であつた。即信仰の内容は發達して居なかつたが、それを實行する態度は極めて純真であり、緊張味に富んで居た所に時代の色は鮮に現はれて居る。對外關係に於ても大八洲の中に於ける蝦夷や熊襲の討平は言ふまでもなく、朝鮮半島の一部をさへ従へたことは最驚異すべきで、明治以前に於てかくの如き對外發展は全く見るを得なかつた。これ亦當時の實行力の旺盛の結果と言ひ得よう。

上代は美の時代、藝術の時代と自分は信ずる。此時代は政治の制度としては律令時代であり、社會上には公家階級の全盛時代であり、宗教上には佛教の大發展を見た時代であり、對外的には唐の影響を受けた時代であり、その何れもこの時代の主なる色彩の一つたることは事實である。而してこの時代を敢て美の時代、藝術の時代とする所以は有ゆる現象が藝術的に現はれて來て居るためである。佛教の如き奈良朝程國家的に保護せられたことなく、最澄・空海二師の天台・眞言の開立が我佛教史上の

一大偉觀たるは事實であるが、その佛教信仰も美的に藝術的に現はれた。南都六宗の傳來や、行基菩薩等の教化よりも、最多く奈良佛教を價值づけるものは、實に殿堂伽藍であり、佛像佛具であつた。不幸にして當代の一流の伽藍は今日存しないけれど唐招提寺金堂や、法隆寺の夢殿や、さてはその前驅たる法隆寺の金堂・五重塔・中門等の雄大莊重な諸建築、又法隆寺金堂の壁畫の雄麗さ、藥師寺の藥師三尊の雄偉さ、三月堂諸佛像の豊麗さ、正倉院に存する多數の驚くべき精緻華麗な諸佛具は何物にも代へ難い世界の寶である。平安期に入つては顯密二宗の教學に深遠なものが存することは争はれないにしても、其社會に弘通したのは加持祈禱の形式の進んで居たためであり、平安朝殊にその絶頂に上り切つた藤原時代の佛教の如きは誠に貴族生活の爛熟期に適はしい優美の極である。「極樂淨土の此世に現れにける」と言はれた法成寺は今日礎石さへも止めず、紫檀黒檀を磨いた金堂も想見する由もないが、我々は僅に残つた平等院の鳳凰堂について猶十分にこの時代相を窺ふことが出来る。その建築の變化と統一の齋らす優美な快味、堂内の莊嚴の華麗精緻で且高雅な洗練された趣味、優美な金衣の軽く半身を掩ふた慈愛に満ちた彌陀像、總てが全く藝術化された佛教信仰の結晶であると共に佛殿の日本化の完成を示して居る。佛殿佛像のみならず、經文の如きも奈良朝に既に繪因果經の如く彩畫を加へたものを見たが、今や或は極彩色の見返繪があり、或は全面に薄墨の下繪があり、上下に

は金泥の模様があり、甚しきは全面に墨版彩色の下繪を施した扇面寫經さへ出來た。法成寺西北院の落慶供養の如き十二三の美しき雛僧に紅粉を施し、紅紫色とりくの衣をきせ不斷の念佛を唱へさせ、これに詣でたものも、聲は伽陵瀝迦の如く、姿は地藏菩薩の如く、三日二夜も夢の如く過ぎた名残を惜んで居る位である。自分はその信仰の淺薄を咎むるよりも、先づ其藝術的表現に限なき愛着を感せしめられる。學問の如き顯密の二教の深遠なるもあり、大學の外貴族の私學も少くなかつたに相違ないが、本來形式本位の密教は固より、教理を主とする天台すら盛に密教を加へ、寺門派の祖智證大師をして圓劣密勝と判せしめた程で、その弘通したのは全く祈禱の形式の整つたためであつた。大學の漢學も盛であつたとはいへ、その博士も詩文を主とする文章博士が最高位であり、榮達した士も菅公を初め殆皆同じく紀傳道出身であつたのも、その傾向を察することが出来る。政治法制の如きも大寶養老の律令は我古代法制中最整備したものであり、その如何にも形式の整つた所、形式本位の所に法制そのものの美化が見られる。これは唐風輸入のためには相違ないが、同じ傾向の現はれと言ひ得やう。青丹よし平城の都や、それにつゞく平安京が如何に整つた美しい都城であつたかは、多言を要しない所であらう。今日如何に都市計劃に専心しても、固より昔を今になすよしもない。藤原時代に入つては政治そのものが一種の遊戲であつて、臨時恒例の儀式や、詩歌管絃の御遊が、その主

要部分であり、それ等の儀式に通じ、詩歌管絃の技に長じたものが、當代第一の才さいある人であつたのである。されば文藝の隆盛の如き固より前後にその比を見ない所で、奈良朝の萬葉集と藤原時代の古今・源語はその代表者である。萬葉以前に萬葉なく、源語・古今以前に源語・古今なきは言ふまでもないが、實に萬葉以後にも亦萬葉なく、源語・古今以後にも源語・古今を見ることが出来ない有様である。後世の物語が殆皆源語を宗とし、歌道に於ては古今に則らないものは萬葉に奔るが何よりの證據であらう。

中世の時代の主流は宗教であると申したい。この時代は政治上幕府政治の時代であり、社會上は武家が中堅となつた時代であり、藝術に於ても鎌倉時代の繪卷物・彫刻・宋風建築・軍記物・室町時代の漢畫・能樂・連歌等、幾多の他の時代に見られぬ特異性を有つたものを出して居る。然るにこれ等を捨て、宗教を主流と見るのは大に説明を要する。鎌倉時代に於ては法然の淨土宗、親鸞の淨土眞宗、日蓮の法華宗の開立と榮西・道元等の禪宗の移入等相次いで起り、百花燎亂、方に日本佛教の黄金時代を現出したが、これ等に共通した特色は從來の形式主義を捨て、眞の宗教の生命たる信仰本位となつたことである。親鸞の所謂信心爲本は、この頃の最雄辯な代言と見るべきである。この結果は從來僧侶の第一の仕事であつた儀式は布教に代り、佛教が眞に國民の精神中に生きた力として働く基礎が造

られた。かくて佛教は初めて人心の奥底に浸み込むこととなり、社會百般の現象がこれを以て彩られることとなつた。武人は本來宗教と全く相反する如く見えて、實は最因縁の深いものである。彼等が常に戰場を往來して死生の間に出入することは、生死出離の念を萌さしむる機縁たるものであるが、戦争そのものが、一般社會人心にも激しい盛衰興亡を眼前に見せしめられて人生の無常を感じ、宗教に向はしめる傾向を持つて居る。歐洲大戰以後世界的の宗教熱の勃興の如き著しい例であるが、源平合戦の後に鎌倉時代の新佛教が起り、戦國の中に淨土眞宗、法華宗の大發展や、新來の吉利支丹の急激な弘通を見たのもこのためである。さればこの時代程代表的武人即政治家の眞に宗教に熱烈な信仰を捧げたことはない。北條時頼の如き大覺禪師道隆を招請して鎌倉に建長寺を建てたのみならず、其臨終には袈裟衣をつけ、繩床に座禪し、「業鏡高懸、三十七年、一槌打破、大道坦然」の偈を唱へて瞑目し、吾妻鏡にも「本自權化再來也」と言はれて居る。護國の精神の具體化したとも見られる時宗の如きも元寇の際、宋から屈請した佛光國師祖元に參禪して心氣を養ひ、敵國降伏のためには血を以て經文を寫し、一字一劃化して神兵となると言はれて居ると共に、敵味方の戦死傷亡者のためには一千體の地藏を造つて供養して居る。足利尊氏の如きも敵味方の戦死者の亡魂を弔ふために、國々に安國寺利生塔を立て、一切經を書寫せしめて自署して居る外、光明天皇擁立の翌々日、「とく遁世致したく

候」とて、「今生の果報に代へて後生助けさせ給へ」と清水寺へ自筆の願文を納めて居る位である。かかる時代であるから未曾有の大國難である元寇の撃退も、將士の努力よりも神佛の冥護が喧傳せられ、北畠親房の神皇正統記の第一句の如く、「我大日本は神國なり」との思想を盛ならしめた。

更に文學の如き、狂言綺語の戲も讚佛乘の因たる點に價値を見出さんとする有様で、紫式部の如きも源氏物語によしなき事を書いた罪で地獄へ墮ちて居るから、これを讀む毎に念佛を唱へ、地獄の苦艱を免れさすべしとまで言はれた。「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色生者必滅の理を示す」の句に初まり、大原の奥に行ひ澄まして居らるゝ建禮門院を上皇の訪はせらるゝ大原御幸に終はる平家物語は、一編無韻の詩であると共に、佛教の無常觀を以て貫かれて居る。太平記の如きも建武中興の瓦解を天狗の所業とし、正成の亡魂が此世に迷ふとする等同一傾向である。蓮胤入道の方丈記が西の一方を開いて彌陀の來迎を仰ぎ、兼好法師の徒然草が佛教の教訓を主とするは勿論、謠曲の如きも實は觀阿彌・世阿彌・音阿彌等能役者の手になつたに拘らず僧徒の作であらうと久しく考へられて居た程佛臭いものである。和歌の如き鎌倉初期の西行・慈圓、末期の兼好・頓阿等代表的歌人に緇衣の徒多く、これと共に一般に佛教思想が著しいのみならず、歌に對する態度まで宗教的になつて來て居る。新古今の選者たる定家の崇拜が甚しくなり、「歌道に於て定家を難せんものは冥加

あるべからず、罰を蒙るべきなり」と言はれたのは佛教の謗法の罪そのまゝである。足利時代に古今傳授として祕傳が初まつたのも、その形式が佛教の影響であるのみならず、かゝることを初めた心理も歌道を神聖視する所にある。

中世僧侶の活動

されば僧侶の社會上の働も最著しく、豪宕勇健な漢畫も、近世に入つて大發展を見る宋學も、彼等によつて輸入せられ、純支那風の異國趣味の詩文五山文學も彼等によつて培はれた花に外ならぬ。外交も五山の僧侶の手によつてなされ、教育も文字通の寺子屋で、同じく僧侶獨占の姿であつたのである。

近世の學問

近世は中世と同じく武家時代・幕府時代であるが、彼が殆ど戰亂に終始したと反對に、世界史上にも類稀な平和な時代であつただけに、大にその面目を異にして居る。この平和の因由としては、外に對して所謂鎖國があり、内に於ては嚴重な階級制度があるが、その結果としては著しい文化の進歩、經濟生活の發展及び平民階級の擡頭がある。是等も近世の特色に相違ないが、自分は就中學問の發達を以て最大特質としたい。當時の學問の本流は儒教であつて、其他のものはその影響を受けて發達したに外ならぬ。儒教の渡來は古代にあり、其後全く廢絶したことは一度もないが、それが學問として重きをなし、更に進んで一般國民思想にまで著しき影響を與へたのは、近世に入つてからである。朱

子學・陽明學・古學・折衷學等、其學派は四分五裂を見たが、或は哲學・倫理學の探究に、或は經書の義解に、或は實賤窮行に一代に重きを成した大儒碩學の輩出は、我國に於ける空前にして實に絶後である。而して儒學の盛運はやがて他の學問の鼓舞刺激となり、史學・地理學は勿論醫學・本草學・天文曆數等何れも異常な發展を見、從來唯支那の糟粕を嘗めて居たに過ぎなかつた是等の學問は、茲に初めて完全に獨立して、純然たる日本の學問の成立を見たのである。加之儒學と全く縁故なく、時には當面の敵であつた國學・蘭學さへも、實は儒學の刺激によつて起つたものであり、蘭學を通じて西洋の自然科學も一通りは傳へられた。されば近世の學界は方に春風春雨一時に到り、百花妍を競ふの盛觀を呈したのである。

學問の影響

されば幕府の諸法度に於ても第一の規定は必ず學問の獎勵であり、幕府も大名も學者の登用、學校の開設は勿論、古書の蒐集・出版にも力を盡したこと一方でなかつた。政治上更に注意すべきは實際政治に學者の意見が行はれたことが多く、甚しきは政權を學者の手に歸せしめたことさへ屢、あること、政治の内容が從來の如く單に治安の維持や、收税をのみ本務とせず、人民の開發に力を盡くす様になつたことで、共に學問隆盛の好影響と見るべきであらう。佛教は固より弘く行はれ、新佛教の普及期を成したとは言へ、その宗教的生命は漸く稀薄となり、その思想界の勢力の衰替は前後に見な

い程であつた。從來佛教に包括せられて居た我神道が儒學の興隆により儒教化せられ、更に國學の發達によつて、本來の姿に復されるに至つたのもこのためである。文藝美術の發展は固より輕視するを許さず、殊に平民階級の發展と印刷術の進歩により、弘く一般社會に普及されたことは、特に注意すべきであるが、その質に於て果して上代の作品を凌ぐものが何れだけあつたか疑しい。西鶴・近松に傑作は多いにしても、遂に源語の高雅と結構を見る由なく、芭蕉の俳諧に特異の長所はあるが、萬葉の自由に比しては趣味の狹隘を免れない。更に注意すべきは文學そのものに學問の影響の著しいことで、國學者の擬古歌文は固より馬琴の讀本にも、蕪村の俳諧にも、蜀山人の狂歌にも明にこれを見られる。源氏物語さへこれを儒教的に解せんとせられるに至つた。美術の如き建築・彫刻の衰微は目も當てられず、唯繪畫に於て僅に氣を吐いて居るとは言へ、氣品の高逸に於ては、上代は固より中世にも及ばないもの、比々皆然るを見る。かくの如く見來れば近世は學問中心の時代といふも必ずしも過言ではあるまい。

約言すれば、古代は意志の時代・實行の時代であり、上代は感情の時代・藝術の時代であり、中世は信仰の時代・宗教の時代であり、近世は理性の時代・學問の時代である。

時代の特色

—大正十五年五月稿—

附録第二 國史文獻目錄

凡例

茲に掲げた國史文獻目錄は、左の標準を以て選んだものである。

- 一 明治元年以後の編著で、單行本として刊行せられたものに限る。但多少の例外がないでもない。
 - 二 範圍の廣いものを取り、部分的なものを省いた。例へばある一個人、一流派、又は一地方に關するものは特例の外取らない。
 - 三 比較的學術的價值乏しきものは捨てた。
 - 四 歐文書及び翻譯書は特例の外擧げない。
 - 五 史書以外の古典の註釋は省いた。
 - 六 史料の刊行せられたものは、類聚せられたもの、古文書、日記、叢書の四種に限つた。
- この目錄の最下欄の對照は、本書の章を示すものである。但史料、雜纂、通史等は多くこれを省いた。

この目錄の作製は前記の趣旨により、家藏書目から拔萃し、それを二三の書目により増補したものである。

である。されば重要なものの脱する無きを保し難いが、本書の讀者に對し、多少研究の榮となれば、著者の望は足りる。廣く國史に關する史料、史書、論文を網羅した書目の作製は、別に專書を編むべきである。

目次

第一 國史研究法	一	第二 通史	二
一、國史學.....	一	一、一般史.....	二
二、國史研究法.....	一	二、政治史.....	三
三、補助學科.....	一	三、法制史.....	四
		四、經濟史.....	六
		五、社會史.....	九
		六、文化史.....	九
		七、學術史.....	九
		八、思想史.....	一〇
		九、宗教史.....	一一
		十、藝術史.....	一二
		十一、風俗史.....	一四
第三 古代史	一五		
一、一般史.....	一五	第四 上代史	一七
		一、一般史.....	一七
		二、政治史.....	一八
		三、法制史.....	一九
		四、經濟史.....	一九
		五、文化史.....	一九
		六、學術史.....	一九
		七、宗教史.....	二〇
		八、藝術史.....	二〇
		第五 中世史	二二
		一、一般史.....	二二
		二、政治史.....	二三
		三、經濟史.....	二五
		四、文化史.....	二六

附錄第二目次

五、學術史	二六
六、思想史	二七
七、藝術史	二七
八、宗教史	二六
第六 近世史	元
一、一般史	元
二、政治史	三
三、法制史	三
四、經濟史	三
五、社會史	三
六、文化史	三
七、學術史	三
八、宗教史	三
九、藝術史	三
十、風俗史	三
第七 雜纂	元
一、辭書	元
二、索引	元
三、年表	元
四、圖譜	元
五、論文	元
六、雜誌	元
第八 史料	元
一、類聚史料	元
二、古文書	元
三、日記	元
四、叢書	元
イ、總部	元
ロ、專部	元
ハ、家集	元
第九 追加	元

目次終

第一 國史研究法

書名	冊	著者	發行年次	備考	對照
史學學理論	一	內田銀藏	大十二		一
史學とは何ぞや	一	橋本惠	十二		一
歴史概論	一	丹波正	三		一
日本文學概論	一	森波堂	明三五		一
國史之教育	一	喜田貞吉	四三		一
國史總論	一	內田銀藏	大十		一
日本史學提要	一	三宅米吉	明九		一
國史學の要	一	小中村清	三三		一
國史研究の法	一	坪井九馬	三六		一
國史研究の法	一	黒板勝	四一		一
國史研究の法	一	大類美	大六七		一
國史研究の法	一	星野類	明二七		一
古文書學講義	一	久米邦武	大六七		一
古文書學概説	一	伊木壽一	大六七		一

附錄第二 國史文獻目錄

一、國史
二、國史研究法
三、補助學科

日本兵制史	一	日本歷史地理學會	大五	歷史地理增刊
祖先祭祀と日本法律	一	穂積重遠	六	原イギリス文
隱居論	一	穂積陳重	四	大十五年實名敬避俗
諱に關する疑論	一	陳重	八	研究と改題再刊
日本古來財產相續法	一	丸山正彦	明三二	
法制料制古文書類纂	一	瀧川政次郎	昭三	經濟學全集第三集自
日本經濟史論	一	福西由藏	明早	譯所收
日本經濟史概論	八	坂西德三	大九	
日本經濟史原論	一	佐野榮治	大九	
日本經濟史文獻	一	本庄榮治	十	
日本經濟史の研究	二	本庄榮治	十	
芸窓雜誌	一	福田德三	明三七	前書一部の獨立せるもの昭和二年續篇刊
日本經濟史の研究	二	内田銀冬	大十	經濟學全集第三集
日本經濟史研究	一	社會科學特輯	大九	
增訂經濟史研究	一	本庄榮治	九	
改訂經濟史研究	一	本庄榮治	大五	

經濟史論考	一	黒正巖	大三	大十四年再刊八冊
大日本貨幣史	三十二	吉田賢賢	明九	
大日本貨幣史參考	七	米田少藏	十	
日本貨幣幣史	一	塚本豐次	大三	附金座考
日本貨幣史	一	瀧本誠一郎	大三	
日本古代通貨考	一	濱田健次郎	明三二	
兩替商沿革史	一	兩替事務所	明三二	
日本貨幣古今集覽圖	一	塚本岩三郎	三六	
重鑄貨圖錄	二	佐野英三	三二	
大日本貨幣精圖	一	得能良介	九	
大日本商業史	一	菅沼貞風	十二	昭和二年再刊版
日本商業史	一	横井時冬	三二	
日本商人鏡	二	横井時冬	二六	歷史地理增刊
日本支那通商史	一	淺井虎夫	大五	
日本の殖民的發展	一	松岡均平	大五	
日本工業史	二	横井時冬	明三二	

工	藝鏡	二	橫井時冬	明二七	
大	日本農政類編	三	田中芳男、織田完之、溝口傳三、黒川真頼	二四	
大	日本農政史	一	農商務省	三五	
大	日本帝國農業史要	一	矢野友一	大四	
日	本農政史	一	左子清道	四	
日	本農政史	一	日本歴史地理學會	三	歴史地理增刊 十七・四十五
時	代と農民史	一	柳田國男	明四三	四十五
米	相場考	一	南部助之丞	二三	四十六
日	本米食史	一	岡崎精一郎	二	
灘酒沿革誌・續灘酒沿革誌		一	神戶稅務監督局	四一	
大日本	國驛遞志稿	一	青江秀	五	明治文化全集所收 四十六
日	本交通史論	一	日本歴史地理學會	大五	
海	上運送史論	一	住田正一	四	遞信省管船局發行
日	本海運史資料	一	柴謙太郎	明三七	
日	本近世造船史	一	造船協會	四三	
日	本財政史論	一	渡部萬藏	四二	
日	本財政史	一	萩野由之	二三	

五、社會史

日	本財政史	一	本庄榮治郎	大五	
大	日本租稅志	三十	野中準	明五	昭二再版 三冊
日	本社會問題	一	三浦周行	大九	
日	本社會史序論	一	本庄榮治郎	三	
日	本社會問題史觀	一	佐野學	二	
日	本家族制度史研究	一	渡邊幾治郎	五	
法	制史よ り見たる 日本農民の生活 (律令時代)	二	瀧川政次郎	上 大 五 下	
日	本文明史	一	大町芳衛	明三五	
日	本文明史話	一	吉田東伍	大四	
日	本文文化史	十二	大川周明	十	
日	本文化史概論	三	中村鐙	二	
日	本文化史研究	一	内藤虎次郎	二	
東	園遺稿(國學史日 本評論史)	一	藤岡作太郎	明四四	
日	本博物學年表	一	白井光太郎	二四	
大	日本數學史	一	遠藤利貞	二九	大正七年增修版

七、學術史

六、文化史

四十四・四十五
四十四・四十五
六

七・十四・十七

大日本時代史 古代史	久米邦武	大正四	國史講習錄	對照
日本古代史	堀田璋左	大正六		
日本史	重野安釋、河田熊	大正六		
國史綜覽稿	植松彰	大正三		

第三 古代史

裝束甲冑圖解	關根正直	明三		
宮殿調度圖解	關根正直	明三		
有職故事	林森太郎	大正四		
典禮通史	櫻井秀郎	大正四		
女官通史	淺井虎夫	明三九		
日本民家俗志	中山太郎	大正五		
日本民家俗志	藤田元春	昭二		
賭博家史	廢姓外骨	大正二		
日本風俗圖繪	黑川真道	大正三		
日本燈火史	內阪素夫	大正六	燈器の變遷及其發達 改題	

日本建築史要	天沼俊一	昭二		
國寶及特別保護建造物(解說)	內務省	明四三		
國寶全集	同刊行會	大正一		
工藝美術聚英集	工藝美術聚英刊行會	大正一		
日本古建築精華	岩井武俊	大正九		
歌舞音樂略史	小中村清矩	明三二		
日本歌謠史	高野辰之	大正五		
日本陶工傳史	大西伯郎	大正五		
日本染色史	藤井理五	大正五		
日本陶器史	今泉俊伯	大正五		
日本風俗全史卷一	藤岡泉雄	大正五		
日本風俗全史卷一	平岡鑿次	大正六		
日本風俗全史卷一	江出馬	大正六		
日本風俗全史卷一	江馬	大正六		
日本風俗史講座	雄山閣	昭二		
日本服飾史	櫻井閣	昭二		
日本服飾史	關根正	大正三		
日本服飾史	高橋健	昭二		

書名	冊	著者	發行年次	備考	對照
古風土記逸文考證	二	栗田	三六		三
新撰姓氏錄考證	十二	栗田	三三		三
日本古典研究	一	植木直一	昭二		三
榮華物語詳解	十七	和田英松、佐藤球	明三二、三		三
今鏡詳註	二	關根正直	明三二、三		三
大鏡詳解	一	落合直義	三五		三
改今昔物語集	二	小賀村義象	三五	八版	三
傳教大(本朝部)	一	三浦周行	大三十		三
曼茶羅通解	一	權田雷斧	五十		三
曼茶羅研究	一	梅尾祥雲	昭五		三
上代國文學研究	一	武田祐吉	昭二		三
國文學全史(平安朝)	一	藤岡作太郎	大十		三
校本萬葉集	一	佐々木信綱	明三八		三
萬葉集の新研究	一	久松潜一	大五		三
古京遺文	一	狩谷望之	大元		三
南京遺文	一	山田孝雄	大十		三
西行法師傳	一	梅澤和軒	明三八		三

七、宗教

八、藝術

佛教美術と上代文化	一	津田敬武	大三		三
正倉院志	一	大村西崖	明四三		三

第五 中世史

書名	冊	著者	發行年次	備考	對照
大日本時代史(鎌倉)	一	三浦周行	大五		二二、二六
鎌倉時代史	一	龍下	七		二二、二六
鎌倉時代の研究	一	日下	七		二二、二六
鎌倉時代の研究	一	史學地理學同攻會	古		二二、二六
かまくら	一	大森金五郎	明四		二二、二六
大日本時代史(南北朝)	一	久米邦武	大五		二二、二六
南北朝史	一	牧野純一	六七		二二、二六
南北朝時代史	一	田中義成	二七	國史講習錄	二二、二六
綜合日本史大系(南北朝)	一	魚澄惣五郎	昭二		二二、二六
南朝の研究	一	中村直勝	二		二二、二六
大日本時代史(室町)	一	渡邊世祐	大四		二二、二六

一、一般

室町時代史	室町時代の研究	關東足利時代の研究	日本近世史 <small>(社會分裂國家統一)</small>	戰國時代史論	大日本時代史(安土桃山)	安土桃山時代史	豐臣時代史	安土桃山時代史論	近世日本國民史 <small>(織田豐臣)</small>	源賴朝	源賴朝	伏敵篇	武藏武士	弘安征戰偉蹟	文祿
一	一	一	二	一	一	一	一	一	十	一	一	二	一	一	一
長沼賢海	田中義成	史學地理學同友會	渡邊世祐	中村孝也	日本歷史地理學會	田中義成	花見朔巳	田中義成	日本歷史地理學會	德富猪一郎	幸田露伴	山路愛山	山路愛山	八代國治	史蹟現地講演會
大六七	三二	三二	五	五	明四三	大十三	五	六	四	七	明四二	明四二	明四二	大二	明三八
國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄
三十一、三十二、三十四	三十一、三十二	三十一、三十二、三十三	三十一、三十四	三十四、三十九	三十四、三十五、三十七	三十五、三十七	三十五、三十七	三十五、三十九	三十四、三十九	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三

二、政治史

元寇史蹟の新研究	長慶天皇御即位の研究	征西將軍宮	足利尊氏	楠氏研究	新田氏郷土史論	新田氏研究	細川頼之補傳	戰國時代本願寺	大内氏實錄	後北條氏民政史論	桶狭間戰記	日本戰史桶狭間役	文政東漸史	日歐交通起源史	西力東侵史	南蠻記
一	一	一	一	一	一	一	三	一	五	一	一	二	一	一	一	一
史蹟現地講演會	八代國治	藤田明	山路愛山	藤田精一	日本歷史地理學會	藤田精一	細川潤次郎	中村徳五郎	近藤清石	牧野純一	川住鎰三郎	參謀本部	藤田茂吉	菅太郎	齋藤阿具	新村出
大四	四	明四三	明四三	大四	四	明四二	明四二	三二	大五	大五	明四四	三六	三六	三六	三五	大五
國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄	國史講習錄
三十一、三十二、三十四	三十一、三十二	三十一、三十二、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三	三十一、三十三

室町時代の田租	一	玉泉大梁	大四	三一
日本古代商業史	一	島田壯介	明三二	
長崎年表	三	金井俊行	三二	
訂増長崎略史	三	金井俊行	三二	
西洋商業史	三	村上直次郎	三二	
貿易史上の平戸	一	村上直次郎	三二	
朱印船貿易史	一	川島元次郎	大六	
嘉永以前西洋輸入品及參考品目録	一	東京帝室博物館	明三九	
鎌倉文明史論	一	日本歴史地理學會	明三九	
鎌倉時代の文化	一	史學地理學同攷會	大十	
日本文化史鎌倉時代	一	龍村直勝	大十	
日本文化史南北朝時代	一	中村直勝	大十	
日本文化史室町時代	一	魚澄惣五郎	大十	
日本文化史安土桃山時代	一	花見朔巳	大十	
日本宋學史	一	西村時彦	大十	
吾妻鏡集解	二	高桑駒吉	明四三	
吾妻鏡備考	二	高桑駒吉	二九	

大正十五年再版長崎叢書の内

五、學術史

四、文化史

六、思想史
七、藝術史

吾妻鏡の研究	一	八代國治	大三	二六
神皇正統記講義	二	今泉定介	明四三	
往來物分類目錄	一	岡村金太郎	大五	
往來物落穂集	一	石川謙	昭三	
中世に於ける精神生活	一	平泉澄	大五	
鎌倉室町時代文學史	一	藤岡作太郎	四	
鎌倉時代文學新論	一	野村八良	大五	
軍記物語號	一	鳥野幸次	大五	
保元物語評釋	一	鳥野幸次	六	
平家物語講義	六	今泉定介	明三四	
平家物語評釋	一	國語調査委員會	四四	
平家物語評釋	一	國語調査委員會	四四	
平家物語評釋	一	山田孝雄	大四	
平家物語評釋	一	内海弘藏	四	
定校平家物語評釋	一	萩野由之	明三二	
定校水鏡詳解	一	江見清風	三六	
水鏡詳解	一	和田英球	三三	
增鏡詳解	一	萩野由之外二名	三四	

増補再版

國語と國文學版

津田永忠君年譜	一	木畑道夫	明四二	再版	四三、四四
元祿時代觀	一	中村孝也	大八	再版	四三
柳澤吉保	一	林和	十	再版	四三
赤穂義士實談	一	信夫	明四三	再版	四三
元祿快舉別錄	一	福本	四三	再版	四三
元祿快舉別錄	一	三本	四三	再版	四三
元祿快舉真相錄	一	福本	四三	再版	四三
加賀松雲公傳	三	近藤	明四三	再版	四三
松雲公小傳	一	藤岡作太郎	四三	再版	四四
白石先生年譜	一	三田	四三、四四	再版	四三、四四
新井白石	一	山路愛山	二七	再版	四三、四四
新井白石	一	足立四郎	三	再版	四三、四四
興國新井白石	一	上田萬年	大六	再版	四三、四四
偉人新井白石	一	東京市立日比谷圖書	十五	再版	四三、四四
新井白石關係文獻總覽	一	館	四	再版	四三、四四
田沼時代	一	辻善之助	明四六	再版	四七
印旛沼經緯記	二	織田完之助	四	再版	四七、四九
竹內式部君事蹟考	一	星野恒	三七	再版	四七

山縣大貳傳	一	今村亮	明三	再版	四七
山縣大貳傳	一	中山正	三	再版	四七
鷹山公世紀	一	池田成	三九	再版	四七
上杉鷹山の農政	一	齋藤圭助	大九	再版	四七
菅野大華翁傳	一	杉原謙	明三一	再版	四七
銀河樂翁と徳川時代	一	池邊義象	四	再版	四七
白河樂翁と徳川時代	一	三上亮	二四	再版	四九
伊能忠敬	一	大谷吉次	大六	再版	四九
華山研究	一	土井禮	明四二	再版	四九
大鹽平八郎	一	幸田成	四三	再版	四九
慶弘紀	四	安田照	四	再版	五一、五二
尊攘紀	四	岡田次	五	再版	五一、五二
三府衰亡	一	木村千	二五	再版	五一、五二
幕府衰亡	一	福地源一	二五	再版	五一、五二
開國起	三	勝安	二六	再版	五二
幕末小史	三	戸川	三三、三二	再版	五二
日本維新史	一	重野	三七	再版	五二
七	二	北原雅	三七	再版	五二

三版

勝伯昔日譚	川路聖謨之生涯	史學研究錄	の至人誠井伊大老と開港	開國始末	傳日本外交の先覺堀田閣老	阿部正弘事蹟	懷舊記	德川慶喜公傳	姉小路公知傳	岩倉公實紀	三條實美公年譜	熾仁親王行實	大政紀要	維新史八講	側面觀幕末史
一	一	一	二	一	一	一	一	八	一	三	三十	十五	一	一	一
高木豐太郎	川路寬堂	中村勝麿	中村勝麿	中村勝麿	島田三郎	佐藤顯理	渡邊修二郎	濱野章吉	澁澤榮一	關博直	宮内省圖書寮	宮内省	宮内省	吉田東伍	櫻木章
三二	明三六	昭二	大十	四二	二	四二	四三	明三三	大七	三六	三六	明三一	大元	四三	三六

再

版

五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二、五三	五二	五二	五二、五三	五二	五二	五二	五二	五二、五三	五二
----	----	----	----	----	----	-------	----	----	-------	----	----	----	----	-------	----

西鄉南洲先生	西鄉隆盛傳	松菊木戶公傳	松菊餘影	木戶孝允	高杉晉作	吉田松陰	佐久間象山傳	藤田東湖傳	島津久光公實紀	島津齊彬公傳	照國公感舊錄	幕末政治家	京都守護職始末	昨夢紀事	再夢紀事	山岡鐵舟	勝海舟
一	五	二	一	一	一	一	一	一	八	一	一	一	二	一	一	一	一
德富猪一郎	勝田孫彌	木戶公傳編纂會	足立荒人	無何有郷主人	渡邊修二郎	德富猪一郎	象山先生遺跡表彰會	菊池謙二郎	島津侯爵家編輯所	鹿兒島縣教育會	國光社	福地源一郎	山川浩	中根雪江	中根雪江	佐倉孫三	山路彌吉
大五	明三七、二六	昭二	三	三	三	明三六	大五	三三	明四四	大三	三三	三三	四四	明二九	大十一	二六	明三二

五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二、五三	五二	五二	五二	五二、五三	五二	五二	五二
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	----	----	----	-------	----	----	----

維新前後に於ける立憲思想	尾佐竹	大古	文化叢書	五二
起源	内藤	明三二		五二
開國	藤井甚太郎	大七		五二、五二
幕末外交	田邊太一	明三二		五二、五二
開國大勢	大隈重信	大七		五二、五二
日本最近外交史	齋藤文藏	六七		五二、五二
國際法よ り見たる 幕末外交物語	尾佐竹	五		五二、五二
ベルリ提督日本遠征記	鈴木周作	明四五	米人ハリス録	五二
維新 秘史 日米外交の真相	生駒象藏	大七		五二
横濱外交五十年史	横濱商業會議所編	明三二		五二、五二
神戸開港三十年史	村田誠治	三二		五二
ガロニン日本幽囚實記	海軍軍令部		ガロニン著	五二
日魯 交渉 北海道史稿	岡本柳之助	三二		五二、五二
江戸 法制を中心 としたる 江戸時代史論	江戶會	明三四		五二
江戸時代制度の研究、上	吳文炳	大七		五二
徳川時代の文學と私法	松平太	八	下未刊	五二
	中田	三		五二

大久保利通傳	勝田孫彌	明四三、四四		五二
大久保甲東先生	徳富猪一	昭三		五二
後藤象次郎	岩崎英重	明三二		五二
板垣退助君傳	宇原亮一	二六		五二
大村益次郎先生傳	村田峯次郎	二五		五二
大隈伯昔日譚	圓城寺清郎	二六		五二
大隈侯八十五年史	民友社	大五		五二
伊藤博文	大橋乙羽	明三九		五二
藤上實	中原邦平	三三		五二
井上伯傳	中	四		五二
懷舊記事山縣有朋	菴原柳次郎	三二		五二
土方伯	大町芳衛	大七		五二
伯爵後藤象二郎	川田剛	三		五二
殉難錄	大川鳥圭	明三六、三		五二、五二
幕末實戰	大勝	四四		五二
海軍史	勝安	二五		五二、五二
陸軍史	陸軍	二五		五二、五二

德川幕府縣治要略	安藤博	大正四	四二
田地割制度	石黒信基	明四三	四二
五人組制度	穂積陳重	三五	四五
江戸の自治制	後藤新平	大正一	四五、四六
德川禁令考	菊池駿助	明二六	四一、四七
德川禁令考後聚	菊池駿助	二六	四一、四七
吹塵錄	勝安芳	二三	四四、四六
日本經濟史	瀧本誠一	大九	四四、四六
日本經濟學說の要領	瀧本誠一	明四二	四四、四六
我國資本家階級の發達と資本主義的精神	圓谷弘	大九	四六
經濟思想の研究	中村孝也	二	四四、四六
元祿時代の經濟學的研究	山本勝太郎	三	四四、四六
日本鑄工史稿	香取秀真	三	四六
日本近世黨業史	大日本黨業協會	三	四六
西陣研究	本庄榮治郎	三	四六
德川氏貨幣志	齋藤坦藏	明二	四六
舊金銀貨幣價格表	大藏省	明二	四六

司法省發行
司法省發行

大阪市史	大阪市民博覧會	大正四	四六
大阪文化史論	大阪市民博覧會	三	四四、四六
名古屋屋市史	名古屋市役所	四五	四六
神戸市史	神戸市役所	三、四	四六
廣島市史	廣島市役所	二	四六
長崎三百年間	福地源一郎	明三五	四二、四六
德川初期の海外貿易家 和蘭及外國關係圖書並 品目錄	川島元次郎	大五	四二
德川時代の農家經濟	杉浦利舉	十	四三、四八、五
德川幕府の米價調節	小野武夫	五	四五、四七
東京廻米問屋市場沿革	本庄榮治郎	三	四七
大阪堂島米商沿革	東京廻米問屋市場	七	四六、四七
足利織物沿革志	堂島取引所	明二六	四六、四七
近世農村問題史論	荒川宗四郎	三五	四六、四七
日本村落史考	本庄榮治郎	大正四	四七
農民經濟史研究	小野武夫	五	四六
百姓一揆叢談	小野武夫	三	四五、四六

敵	鄉土制度の研究	小野武夫	四五
本朝新聞史	朝倉龜三郎	四三	
日本新聞發達史	朝倉龜三郎	四四	
日本文化史江戸時代前期	小野清	四四	
日本文化史江戸時代後期	白澤清人	四四	
近世文學史論	清原貞雄	四八、五	
近世儒學史	內藤虎次郎	四四、四八、五	
近世儒家人物誌	久保得二	四四、四八、五	
近世儒林年表	村松志孝	四四、四八、五	
日本朱子學派之哲學	內野五郎	四四、四八、五	
水戸義公傳	高橋義雄	四四、四八、五	
水戸義公傳	佐藤義進	四四、五	
野中兼山先生傳	細川潤次郎	四四	
南海之偉業	松野尾儀	四四	
野中兼山	小關重吉	四四	
賴杏坪先生傳	重田定一	五	

再版

野中兼山傳

六、文化史
七、學術史

賴山陽大觀	坂本箕山	大古	五
隨筆山陽	市島春城	大古	五
賴山陽	德富猪一郎	三五	五
日本陽明學派之哲學	井上哲次郎	明三三	四四、四六、五
訂日本之陽明學	高瀨武次郎	四三	四四、四六、五
蕃山先生年譜	片山重範	二三	四三、四四
蕃山	井上通泰	三五	四四
續蕃山考	井上通泰	三六	四四
日本古學派之哲學	井上哲次郎	三五	四四、四六
六大先哲	帝國教育會	四三	四四、四六、五
古學小傳	清宮秀堅	九	四四、四六、五
國學三遷史	中野虎三	三	四四、四六、五
國學者傳集成	大川茂雄	三七	四四、四六、五
慶長以來國學者史傳	逸見仲三郎	大五	四四、四六、五
契沖阿闍梨	大町桂月	明三	四四
賀茂真淵	武島又次郎	三一	四六
賀茂真淵と本居宣長	佐々木信綱	大六	四六

本居 雜考	本居 宣長	本居 宣長之哲學	平田篤胤之哲學	近世史の發展と國學者の運動	勤王論之發達	日本洋學年表	新撰洋學年表	新學の先驅	蘭化先驅	磐水先生	シボルト先生 渡來百年記念論文集	高島秋帆先生傳	箕作 阮甫	佐藤 信淵翁傳	村上英俊先生傳
本居 豐穎	村岡 典嗣	田中 義能	田中 義能	竹岡 勝也	本多 辰次郎	大槻 如電	大槻 如電	土屋 元作	倉重 治作	大槻 茂雄	シボルト先生渡來 百年記念會	吳川 潤次郎	吳川 潤次郎	飯村 秀三	土屋 政朝
明三七	四四	四五	四三	昭二	大五	明十	昭二	明四五	二七	大元	三	明二七	明二	明二	二五
四六	四六	四六	四六	四四、四六、五	四四、五一	四三、四四、四六	五、五一	四三、四四、四六	四六、五	四六	五	四九、五	五	五	五

八、宗教

九、藝術

吉益 東洞先生	塙 檢校詳傳	古版地誌解題	嗟峨本考	日本教育史資料	日本近世教育史	本願寺派學事史	隱元木庵即非	切支丹宗門の迫害と潜伏	近世國文學史	日本文學者年表	日本文學者年表續編	江戶文學研究	上方文學と江戸文學	醒雪遺稿	近世生活と國文學	徳川文學と武士生活
吳 秀三	埼玉縣教育會	和田 維四郎	和田 維四郎	文部 省	横山 達三	前田 慧雲	高橋 竹迷	姉崎 正治	佐々 政一	赤堀 又次郎	森 堀 治	藤井 乙男	藤村 作	佐々 政一	麻生 磯次	藤村 作
大七	五	五	五	明三七	三七	三四	大五	四	明四四	三五	大八	十	七	八	三	三
四六	五	四四	四四	四四、四六、五	四四、四六、五	四四	四四	四三	四四、四六、五	四四、四八、五	四四、四八、五	四四、四八、五	四四、四八、五	四四、四八、五	四四、四八、五	四四、四八、五

東洞全集の内

昭和二年再版

與芭俳北傳評近人山西井草浮假日本近世近世江戸時代	謝蕉人村俳世情東鶴原西鶴西鶴假日本近世日本近世江戸時代	燕翁の研	傳	史	歌	略	京	新	鶴	鶴	本	表	史	史	史	通	志
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大野酒竹	黑田源次	鈴木重雅	石倉重繼	齋藤溪舟	佐々木網	村上信人	宮武外骨	鈴木柳也	角田柳彦	水谷弓彦	水谷無聲	朝倉敏也	鈴木太郎	藤岡太一郎	水谷不道	坪内逍遙	雙木主人
明三	大五	大五	明三	明三	大五	大五	大五	大九	大九	大八	明三	大九	大六	大六	明三	明三	明三

東圃遺稿第四卷

四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

俳蕉人一燕風村	俳人一茶の生涯及藝術	一茶の生涯及藝術	寛政の改革と柳樽の改訂	淨瑠璃史	繪入淨瑠璃史	近松門左衛門	近松之研究	俗曲評	近世邦樂年表	日本演劇史	日本演劇の研究	近世日本演劇史	歌舞伎劇と其俳優	歌舞伎狂言細見	芝居繪と豊國及其門下	
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	
正岡子規	宮澤義隆	宮澤義隆	岡田朝太郎	高野辰之	水谷弓彦	藤井乙彦	坪内雄藏	網島榮一	佐々木政一	東京音楽學校	伊原敏郎	高野辰之	伊原敏郎	關根敏庵	飯塚一雄	坪内雄藏
明三三	大十二	大十二	昭三	明三三	大五	明三三	明三三	大五	明三三	大五	明三三	大五	明三三	大五	明三三	大五

常磐津、富本、清本之部

四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

市川團十郎の代々	河竹繁俊	伊原青々園	四十四、四十八、五
增訂河竹默阿彌	樂真子、後凋生	明三	四十三、四十四、四十八、
今古史	三田村玄龍	明三	四十四、四十八、五
芝居と史實	藤岡作太郎	明三	四十四、四十八、五
近世繪畫史	和田萬吉	明三	四十四、四十八、五
日本近代畫家在世年表	宮本武藏遺蹟顯彰會	明三	四十四、四十八、五
宮本武藏	梅澤精一	明三	四十八、五
日本南畫史	藤懸靜也	明三	四十四、四十八、五
浮世繪編年史	關山忠武	明三	四十四、四十八、五
浮世繪編年表	漆山天童	明三	四十四、四十八、五
浮世繪年表	關根只直	明三	四十四、四十八、五
浮世畫百家傳	關根正直	明三	四十四、四十八、五
葛飾北齋傳	飯島半十郎	明三	四十四、四十八、五
日光廟建築論	大塚澤三之助	明三	四十四、四十八、五
名人忌辰錄	關根只誠	明三	四十四、四十八、五
類聚近世風俗志	喜田川季莊	明三	四十三、四十五、四十九

第七 雜纂

近世世相史	齋藤隆三	明三	四三、四四、四六、
近世女風俗考	生川春朗	明三	四三、四四、四六、
千代田城大輿	永島今斌	明三	四三、四七、四九
江戸花街沿革史	關根金四郎	明三	四六
花街風俗志	大久保葩雪	明三	四六
大江戶物語	江戸研究会編	明三	四四、四八、五
江戶禍	和田維四郎	明三	四六、五
筆禍	宮武外骨	明三	四六、五

國史大辭典	八代純三郎	明四十一	增訂大正二、二冊
國書大辭典	井野邊茂雄	明四十一	大正十四、五年增訂版
日本百科大辭典	佐村八郎	三十一、四十一、大八	增訂第三版明治四十七、

日本社會事彙	日本人名辭書	法律大辭書	經濟大辭書	農業大辭書	工業大辭書	商業大辭書	醫學大辭書	哲學大辭書	佛敎大辭書	佛敎大辭書	日本佛家人名辭書	禪宗辭典	秘密辭林
二	一	三	九	二	五	四	二	四	一	三	一	一	一
經濟雜誌社	經濟雜誌社	芳賀矢一社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明二十三、二十四	明二十三、二十四	大三十九	明四十二、四十	四	四十四、大五	四十四、大元	明三十九、四十	四十一	大元	三一十一	明三十五、三十	明三十五、三十	大元

三十四、三十五年再版
四十一、三十一、三版
索引附

二、索引

美術辭典	日本畫家大辭典	日本地名辭彙	帝國地名辭彙	日本農民史語彙	群書索引	日本隨筆索引	維新史研究資料索引	特別保護建造物並國寶目録	經濟社會論	國史便覽	日本讀史年表	國史研究年表
一	一	七	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一
石井素明	澤田章	中村達太郎	吉田東伍	太田武夫	小野高見	物集	太田爲三郎	齋藤文藏	天野敬太郎	重田定一郎	中村德五郎	大森金五郎
大三	二	明三十九	三十三、四十	四十五	大十五	明三十四	大八	昭二	昭二	明三十一	三十六	四十一

四版

大正十四年增訂再版
昭和二年增訂改題重版
特建國寶目録

大正十四年增訂第八版
國史大辭典附録
國史の研究附録

三、年表

國史研究年表	國史年表	日本讀史年表	國史便覽
一	一	一	一
黑板勝美	黑板勝美	大森金五郎	中村德五郎
大七	四十一	三十六	三十一

維新後大年年表	一	妻木忠太	大三
明治大年年表	一	小川煙村	三
增補尙古年年表	四	國書刊行會	十四
日本史籍年年表	本合	小泉安次郎	明三十六
增訂武江年年表	一	朝倉無聲	大元
新訂座右年年表	一	芳賀矢一	三
式戶右年年表	一	磐瀨玄策	明四十二
江正綜覽	二	內務省地理局	十三
奈良縣金石年表	一	奈良縣廳	大五
日本太陽曆年表	上	高頭仁兵衛	十
沿革考證 日本讀史地圖	一	河橋健自	明三十
新編日本讀史地圖	一	吉田東伍	大六
日本國史地圖	一	原秀四郎	明三十九
歷史科教授用參考掛圖	十二	東京帝國大學文學部	四十一、大八
日本歷史圖錄	四	歷史參考圖刊行會	大十二
日本肖像大觀	二	永井菊治	明四十二

十二年增訂再版

五、論文

日本歷史評林	六	萩野由之輯	明二十六
國史論纂	一	國史學會	三十六
史學會論叢(第一輯)	一	史學研究會	三十七
史的研究所	一	史學研究會	大三
續史的研究所	一	日本歷史地理學會	五
奧羽沿革史論	一	日本歷史地理學會	五
尾參遠郷土史論	一	日本歷史地理學會	六
武相郷土史論	一	日本歷史地理學會	六
攝津郷土史論	一	日本歷史地理學會	六
京阪文化史論	一	史學地理學同攷會	八
大阪文化史	一	大阪毎日新聞社	九
上野三碑日光並木街道	一	黑板勝美	十四
朽木に於ける指定史蹟	一	宮地直一	十三
朽玉・茨城・群馬三縣に於ける指定史蹟	一	柴田常惠	十四
栗里先生雜著	三	柴田常惠	十五
復軒雜纂	一	栗田寬	明三十四
		大槻文彦	三十五

誌名	刊行數	編者	創刊年次	備考
史學協會雜誌	月刊	史學協會	明十六年七月	明十九年五月廢刊
史學雜誌	月刊	史學協會	明二十二年	明二十三年十二月廢刊
江戶會誌	月刊	江戶會	明二十四年八月	明二十五年三月廢刊
江戶舊事考	月刊	江戶會	明二十四年五月	明二十五年七月廢刊
舊事諮問錄	月刊		明二十四年五月	明二十九年七月廢刊
史談海	月刊		明二十五十一月	
史論	月刊		明二十五十二月	明二十六年四月廢刊
舊幕府	月刊		明三十年四月	明三十四年八月廢刊
史學界	月刊		明三十二年一月	明三十七年七月廢刊
歷史地理	月刊	日本歷史地理學會	明三十二年	
地理と歴史	月刊	地理歷史學會	明三十三年三月	明三十四年三月廢刊
東洋學報	年四回刊	東洋協會調查部	明四十四年一月	
佛教史學	月刊	佛教史學會	明四十四年四月	大三年六月廢刊
歷史及地理	月刊	東京史學協會	明四十五年五月	大元年十月廢刊

附錄第二 國史文獻目錄

誌名	刊行數	編者	創刊年次	備考
讀史論集	一	山路愛山	明三十四	
史學叢話	二	星野恒	明四十二	
讀史百話	一	喜田貞吉	四十五	
鏗痴集	一	平出鏗二	大二	
生活と趣味 より觀たる 日本文明史話	一	吉田東伍郎	四	
歷史說史話	一	三重田定一	五	
歷史人物	一	三浦周行	五	
史話と文語	一	萩野由之	七	
歷史の片影	一	田中義成	九	
內田銀藏講論集	一	關根正義	十	
日本史の研究	一	內田銀藏	十一	
日本歷史地理之研究	一	八代浦周藏	十一	
國史叢論	一	吉田東伍	十二	
人物論叢	一	辻善之	十三	
國史文の研究	一	和田英之	十四	
我が歴史觀	一	平泉澄	十五	

附錄第二 國史文獻目錄

史	中央史壇學	年四回刊	三田史學會	大十年十月	
中	民族史	月刊	國史講習會	大九年五月	
民	史と地理	月刊	喜田貞吉	大八年一月	
歷	史と地理	月刊	史學地理學同致會	大六年十一月	大十二年一月社會史研究と改題十三年一月歴史地理と併合
史	林	年四回刊	史學研究會	大五年一月	

第八 史料

書名	冊	編者	發行年次	備考
大日本史料第一編	五	東京帝國大學史料編纂掛	昭和二年現在	仁和三年—延長五年
同 第三編	二	同	同	應德三年—寛治七年
同 第四編	十七	同	同	文治元年—承久三年
同 第五編	六	同	同	承久三年—寛喜三年
同 第六編	二十三	同	同	元弘三年—正平十六年
同 第八編	十二	同	同	應仁元年—文明十三年
同 第十二編	二十七	同	同	慶長八年—元和三年
史料綜覽	五	同	大十二—昭三	仁和三年—元弘三年

一、類聚史料

二、古文書

古事類苑	三十三	神宮司廳	明二十九—大三	神祇帝王、武技、姓名、泉貨、稱量、禮式、文學、法律、外交、官位、兵事、天歲時、遊戯、產業、方技、政治、器用、樂舞、服飾、動物、宗教、封祿、植飲食物、金石、居處、人、地
廣文庫	二十	物集高見	大五—七	大寶二年—寶龜十一年
大日本古文書	十五	東京帝國大學史料編纂掛	十五年現在	
同 家わけ文書	三十六	同	同	
同 幕末外國關係文書	二十二	同	同	
史徵墨寶	四帖	修史局	明二十、二十二	
徵古文書	二	黑板勝	二十九	
日本各時代古文書	四	栗田元次	大	
寫真集	四	魚澄惣五郎	大	
古文書時代鑑	四	杉編纂掛	十四—昭三	
阿波國徵古雜抄	一	小杉編纂掛	二	

附錄第二 國史文獻目錄

史	史	史	宸	八坂神社記錄	續左丞抄	續修東大寺正倉院文書	慶元古文書
料	誌	料	記	一	一	六	三
通	叢	大	集	八坂神社社務所		近藤瓶城	
覽	書	觀		大十二	三十三	十八	明二十七
十八	三十	二	二				
笹川種郎編	史學事項取調所	哲學書院	列聖全集編纂會				
大四一七	三十一—四十一	明三十一、三十三	六				

續史藉集覽

存探叢書

壬生官務家文書國史大系十二卷所收

八坂神社文書、八坂古文書

宇多、醍醐、村上、一條、後朱雀、後三條、後鳥羽、順德、後深草、後宇多、伏見、後伏見、後小松、花園等宸記

台記、宇槐記抄、台記別記、台記抄

大館常興日記、同裏書、親元日記、同別錄、親俊日記、晴豐記、晴右記、洞院公定日記、親孝日記、鶴岡社務記錄、玉英記抄、同事記錄、興福寺年代記

小右記(藤原實資)中右

玉	明	言	春	蔭	本	碧	空	臥	御	滿
月	繼	涼	軒	光	山	華	雲	當	濟	准
葉	卿	軒	軒	國	日	日	日	代	后	日
三	三	一	五	五	五	三	二	一	三	一
九	藤	山	藤	崇		義	周	戶	三	
條	原	科	原					田	寶	
兼	定	言	資	傳		堂	鳳	茂	院	
實	家	繼	房			堂	睡	濟	滿	
明三十九	四十四	大三	明四十五	大元、二	四十一	明二十七	明二十七	大四	三	
								七		明四十二

記(藤原宗忠)水左記(源俊房)帥記(源經信)山槐(藤原忠親)勸仲記(藤原兼仲)兵範記(平信範)國書刊行會刊

同

丹鶴叢書

大日本佛教全書

同 續史籍集覽一

同 六—八

同 九、十

國書刊行會刊

京都大學刊行

三代御記、貞信公記、九曆(九條師輔)平記(平行親)、高野參詣記(平範國)江記(大江匡房)平知信記、爲經卿記、冬平公記、匡遠記、北面假

八坂神社記錄	一	八坂神社社務所	大十二
群書類從雜部	一	塙保己一編	
改定史籍集覽新加別記	二	近藤宗元	明三十四—三十六
維新史料日記	一五	野史臺	二十
一條忠香日記抄	一		大四

名記(源康成)、齋藤基恒日記、東大寺法華堂要錄、繼芥記、東大寺繪所日記、惟房公記、天正日記、親綱卿記、九州下向日記(是齋重鑑)

祇園執行日記
醍醐寺雜事記(慶延)、祇園執行日記、慶長三年御湯殿上日記等

安倍泰親記、後鳥羽院宸記、良經公記、爲長卿記、順德院御記、季繼記、經光卿記、龜山院凶事記、俊光卿記、仲光卿記、康成記、教長卿記、經嗣公記、在盛卿記、資益王記、長興記、拾芥記、隆康私記、後奈良院私記、鶴岡社務記、鶴岡事書日記、碧山日錄、孝亮記、忠利記、駒井日記

史籍協會刊

四、叢書部

大久保利通日記	二	昭二
國史大系	十七	明三十一—三十四
續國史大系	十五	三十五—三十七
群書類從	十九	二十七
續群書類從	七十	太十二—昭三
續々群書類從	十六	明三十九—四十二
事實文編	五	四十四
近古文藝	十二	二十四
史料通信叢書	二十八	二十六—三十
百家說林	十	二十四—二十五
百家說林續編	五	三十八—四十
史籍雜纂	五	四十四—四十五
百萬塔	六	二十四、二十五
三聖全集	四	大六
列聖全集	二十五	四—六
我自刊我叢書	百一	明十三—十七

同、本會發行、幕末關係文書日記猶少からず

存採叢書	二百三十	近藤圭造	明十八—三十
史籍集覽	四百五	近藤城	十四
續史籍集覽	七十	近藤城	二十七—三十六
改定史籍集覽	十三	近藤城	三十四—三十六
新百家說林	六	弘文館	四十、四十一
珍書隨筆大觀	六	井上賴教	四十三、四十四
續燕石十種	二	國書	四十二
續帝國文庫	五十	博文館	三十一—三十六
日本偉人言行資料	二十四	堀田左	大四—六
國史叢書(第一期)	三十四	川上多	三—六
國史叢書(第二期)	十七	矢野真	六—十
好古類纂	十七	好古社	明三十三—三十七
日本古典全集	百	與謝野寬	大十四—
國民文庫	三十六	國民文庫刊行會	明四十五—大二
日本隨筆大成	十二	弘文館	昭二—

第一期五十卷
第二期五十卷續刊中
三版
續刊中

未刊隨筆百種	二十	三田村鳶魚	昭二—	續刊中
續國民文庫	十八	國民文庫刊行會	大三	三版
丹鶴叢書	九	水野忠央	明四十五—大三	
日本國粹全書	二十四	日本國粹全書刊行會	大四—七	
少年必讀日本文庫	十二	內藤耻叟	明二十四—二十五	
有朋堂文庫	百十六	有朋堂	大二—七	
燕石十種	三	岩本佐七	明四十、四十一	
新燕石十種	五	國書刊行會	四十五、大二	
異國叢書	十二	瀧井誠一	昭二—	續刊中
日本產業資料大系	十二	瀧井誠一	大十五—昭二	
日本經濟叢書	三十六	瀧井誠一	三一—六	
續日本經濟叢書	三	瀧井誠一	十二	
近世社會經濟叢書	十二	改造社	十五—昭二	
德川時代商業叢書	三	國書刊行會	二	
日本倫理彙編	十	井上哲次郎	明四十一	再版
懷德堂遺書	十五	西村時彥	四十四	
文明源流叢書	三	國書刊行會	大二	

日本教育文庫	十二	同文館	明四十三、四十四
心學叢書	六	赤堀又次郎	三十八、四十二
國民道德叢書	三	有馬真祐	四十四、四十五
皇學叢書	十二	物集高見	昭二
武士道叢書	三	井上哲次郎	明四十一
神道叢書	八	中島博光	二十九、三十一
神祇全書	五	本居豐穎外三名纂訂	三十九、四十一
大日本佛教全書	百五十	佐々木有義編	四十五、六十一
日本大藏經	五十	藏經書院	大四
國東方佛教叢書	十	鷲尾順敬	十五、昭二
信仰叢書	一	國書刊行會	大四
淨土宗全書	二十	宗書保存會	明四十
眞宗大系	三十六	眞宗典籍刊行會	大八、十二
國譯禪宗叢書	十二	國譯禪宗叢書刊行會	明二十六、三十
帝國文庫	四十九	博野文館	二十四
日本文學全書	二十四	萩野由之	

初版—四版

續刊中

三版—七版

國文大觀	十	本居豐穎	明三十六—三十九
日本歌學全書	十二	佐々木弘綱	二十三、二十四
續日本歌學全書	十二	佐々木信綱	三十一—三十二
歌學文庫	八	室松岩雄	四十三—六十二
近世文藝溫知叢書	十二	內藤耻叟	二十四
新群書類從	十	國書刊行會	三十九—四十一
五山文學全集	十	上村觀光	四十三—四十五
近世文藝叢書	十二	國書刊行會	大三—五
德川文藝類聚	十二	國書刊行會	五
江戸時代文藝資料	五	國書刊行會	明三十二—三十四
俳諧文庫	二十四	博谷文政館	大元
俳諧叢書	二	岩谷季雄	十五—昭三
日本俳書大系	十七	日本俳書大系刊行會	七—九
藝苑叢書	六十	相見繁一	明四十四
演劇叢書	四	高野辰之	明四十三
歌舞伎叢書	一	金港堂編輯部	大四
雜藝叢書	二	國書刊行會	

普及版三十四冊

故實叢書	百四十	今泉定介	明三十三—三十九
近世風俗見聞集	四	國書刊行會	大元—二
大日本地誌大系	十四	日本歷史地理學會	三—六
大日本名所圖會	二十	原田幹	七—十一
江戸叢書	十二	江戸叢書刊行會	五—六
京都叢書	十六	京都叢書刊行會	三—六
浪速叢書	十六	浪速叢書刊行會	十五—
維新史料	七十	野史臺	明二十
樂翁公遺著	三	松平定信	二十六
華山全集	二	鈴木清節	三十四
松陰先生遺著	一	吉田庫三	四十一
東行先生遺文	一	高杉春太郎	大五
清川八郎遺著	一	山路愛山	二
佐藤信淵家學大全	一	佐藤信淵	明三十九
佐藤信淵家學全集	三	瀧本誠一	大十五
益軒全集	八	益軒會	明四十三
新井白石全集	六	國書刊行會	三十八—四十

續刊中

八家集

蒲生君平全集	一	岡部精一郎	明四十四
近藤正齋全集	三	國書刊行會	三十八—三十九
象山全集	二	信濃教育會	大二
黑川真賴全集	六	黑川真道	明四十三—四十四
戶田茂睡全集	一	國書刊行會	大四
契沖全集	十	大阪朝日新聞社	十五
賀茂真淵全集	六	國學院編輯部	明三十六—三十九
本居宣長全集	六	本居豐穎校訂	三十五
本居宣長稿本全集	二	本居清造	大十一—十二
橘守部全集	十三	橘順一	九—十一
伴信友全集	五	國書刊行會	明四十一—四十二
平田篤胤全集	十	室松岩雄	四十一—大二
西川如見遺書	十四	西川忠亮	三十二
盤水存響	三	大槻茂雄	大元
帆足萬里全集	二十五	帆足記念圖書館編	十五
傳教大師全集	九	天台宗典刊行會	元
智證大師全集	四	佛書刊行會	六一—七

大十五再刊

弘法大師全集	六	祖風宣揚會	明四十三				
法然上人全集	一	黑田眞洞	四十一				
慈眼大師全集	二	望月信亨	四十一				三版
芭蕉全集	一	寬永寺	四五				
校訂西鶴全集	二	沼波武夫	十				
新釋近松傑作全集	五	熊谷千代三郎	明四十				
近松全集	十二	水谷弓彦	四十三				續刊中
上田秋成全集	二	國書刊行會	六				
秋成遺文	一	藤井乙男	八				
蜀山人全集	六	弘文館	明四十、四十一				新百家說林と同
田能村竹田全集	一	國書刊行會	大五				

第九追加

書名	冊	著者	刊年	備	考	對照
先史學研究	一	長谷部言人	昭二			一
日本考古學	一	後藤守一	昭二			一・四

考古學講座	十二	清野謙次	昭三			一・四
石器時代人研究	一	清野謙次	昭三			一
神話學概論	一	西村眞次	二			二
國史講座	十二	文獻書院	三十一	續刊中		
船舶史講座	一	新村書店	二			
日本文化講座	十二	大村書	三十一	續刊中		
日本史學史	一	清原貞雄	三			三
日本考古學式鏡	一	後藤守一	大十五			四
日本考古學式鏡	一	梅原末治	大十四			四
奈良朝民政經濟的數的研究	一	澤田吾一	昭二			三・二
上代驛制の研究	一	坂本太一郎	三			三
萬葉集の文化史的研究	一	西村眞次	三			三
出雲風土記考證	一	後藤末四郎	二			三
天平藝術の研究	一	佛教美術特輯	大十四			三
藤原時代の藝術	一	同	昭三			九
圖錄繪卷物小釋	一	松岡映丘	二			三二・二六
武田信玄事蹟考	一	內藤慶助	明卅七			三四・三五

近世日葡通交小史	岩成生一	昭二	三六・三九・四二
文祿元年 天草版 吉利支丹教義の研究	橋本進吉	昭三	三九
三浦の安針	加藤三吾	昭三	四二
春日潜庵傳	太田虹村	昭三	五一
封建社會の統制と鬭争	黒正巖	三	四五・四六・四七
元祿享保時 代に於ける 經濟思想の研究	中村孝也	三	四九
近世封建社會の研究	本庄榮治郎	三	四四・四六
長崎と海外文化	長崎市役所	大十五	四五
國學發達史	清原貞雄	昭二	四二・四四・四八
戶田茂睡論	佐々木信綱	大二	四四
家藏日本地誌目錄	高木利太	昭二	四四
江戸文學考説	石田元季	三	四四・四八・五
草雙紙のいろく	同	三	五
江戸時代の川柳	井上劍花坊	三	四八・五
近世日本演劇の源流	原田亨一	三	四四
江戸時代の音樂	田邊尚雄	三	四四・四八・五
冷泉爲恭	逸木盛照	大十四	五

奈良縣に於ける指定史蹟	上田三平	昭二三	四・十三
大日本史料第十一編	史料編纂掛	昭二	
隨筆文學選集	同刊行會	昭二三	
續隨筆文學選集	同	三一	續刊中
日本戲曲全集	同	昭二	歌舞伎篇
大西郷全集	同	二	